

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	1. 海洋の安全保障 (1)我が国の領海等における国益の確保	
	ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上	
1	○防衛省・自衛隊については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施していく。特に、南西諸島を含む島嶼(しよ)部への部隊配備等により、島嶼(しよ)部における防衛態勢・体制の充実・強化を図る。(防衛省)	○海上自衛隊の艦艇4隻(護衛艦3隻、潜水艦1隻)、航空機1機(固定翼哨戒機1機)を就役させました。(防衛省) ○「国家防衛戦略」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「防衛力整備計画」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています。(防衛省) ○安全保障環境に即した部隊などの配置(奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備)とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)
2	○海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。(国土交通省)	○ 厳しさを増す我が国周辺海域の情勢を踏まえ、新たな国家安全保障戦略等の策定にあわせて、平成28年に決定された「海上保安体制強化に関する方針」の見直しを行い、令和4年12月に「海上保安能力強化に関する関係閣僚会議」が開催され「海上保安能力強化に関する方針」が決定されました。海上保安庁では当該方針に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、新技術活用や関係機関との連携強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めています。(国土交通省) ○大型巡視船1隻、中型ジェット機1機を就役させたほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として229人を増員しました。(国土交通省)
3	○水産庁については、漁業取締本部を設置し、本部体制の下、漁業取締能力の強化を図っていく。さらに、海上保安庁と水産庁の連携を強化し、悪質・広域化する外国漁船等の違法操業への対応能力を高めていく。(農林水産省)	○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の取締装備の充実や外国漁船対策室の設置等の漁業取締能力の向上を進めたほか、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船の違法操業への対応能力を高めました。(農林水産省)
4	○弾道ミサイル等の発射の際に、日本近海で航行・活動する船舶への自動化等を通じた迅速な情報伝達手段の整備を進める。(農林水産省、国土交通省)	○日本近海を航行する船舶に対して、弾道ミサイル等の発射があった際に、その情報を迅速に伝達するシステムの運用を適切に行いました。(国土交通省) ○令和元年度から運用を開始した、弾道ミサイル等の発射情報を迅速に漁船に伝えるために、漁業無線局が受信した発射情報を、漁船に対して無線で自動的に伝達するシステムについて、適切に運用を行いました。(農林水産省)
5	○不審船・工作船対応能力を維持・向上するため、情報収集分析体制の強化や不審船対応訓練を継続的に実施するとともに、不測の事態へのシームレスな対応が可能となるよう防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携を一層強化する。(国土交通省、防衛省)	○海上保安庁と海上自衛隊との間では、平素から搜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行うなど、平成11年に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っています。(国土交通省、防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
6		○海上犯罪を未然に防止するため、引き続き監視・取締りを行う。特に、国内密漁事犯・外国漁船等の違法操業、海域への廃棄物の投棄等の海上環境事犯、薬物・銃器等の密輸・密航事犯に対する監視・取締り、外国人活動家等による領海侵入事案及び不法上陸事案の対応に引き続き取り組む。また、これらに的確に対応するため、海上保安庁の巡視船艇・航空機、水産庁取締船等及び警察用船舶・航空機等の整備を含め、必要な人員、体制の確保及び輸送手段を含む装備資機材等の整備を推進する。加えて、海上保安庁と水産庁の連携を強化するなど海上犯罪取締りに関する関係機関間での連携を強化する。(警察庁、法務省、財務省、農林水産省、国土交通省)	○海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。 ・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供(法務省) ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、関係都道府県、水産庁、海上保安庁、警察が連携して、効果的な取締手法の検討や、合同取締りを含む機動的な監視・取締りを実施(警察庁、農林水産省、国土交通省) ・我が国の排他的経済水域(EEZ)における外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、漁業取締船、巡視船艇、航空機により、大和堆周辺海域における違法操業を行う外国漁船への退去警告等への対応を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施(農林水産省、国土交通省) ・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施(国土交通省) ・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法出国者の効果的な水際取締りを実施(財務省、国土交通省) ・沖縄県警察国境離島警備隊における訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、国境離島への不法上陸事案等への対応能力の強化を実施(警察庁) ○公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網等の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。(法務省)
7		○諸外国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動の活発化に対し、現場海域における海上保安庁の巡視船等による中止要求や外交ルート等を通じた抗議・申入れを行うなど、適切に対処していく。(外務省、国土交通省)	○我が国のEEZ等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにもかかわらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(外務省、国土交通省)
8		○漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施することも含め、我が国の沿岸や離島の安全を確保するため、治安維持活動等に従事する要員の増員、装備資機材等の整備、海上保安庁・警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等をより一層着実に推進する。併せて、漂着者を介した感染症のまん延の恐れを踏まえ、検疫の面で適切に対応するとともに、地方公共団体・関係機関等との連携の強化により、関係者による迅速な情報共有体制を確保する。このほか、北朝鮮籍と見られる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応する。(警察庁、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)	○海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしょう戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機などを整備するなど、広域海洋監視能力の強化を進めています。(国土交通省) ○北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たっての検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。(財務省、厚生労働省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
9		○海上におけるテロ対策として、関係機関が連携し、テロ関連情報の収集・分析、我が国に入港する船舶の安全確認、水際におけるテロ対策、臨海部の原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する監視警戒を適切に実施するとともに、核燃料輸送船に対する警備体制の強化を図る。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、海上におけるテロや犯罪行為の未然防止等の不測の事態へ適切な対応が可能な体制を整備する。(警察庁、法務省、財務省、国土交通省)	○海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。(国土交通省) ○海上保安庁では、官民が連携したテロ対策の推進に力を入れており、臨海部のソフトターゲットである旅客ターミナルやフェリー等の海事・港湾事業者等とともにテロ対策を進めています。具体的には、官学民が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」を3回開催し、G7広島サミット等に向け、「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」の改訂や海事・港湾事業者等のテロ対策に関する意識の醸成等を目的とした「テロ対策啓発用リーフレット」を作成して、海事・港湾事業者へ配布しました。(国土交通省)
10		○国際法及び国内法に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設における保安対策を着実に実施する。(国土交通省)	○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策や、国際港湾施設について、埠頭保安規程等に基づく保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行い、港湾における保安対策を着実に実施しました。(国土交通省)
	イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保		
11		○脅威の出現を未然に防ぐための外交的取組を強化していくとともに尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、排他的経済水域における中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、北朝鮮による弾道ミサイルの発射といった我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、我が国は外交ルート等を通じて、迅速な抗議・申入れを行っており、今後とも問題の平和的解決のために粘り強い外交努力を行っていく。(外務省)	○尖閣諸島周辺海域における中国海警船の領海侵入、EEZにおける中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、韓国警察庁長等による竹島への上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国等に対し、迅速かつ強く抗議を実施しています。(外務省) ○ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、今この時点では、平和条約交渉の展望について、具体的に申し上げる状況にはありませんが、政府としては、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく考えです。(外務省)
12		○我が国の主権に関連して、ロシアにより法的根拠のない形で占拠されている北方領土及び韓国による不法占拠が続いている竹島をめぐる問題に関し、引き続き外交的解決を目指し取り組んでいく。(外務省)	
13		○我が国を取り巻く海洋の安全保障に関する環境を安定させ、不測の事態を防ぐため、沿岸国との海洋の安全保障に関する対話・協議・協力のチャンネルを重層的に構築していく。(外務省)	中国との間で、日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議団長間協議(令和4年6月)、第14回日中高級事務レベル海洋協議全体会議(令和4年11月)を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。また、第17回日中安保対話(令和5年2月)を開催し、日中の外交・防衛当局間で海洋の安全保障を含む様々な懸案について意見交換を実施しました。(外務省) ○第5回日・フィリピン海洋協議(令和5年3月)においてシーレーンを共有する戦略的パートナーとして、東シナ海・南シナ海等の両国の周辺海域における最近の情勢やスルー・セレベス海やルソン海峡等における協力強化等について意見交換を行いました。本年2月のマルコス大統領による訪日の成果も踏まえて、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認し、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」と「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現に向け、海洋分野等で協力を強化していくことで一致しました。(外務省)
14		○周辺国等との間で排他的経済水域、大陸棚等の境界が未画定である中、相手国の国民及び漁船に対して取締り等の措置をとらないこととしている日韓・日中漁業協定上の暫定水域等において資源管理が適切に行われるようにすることを含め、我が国の法的立場や海洋権益が損なわれることがないよう、外交努力を積み重ねていく。(外務省、農林水産省)	○違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に対し働きかけを行いました。特に日中間の漁業に関しては、我が国EEZ内における中国違法漁船の問題について、日中高級事務レベル海洋協議などの機会も利用しつつ様々なレベルで日本側の懸念を繰り返し伝達し、漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう中国側に累次にわたり申入れを実施し、解決を強く求めています。また、日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づくいわゆる北部暫定水域での操業問題等について、韓国側に対して解決を強く求めています。(外務省、農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	ウ 同盟国・友好国との連携強化	
15	○同盟国である米国に対しては、平素における各種交流や情報共有、演習等を通じ、幅広い海洋の安全保障の分野における日米間の更なる連携強化に努め、長期的かつ安定的な米軍のプレゼンスを確保するとともに、友好国との連携を強化していく。(外務省、防衛省)	○「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、同盟国などと連携して海賊対処行動を実施するほか、より緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(外務省、防衛省)
	エ 情報収集・分析・共有体制の構築	
16	○海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進していく。(内閣官房、国土交通省、防衛省)	○宇宙基本計画工程表を改訂(令和4年12月23日宇宙開発戦略本部決定)し、海洋状況把握への宇宙技術の活用について、関係省庁における令和4年度末までの取組状況・実績及び令和5年度以降の主な取組を更新しました。(内閣府) ○令和5年1月、情報収集衛星(レーダ7号機)の打上げを行いました。(内閣官房)
17	○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、我が国領海等における海洋監視情報収集体制を強化していく。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省)	○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、JAXAが保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化に関し我が国が有する高い技術力を活用し、令和4年度に長期運用可能でかつモジュール交換により将来想定される多用な任務に対応可能なUUVを早期かつ低コストで実現するための「モジュール化UUV」の研究試作品が完成するとともに、併せてこのUUVにおける構成品及びソフトウェアの仕様を規定した「UUV規格基準書」の初版を作成しました。(防衛省) ○同盟国である米国や同志国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省) ○海上保安庁は、海洋監視体制を強化するため、令和4年10月に無操縦者航空機の運用を開始し、我が国周辺海域における監視警戒飛行などを行っています。(国土交通省) ○防衛省が将来的に導入を検討している滞空型無人機について、各種任務への適合性及び有人機との連携、省人化に寄与する導入の在り方を検証するため、「無人機の試験運用業務委託」を7月に公募、9月に契約した。令和5年度からの試験運用に備え、インフラ等の設備を整備した。(防衛省) ○防衛省・自衛隊の防衛体制の充実、海上保安庁の能力強化の取組は施策番号1、2及び6に記載しました。(防衛省、国土交通省) ○先進光学衛星(ALOS-3)及び先進レーダ衛星(ALOS-4)について、維持設計、プロトフライトモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。(文部科学省)
18	○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、必要な情報の調査・収集に努める。(内閣府、外務省、国土交通省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海やEEZの外縁の根拠となる低潮線調査等を実施しています。(国土交通省)
19	○海洋監視情報共有体制に関しては、防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、両者間の情報共有体制を充実させていく。(国土交通省、防衛省)	○防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。(国土交通省、防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
20		○平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化していく。(国土交通省)	○施策番号2及び8に記載しました。
21		○重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を強化する。(国土交通省、防衛省)	○巡視船艇・航空機や監視資機材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。(国土交通省、防衛省) ○安全保障環境に即した部隊などの配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)
	オ 海上交通における安全の確保		
22		○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督(PSC)の着実な実施、海運事業者に対する運輸安全マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。(国土交通省)	○船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。(国土交通省) ○「海の安全情報」では、地震や津波等の緊急情報、海上工事や海上行事等の海上安全情報、気象現況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しています。(国土交通省) ○各マリレジャーを安全・安心に楽しむために必要な知識、技術等を総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」に取りまとめて公表し、利用者への周知啓発を実施しています。(国土交通省) ○多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、令和4年7月、水上安全をテーマとした水辺の安全ネットワーク会議(JBWSS)に参加し、海で安全に楽しく遊ぶために必要な事項について周知啓発を実施しました。(国土交通省) ○ミニボート、カヌー、SUP等のマリレジャーが盛んになっており、海上活動が多様化及び活発化している状況を踏まえ、関係機関・関係民間団体と連携し、ユーザーに対する現場指導を実施したほか、通信販売事業者や販売店等とも連携協力し、安全対策に係る周知啓発活動を実施しました。(国土交通省) ○「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」に掲げられた各種対策について、抜き打ち監査の実施や通報窓口の設置、安全情報の提供など、実施可能なものから速やかに実行に移すとともに、所要の法令改正にも取り組んでいます。(国土交通省)
23		○船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・濃霧等の気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況を観察し、これらに関する実況、あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するための体制、施設及び設備の維持・充実を図る。(国土交通省)	○波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計等の観測施設・設備の維持・管理を行いました(※施策番号209に関連記載あり)。また、波浪を予測する数値予報モデルの高解像度化を行い、波浪予測の精度を改善しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
24	○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による航行船舶の安全に必要な情報提供、船舶に対する指導等を行う。また、これらを適切かつ効果的に実施するため、同センターの機能充実を図る。さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、海難救助体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す。また、民間組織との連携を図るとともに、近隣諸国との協議・訓練を的確に実施し、連携を強化する。(国土交通省)	○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、航行安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、AISを活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。(国土交通省) ○船舶への情報提供体制の強化を図るため、レーダ、監視カメラ等の増設を進めたほか、広域に業務が拡大する中で管区海上保安本部と海上交通センターの連携強化を図る観点から、大阪湾海上交通センターの管制機能を兵庫県淡路市から同県神戸市へ移転しました。(国土交通省) ○令和3年7月に施行された「海上交通安全法等の一部を改正する法律」に基づき、船舶に対する湾外等の安全な海域への避難を勧告する制度及びバーチャルAIS航路標識の緊急表示制度をそれぞれ施行後初めて運用し、船舶交通の安全を確保しました。(国土交通省) ○迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。
24	○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による航行船舶の安全に必要な情報提供、船舶に対する指導等を行う。また、これらを適切かつ効果的に実施するため、同センターの機能充実を図る。さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、海難救助体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す。また、民間組織との連携を図るとともに、近隣諸国との協議・訓練を的確に実施し、連携を強化する。(国土交通省)	○漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報表示システム」の周知活動に取り組みました。(国土交通省) ○海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した搜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的実施しました。(国土交通省) ○所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」を適切に運用し、洋上における救助・救急体制の充実強化を図りました。(国土交通省)
25	○船舶事故や自然災害により救助の必要が生じた際に、遭難者の位置特定に多くの時間を要するという現状に鑑み、位置情報の把握が難しい小型船舶を含む船舶等の位置を把握できる体制を構築する。また、こういった事案への適切な対応のための、関係府省間の情報共有体制を確立する。(内閣府、農林水産省、国土交通省、防衛省)	○国土交通省では、カメラ画像からの船舶検出等の手法を用いてAIS非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。(国土交通省) ○農林水産省では、漁船へのAIS搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。(農林水産省) ○防衛省では、自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。(防衛省)
26	○海上交通の安全を確保するため、「海洋速報」として海況情報をインターネットで提供するとともに、船舶交通が輻輳(ふくそう)する狭水道における潮流の観測体制と情報提供体制を強化する。(国土交通省)	○海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報として平日毎日作成し、インターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報についてもインターネットで提供しています。(国土交通省)
27	○電子海図・航海用刊行物を活用した船舶交通の安全性を向上するため、国際水路機関(IHO)における国際ルールの策定に積極的に参画し、利便性の高い航海安全情報の提供方法を検討するとともに、電子海図等の情報充実と高機能化に取り組む。(国土交通省)	○国際ルール策定のために設置された水路業務・基準委員会(HSSC)の作業部会に参画し、次期電子海図作製の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
28	○海難事故の発生した際の巡視船や航空機による搜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係省庁連携の下、海象データの不足海域の解消、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進め、漂流予測を正確に行う。(国土交通省)	○搜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国土交通省)
	カ 海洋由来の自然災害への対応	
29	○津波・高潮等の海洋由来の大規模な災害の発生時等の非常事態等に備えて、過去の教訓に基づき適切な司令塔のあり方について検討を行う。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、大規模な自然災害へ適切な対応が可能な体制を整備する。(内閣府、国土交通省、防衛省)	○防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、海域における地震活動の把握のために、地震性堆積物や地震データの解析、地震観測に向けた整備、地下構造や断層モデル高度化を進めました。また、「通常と異なる現象」発生後の時間推移についても考慮した地震や津波のハザード・リスクの防災情報創生にむけたシステムの構築を進めました(※施策番号232に関連記載あり)。(文部科学省)
30	○海洋由来の自然災害については、未然にこれら全てを防ぐことは難しいため、平素からの被害軽減のための観測・調査を継続するとともに、被害軽減のための施策に取り組む。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム(DONET)を着実に運用するとともに、観測データの利活用推進に取り組みました(※施策番号245に関連記載あり)。(文部科学省) ○南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農林水産省)
31	○海洋由来の自然災害への対策については、災害の未然防止、災害の被害予測、災害発生時における被害の拡大防止、被災者の救助活動の強化及び災害の復旧等の観点から、必要な対策・措置に取り組む。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○ 厳しさを増す我が国周辺海域の情勢を踏まえ、新たな国家安全保障戦略等の策定にあわせて、平成28年に決定された「海上保安体制強化に関する方針」の見直しを行い、令和4年12月に「海上保安能力強化に関する方針」を決定しました。当該方針に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、新技術活用や関係機関との連携強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めています。(国土交通省) ○大型巡視船1隻、中型ジェット機1機を就役させたほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として229人を増員しました。(国土交通省)
32	○津波・高潮等による被害をできる限り軽減するため、海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、施設の適切な維持管理、海岸防災林の整備等を推進する。また、大規模津波に対しても減災機能を発揮する「粘り強い構造」を有する堤防の整備を推進する。さらに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。(農林水産省) ○海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。(農林水産省、国土交通省) ○全国の水門・陸閘等(海岸保全施設)の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震対策を推進しました。(農林水産省、国土交通省) ○国土強靱化の取組をさらに強化するため、高波等に対する面的防護対策を進めました。(農林水産省、国土交通省) ○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、津波・高潮対策や老朽化対策等を推進しました。(農林水産省、国土交通省) ○海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
33	○最大クラスの津波・高潮等から人命を守るため、津波災害警戒区域の指定等による津波防災地域づくりを推進し、国において関係部局が一体となって都道府県や市町村への支援体制を構築する。また、三大湾等における最大クラスの高潮浸水想定区域等の指定を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、都道府県の「高潮浸水想定区域等」の指定等の支援を行いました。(農林水産省、国土交通省)
34	○気候変動に伴い想定される高潮偏差の増大、波浪の強大化や海面水位上昇といった災害リスク増大に備えるため、沿岸域における国土の保全についての適応策を検討する。(農林水産省、国土交通省)	○気候変動の影響による海面水位上昇等に関する文献等の収集を行いました。(農林水産省、国土交通省) ○令和2年7月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変動影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進するため、勉強会を開催し海岸管理者への支援を実施しました。(農林水産省、国土交通省)
35	○大規模地震や津波等の影響により、倒壊、損傷が生じるおそれのある航路標識等の耐震・耐波浪対策を図るとともに、災害情報等の提供の充実強化を図る。(国土交通省)	○災害発生時においても海上輸送ルート of 安全確保を図るため、航路標識の耐災害性強化に係る整備を実施しました。(国土交通省) ○津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し、提供しました。(国土交通省)
36	○大規模地震時の緊急物資輸送等を確保するため、港湾における岸壁及び護岸等の耐震化を図る。(国土交通省)	○平成28年3月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、耐震強化岸壁の整備を推進しました。(国土交通省)
37	○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに、港湾事業継続計画(BCP)の改善や広域港湾BCPの策定を推進する。さらに、港湾の堤外地等における高潮対策を推進する。(国土交通省)	○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺泉北港)の運用体制の強化を図りました。また、港湾BCPや広域港湾BCPに基づく訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。(国土交通省) ○重要かつ緊急性の高い港湾施設の嵩上げ・補強等の浸水対策を実施し、高潮・高波等による被害軽減を図りました。(国土交通省) ○各港での港湾BCPの策定の参考資料となる「港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン」(改訂版)を公表しました。(国土交通省)
38	○迅速に緊急支援物資等の海上輸送を行うための体制の強化を図る。また、大規模災害時の輸送等に重要な役割を果たす民間船舶について、地方公共団体と事業者等が連携して、緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進める。(国土交通省)	○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、「災害時の船舶活用マニュアル策定ガイドライン」を公表し、地方運輸局を通じて地方公共団体等に対して、マニュアル等の策定を促しました。(国土交通省) ○災害時における、通信インフラ障害に対応できるよう、携帯電話基地局の船上開設に向け、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結の促進のため、調整を進めています。(国土交通省)
39	○東日本大震災を踏まえた港内における船舶の津波等に対する安全対策を始め、災害対策について検討を行い、港則法による避難の勧告等を効果的に運用していく。今後、より早く確実な情報伝達体制の構築に取り組むとともに、実践的な訓練の実施に基づく見直しを推進する。(国土交通省)	○大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。(国土交通省) ○各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施し、港則法に基づく避難勧告等を効果的に運用しました。(国土交通省)
40	○津波、高潮等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。(国土交通省)	○波浪及び潮位等の観測については、施策番号23に記載しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
1. 海洋の安全保障 (2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保		
ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組		
41	○シーレーン沿岸国に対する能力構築支援や、国際機関への要員派遣等の取組のほか、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等の国際協力活動への参加、その他の平素の交流を通じてシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係を構築するとともに、海上法執行能力向上支援、様々な機会を捉えた海上自衛隊の艦艇による寄港や巡視船の派遣、共同訓練等を全省庁横断的に連携して進めていく。(外務省、国土交通省、防衛省)	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各国との往来制限が徐々に緩和される中、多国間会合として、第22回北太平洋海上保安フォーラムにオンライン形式で、第18回アジア海上保安機関長官級会合に対面で参加及び世界海上保安機関長官級会合の関連イベントとしてオンラインシンポジウムを実施しました。また、二国間会合として、アメリカ、インド、オーストラリア、フィリピン、ベトナム、インドネシアとの間で長官級会合を実施することで、各国海上保安機関との連携を深めました。さらに、外国海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチームにより、海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援を現地への派遣及びオンライン形式で実施しました。(国土交通省) ○アジア・アフリカ等のシーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援に関して、以下の取組を実施しました。 ①二国間のODAによる能力向上支援(外務省) ・12月、ジブチ沿岸警備隊への巡視艇2隻の建造支援及び浮桟橋の整備に関する書簡の交換 ・マレーシア海上法令執行庁に対するJICA専門家の派遣 ・フィリピン沿岸警備隊に対するJICA専門家の派遣 ②海上法執行能力向上支援(国土交通省) ・ジブチ沿岸警備隊(7月、12月及び令和5年2月)、スリランカ沿岸警備庁(令和5年2月)、マレーシア海上法令執行庁(9月、令和5年1月、2月及び3月)、ベトナム海上警察(8月及び令和5年2月)、インドネシア海上保安機構(7月及び令和5年1月)に対し、海上法執行のほか、鑑識業務、油防除、潜水に係る能力向上支援を現地またはオンラインにて実施 ○海上自衛隊艦艇・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等は以下の通りです。 ①防衛関係(防衛省) ・令和4年6月～10月、護衛艦「いずも」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施 ・令和5年1月～5月、掃海母艦「うらが」等をインド太平洋・中東方面に派遣し、各国と共同訓練を実施 ・スリランカに対する航空救難分野、フィリピンに対する艦船整備分野及び航空医学分野、ベトナムに対する水中不発弾処分分野、潜水医学分野及び航空救難分野に関する能力構築支援を実施 ②海上保安関係(国土交通省) ・令和4年5月及び令和5年1月、海上保安庁の巡視船・航空機をインドネシア周辺海域やベトナム等に派遣し、公海上でのしゅう戒のほか、沿岸国海上保安機関との連携訓練を実施 ○防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)や西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)をはじめとした地域の安全保障対話の枠組において、海洋安全保障のための協力に取り組んでいます。(防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取組んだ具体的内容
41	○シーレーン沿岸国に対する能力構築支援や、国際機関への要員派遣等の取組のほか、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等の国際協力活動への参加、その他の平素の交流を通じてシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係を構築するとともに、海上法執行能力向上支援、様々な機会を捉えた海上自衛隊の艦艇による寄港や巡視船の派遣、共同訓練等を全省庁横断的に連携して進めていく。(外務省、国土交通省、防衛省)	○令和4年9月～11月にかけ、東南アジア諸国や南アジア諸国、ソマリア周辺国、西アフリカ諸国、大洋州諸国等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員に対し独立行政法人 国際協力機構(JICA)による「海上犯罪取締り」研修をオンライン形式にて実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関するオンライン講義を実施しました(※施策番号221に関連記載あり)。(外務省、国土交通省) ○日・フィリピン海洋協議の第4回(令和3年10月)会合(オンライン開催)において、巡視船や沿岸監視レーダーといった装備面及びフィリピン国軍及び沿岸警備隊の人材育成にかかる日本の協力に対し、フィリピン側から深い謝意表明がありました。(外務省) ○フィリピン及びマレーシアの海上保安機関に対し、海上法執行等の能力向上支援のためJICA専門家の派遣を実施(継続)しました。(外務省) ○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策については、施策番号42に記載しました。(外務省、国土交通省、防衛省)
42	○国際社会と連携し、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動を引き続き実施する。また、現在、我が国の海賊対処行動部隊が拠点を置くジブチは、西インド洋及び紅海を臨む要衝であることに鑑み、これまでの活用実績も踏まえつつ、同拠点を一層活用するための方策を検討していく。連合海上部隊(CMF)と連携した情報収集や、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)、第151連合任務部隊(CTF151)等の国際的な協力枠組を通じて、関係国との連携の強化を図る。さらに、ソマリア及びソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上及び海賊訴追・取締能力向上のため、国際機関を通じた支援及び二国間での支援を引き続き実施する。(外務省、国土交通省、防衛省)	○「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海上自衛隊護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海上自衛隊P-3Cしょう戒機を派遣海賊対処行動航空隊として派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。(国土交通省、防衛省) ○ソマリア沖海賊対策に係る国際社会の取組に関与すべく、違法な海上活動に関するコンタクト・グループ(CGIMA(旧CGPCS))に継続的に関与しています。(外務省) ○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援については、施策番号41に記載しました。
43	○日本の国際海事機関(IMO)を通じた支援により建設されたジブチ地域訓練センター(DRTC)を、地域の海上法執行能力向上等を目的とした拠点として積極的に活用していく。(外務省)	○令和4年6月、日本の補正予算を利用してIMO主催でDRTC(ジブチ地域訓練センター)において、港における密輸対策に関するワークショップを開催。コモロ、ジブチ、エチオピア、ヨルダン、ケニア、マダガスカル、モーリシャス、モルディブ、オマーン、南ア、ソマリア、タンザニア、イエメンから海軍・海保・港湾関係者等が出席し、海上犯罪への対処に関する理解を深める機会となりました。(外務省)
44	○海賊対処法の適切な執行を実効的に行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」(平成25年法律第75号)に基づく民間武装警備員による所要の乗船警備を推進する。また、諸外国の海上法執行機関等との連携・協力の強化やシーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援等に取り組む。(外務省、国土交通省、防衛省)	○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行っています。また、海賊多発海域を航行する日本船舶において小銃を用いた特定警備を実施することができること等について規定した日本船舶警備特措法については、令和4年12月に同法施行令改正を行い対象船舶を拡大したところ、その的確な運用を図り、より一層航行の安全を確保しています。(国土交通省) ○上記のほか、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策及びシーレーン沿岸国への能力支援については、施策番号41及び43に記載しました。(外務省、国土交通省、防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
45		○アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づく海賊情報の共有及び関係国と引き続き連携した航行援助施設の維持管理に関する協力並びに人材育成等を通じて、マラッカ・シンガポール海峡等における海賊対策、航行安全対策を実施する。また、近年、スルー海・セレベス海における船員誘拐事案が頻発しており、同海域を航行する船舶の脅威となっているところ、沿岸国の監視能力向上支援や海上法執行能力向上支援を行っていく。(外務省、国土交通省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設(灯浮標等)の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための点検調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者を対象としたキャンペーンビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置されている各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省) ○アジアの海賊対策のため、日本はReCAAPの作成を主導しました。協定に基づきシンガポールに設立された情報共有センター(ISC)に、事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。(外務省) ○上記のほか、海賊対策のためアジア諸国に海上保安庁の巡視船・航空機を派遣し、公海上のしょう戒のほか、沿岸国海上保安機関と連携訓練等を実施しました。(国土交通省)
46		○太平洋島嶼(しよ)国においても違法漁業対策や組織犯罪対策等を念頭に海上法執行能力の向上支援を推進する。(外務省、国土交通省)	○パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員により、海上法執行、新型コロナウイルス感染症対策に関する日本国内における能力向上支援を実施しました。(国土交通省)
47		○我が国にとって、重要なシーレーンにおける脅威・リスクの存在を踏まえ、シーレーンを航行する我が国関係船舶の安全確保のあり方について、海上交通の要素も含め、平素から関係省庁間で検討していく。(外務省、国土交通省、防衛省)	○施策番号41～45に記載しました。
イ 情報収集・集約・共有体制の強化			
48		○我が国が単独でシーレーンの情報を網羅的に収集することは極めて困難であることから、我が国自身の努力に加え、同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋監視情報収集に係る能力向上に資する協力を推進する。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	○同盟国である米国や同志国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省) ○フィリピン(令和4年8月)及びマレーシア(令和5年3月)にて開催されたMDAスクール(UNODC(国連薬物犯罪事務所)主催)に職員を派遣し、シーレーン沿岸国に対しMDA能力向上支援を行いました。(国土交通省)
49		○優先度を付けつつ、二国間、多国間の取組への関与を積極的に進めるために、我が国としても各国への海洋監視情報提供のあり方等の検討を進めるとともに、保全措置を含めた海洋監視情報提供に係る適切な体制を構築していく。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	○上記のほか、施策番号41～45に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	ウ 能力構築支援等	
50	○同盟国・友好国・国際機関とも連携して、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援等、装備・技術協力を含め、海洋における規律強化の取組を推進していく。(外務省、国土交通省、防衛省)	
51	○同盟国・友好国と連携しつつ、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を始めとしたビエンチャン・ビジョン(日ASEAN防衛協力の指針)に沿ったASEAN全体の能力向上に資する協力を推進していく。(防衛省)	○令和4年5月の日米豪印首脳会合を踏まえ、「MDAのためのインド太平洋パートナーシップ(IPMDA)」に基づき日米豪印で連携し、関係各国とのMDA能力構築協力を推進しています。(外務省、内閣府、NSS、国交省、防衛省)
52	○シーレーン沿岸国の海上法執行能力の向上を図るため、海上保安庁は、アジア地域における対話と連携の場として「アジア海上保安機関長官級会合」を主導するとともに、海上保安庁モバイルコーポレーションチームを活用し、同盟国・友好国等と連携した能力向上支援等を推進していく。(国土交通省)	○我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間の枠組での協力も強化しています。(防衛省)
53	○シーレーン沿岸国の能力向上のための支援を行うに当たっては、その具体化に向けて、対象となる沿岸国の能力及び当該国のニーズを適切に調査・評価し、関係国・機関が強化すべき能力分野を明らかにした上で支援を行う等、政府全体として、より戦略的・効率的な支援を追求していく。そのため、関係省庁が行っている支援の現状を適切に共有できる体制を構築する。(外務省、国土交通省、防衛省)	○米国、豪州、英国、フランス、インド、シンガポール等との間で、海洋安全保障問題や海上法執行能力向上支援等に関して意見交換を実施しました。(外務省) ○海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員の派遣については、施策番号41に記載しました。(国土交通省)
54	○上記関連支援の具体的な実施に際しては、同盟国である米国や、友好国、関係諸国との実務レベルでの連携強化の上、支援の調整を行い、不必要な重複を避け、効果的かつ効率的な支援を継続的に追求する。(外務省、国土交通省、防衛省)	○太平洋島嶼国との協力に関する「ブルーパシフィックにおけるパートナー」を6月に立ち上げ、9月に外相会合を実施し、その中で海洋安全保障問題や海上法執行能力向上支援等に関して意見交換を実施。(外務省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	1. 海洋の安全保障 (3) 国際的な海洋秩序の強化	
	ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化	
55	OG7、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった国際的な枠組を活用した関係国・機関との連携に引き続き積極的に取り組んでいく。(外務省、防衛省)	○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。(防衛省) ○令和4年11月の第9回ADMMプラスでは、小野田防衛大臣政務官は、東シナ海については、我が国固有の領土である尖閣諸島周辺における中国による日本の主権を侵害する活動の継続・強化といった、力による一方的な現状変更の試みが行われている旨を強く指摘しました。また、南シナ海についても、力による一方的な現状変更及びその既成事実化が依然続いている旨を強く指摘しました。さらに、台湾海峡の平和と安定は、地域の安全保障に直結する重要な問題であり、台湾をめぐる問題については、対話によって平和的に解決されることを期待する旨を表明しました。南シナ海行動規範に関しては、実効的かつ実質的で、国連海洋法条約を始めとする国際法に合致したものとなるべきであり、全てのステイクホルダーの正当な権利や利益を侵害するものとなつてはならないことを訴えました。(防衛省) ○8月のEAS参加国外相会議及びARF閣僚会合では、林外務大臣から、東シナ海及び南シナ海における、力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化への強い反対を表明しました。その上で、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることを指摘したほか、2016年の比中仲裁判断や南シナ海に関する行動規範(COC)にも言及し、COCは国連海洋法条約に合致すべきであり、全てのステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならない旨述べました。(外務省) ○11月のEASでは、岸田総理大臣から、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されており、南シナ海でも軍事化や威圧的な活動等、地域の緊張を高める行為が依然続いていると指摘しました。また、本年8月のEEZを含む日本近海への弾道ミサイル着弾に言及した上で、台湾海峡の平和と安定も、地域の安全保障に直結する重要な問題である旨述べました。(外務省)
56	○国際的な海洋秩序の形成に初期段階から積極的に関与するとの観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を引き続き行っていく。(外務省、国土交通省)	○国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。(外務省、国土交通省) ・国際海洋法裁判所の裁判官 ・大陸棚限界委員会委員 ・国際海底機構理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会の各委員 ・国際海事機関の会議部長 (このほか事務局に6名の日本人職員(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)等を含む)が勤務しています。) ○日本が作成を主導したReCAAPに基づき設立されたISCに、事務局長補を継続して派遣しました。(外務省)
57	○国際法に基づく我が国の主張の効果的展開のため、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じ、諸外国の法律家と連携を強化し、人材育成に貢献していく。(外務省)	○国際法学会との共催(協力:日本財団)で第22回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を8月に開催しました。今次大会では、洋上風力発電の稼働許可停止に対する国際請求及び公外交的保護権の行使を題材とし、10か国(日本、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム)の大学生がオンラインで開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました(※施策番号315と同じ)。(外務省)
58	○アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携・協力、認識共有を図ることを目的とした「海上保安政策課程」を通じ、アジア諸国の海上保安機関職員の能力向上支援を行っていく。(国土交通省)	○平成27年10月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策課程(現在は「海上保安政策プログラム」)を開講しています。これまでにバングラデシュ2名、インド2名、インドネシア3名、マレーシア10名、フィリピン9名、スリランカ9名、タイ2名、ベトナム3名及び日本12名の各国海上保安機関職員計52名(令和3年度末より5名増加)が同プログラムを修了しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
	イ 戦略的な情報発信の強化		
59		○我が国の海洋の安全保障の政策に関して、政府としての統一的なメッセージを出すべく関係省庁の連携を密にし、効果的かつ戦略的な情報発信を強化していく。(外務省)	○「自由で開かれたインド太平洋」に関するページを外務省ウェブサイト開設し、「自由で開かれたインド太平洋」の概念及び日本の取組についてまとめたパンフレット及び動画(日本語及び英語)をウェブサイト上に掲載しています。(外務省)
60		○国際的な港湾は、開放的で、透明で、非排他的な運営の確保という国際スタンダードに適合的なものであるべきとの発信を積極的に行っていく。(外務省)	○インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けて、次の3本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しています。 ・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着 ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などによる経済的繁栄の追求 ・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組 (外務省)
61		○日本海呼称問題については、我が国領海等における安全保障を確保する前提として、当該海域の呼称に対する正しい理解と我が国の立場への支持を確実に広めるべく、情報発信の強化等の外交努力を引き続き行っていく。(外務省)	○我が国の主張は、外務省のウェブサイトで9か国の外国言語(英語、韓国語、中国語、ロシア語、フランス語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語)で情報発信しています。(外務省) ○日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継続して発信しました。また、国際会議等における韓国による一方的な主張に対し、その都度反論を行いました。(外務省)
	ウ 政府間の国際連携の強化		
62		○法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化し、海上保安機関間においては、地域の枠組を超えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組を活用し、基本的な価値観の共有を推進していく。また、拡散に対する安全保障構想(PSI)を始めとする大量破壊兵器等の拡散防止に係る国際協力に積極的に参画する。(警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)	○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤となっており、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。(防衛省) ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各国との往来制限が徐々に緩和される中、多国間会合として、第22回北太平洋海上保安フォーラムにオンライン形式で、第18回アジア海上保安機関長官級会合に対面で参加及び世界海上保安機関長官級会合の関連イベントとしてオンラインシンポジウムを実施しました。(国土交通省) ○米国が平成15年5月に発表した「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練などの取組が行われており、日本はこれまで、各種会合や訓練に関係機関職員や艦艇・航空機等のアセットを派遣しています。令和4年8月に対面で米国主催訓練に参加し、各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSIの取組への理解促進を図りました。(警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進		
ア メタンハイドレート		
63	○日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートについて、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進める。その際、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、国は産業化のための取組として、民間企業が事業化する際に必要となる技術、知見、制度等を確立するための技術開発を行う。(経済産業省)	○施策番号64～67に記載しました。
64	○メタンハイドレート開発の持つエネルギー安全保障上の意義に鑑み、外部環境の変化を考慮しながらも、産業化に向けた持続的な開発の推進及び成果の蓄積・維持に努める。その際、技術課題、方法論、スケジュール等の開発の具体的な計画及びその長期的な見通し等については、従来どおり海洋基本計画に基づき策定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定することにより、明らかにする。(経済産業省)	○第3期海洋基本計画(2018年5月閣議決定)及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(2019年2月経済産業省改定)に基づき策定したメタンハイドレートの研究開発実行計画を遂行するため、進捗状況を踏まえた見直しを行いながら、事業を実施しています。(経済産業省)
① 砂層型メタンハイドレート		
65	○砂層型のメタンハイドレートについては、これまでの研究成果を適切に評価した上で、長期間の安定生産を実現するための生産技術の確立、経済性を担保するための資源量の把握、商業化を睨んだ複数坑井での生産システムの開発等について取り組む。その際には、国が行う研究開発の内容については情報開示に努め、オープンイノベーションの観点から、民間企業の優れた知見を最大限取り込むことができる体制を構築する。さらに、研究内容をステージごとに区分し、次のステージに移行する条件を明確にすることで、プロジェクト管理のPDCAサイクルを確立する。(経済産業省)	○日米国際共同研究の一環として2023年度に計画している米国アラスカ州における長期陸上産出試験に向けた実施計画策定や、米国政府許認可取得、掘削作業等を実施しました。(経済産業省) ○日本周辺海域における三次元物理探査データの解析結果を踏まえ、有望濃集帯を抽出し、2023年度に計画している試掘・簡易生産実験に向けた事前調査(LWD等)を実施しました。(経済産業省)
② 表層型メタンハイドレート		
66	○表層型のメタンハイドレートについては、広く技術的な可能性に機会を与え、回収・生産技術の調査研究を引き続き行うとともに、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する。(経済産業省)	○2019年度に特定した回収・生産技術の有望技術について、2021年度に引き続き本格的な研究開発を実施しました。特に掘削技術については、陸上での実証試験を実施しました。(経済産業省)
67	○海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するための海洋調査を実施する。(経済産業省)	○海底下の状況や環境影響把握のための海洋調査等(海底地盤強度調査、底層流等のモニタリング、海底環境調査等)を実施しました。(経済産業省)
イ 石油・天然ガス		
68	○日本周辺の海域における探鉱活動を推進するため、平成31年度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)を機動的に実施する。併せて、民間企業による探査にも同船を積極的に活用するなど、より効率的・効果的な探査を実現し市場での競争力を高めるため、世界水準の機器・技術の導入も含めた体制構築を進める。また、有望な構造への試掘機会を増やすための検討を行う。(経済産業省)	○国内の石油・天然ガス基礎調査として、令和元年度以降、三次元物理探査船「たんさ」を活用し、民間探査会社・操船会社のオペレーションによる運航を実施しています。(経済産業省) ○有望な構造への試掘機会を増やすため、令和元年度より補助試錐制度を導入し、民間企業が実施する試錐に対する支援を実施しています(経済産業省)。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
ウ 海洋鉱物資源		
① 海底熱水鉱床		
69	○国際情勢を睨みつつ、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、資源量の把握、生産技術の開発、環境影響評価手法の開発、経済性の評価及び法制度のあり方の検討を行う。(経済産業省)	○施策番号70～72に記載しました。
70	○資源量については、事業者が参入の判断ができるレベルとして5000万トンレベルの資源量把握が必要である。これに関して、SIP「次世代海洋資源調査技術」では、活動的な海底熱水鉱床周辺の潜頭性鉱体等、現在の探査技術では発見が困難な鉱床に適用可能な技術を開発している。このような技術の活用も含めて、民間企業とも協力しながら、資源量把握に積極的に取り組む。(内閣府、経済産業省)	○資源量評価については、沖縄海域で海洋資源調査船「白嶺」と民間チャーター船を活用し、ボーリング調査及び電磁探査など概略資源量確保に向けた調査を実施しました。さらに、沖縄海域及び伊豆・小笠原海域では、船上からの音波探査による広域調査及び曳航体、自律型無人探査機(AUV)や遠隔操作型無人探査機(ROV)を用いた精密調査等を実施しました。(経済産業省)
71	○生産技術については、これまでの取組において採鉱・揚鉱・選鉱・製錬の各段階で、深海という特性に起因する陸上鉱山開発と異なる困難性が明らかになってきた。この困難性を克服するための技術課題について、将来の商業化システムをイメージしながら課題の解決に取り組み、今後の採鉱・揚鉱分野における試験の見通しについても「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明確にしつつ、技術面での課題の解決に一定の目処をつける。(経済産業省)	○採鉱・揚鉱技術については、採鉱から揚鉱までの全体システムと要素技術についての見直しや検討を実施しました。(経済産業省) ○選鉱・製錬技術については、銅主体の鉱石や金・銀に富む亜鉛主体鉱石について、不純物低減の検討を実施しました。また、令和3年度の選鉱試験で得られた精鉱を国内製錬所に供給し、亜鉛地金を製造しました。(経済産業省)
72	○環境影響評価など民間企業が商業化を判断するに際して必要となる法的枠組については、国際ルールとの整合性を確保する観点から、SIP「次世代海洋資源調査技術」での成果も考慮に入れて、関係機関とも連携しながら国際ルールの策定作業に貢献していく。(内閣府、経済産業省)	○環境影響評価手法の高度化や適用性向上に向けて調査等を実施するとともに、これまでの環境分野への取組について、深海鉱業に関する国際ルール作りに貢献すべく、海外における発表を行いました。(経済産業省)
73	○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因も考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経済産業省)	○平成31年2月に「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定しました。(経済産業省)
② コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥		
74	○コバルトリッチクラストについては、国際海底機構(ISA)の規則に定められた期限までに鉱区の絞込みを行う。マンガン団塊については、ISAの規則に定められたルールに従った調査を行う。また、採鉱及び揚鉱等の要素技術の検討を行うとともに採鉱システム及び揚鉱システムの概念設計の検討を行う。(経済産業省)	○コバルトリッチクラストの資源量評価分野については、ISAとの探査契約に基づく令和6年1月の最終絞込に向けて、南鳥島南東方のISA鉱区においてボーリング調査や海底面観察を実施するとともに、既存調査結果からコバルトリッチクラストの露出面積の推定や表層堆積物の厚いエリアの抽出等の検討を行いました。また、EEZ内のポテンシャル評価に向けても、EEZ内海山において、ボーリング調査と海底面観察を実施しました。(経済産業省) ○採鉱・揚鉱分野では、令和2年7月に我が国の排他的経済水域内において実施した、掘削性能確認試験の結果を踏まえ、コバルトリッチクラスト用採掘試験機の基本設計を行いました。(経済産業省) ○マンガン団塊については、ISAとの探査契約に基づき、引き続き、ハワイ南東方のISA鉱区における資源量評価の精査や生産技術等の検討を行いました。(経済産業省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
75		○南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	○レアアース泥の分布域での深海曳航体を用いた高解像度音響探査データの取得、地層コアサンプル追加取得によるレアアース濃集層の分析・評価を実施し、概略資源量評価の高精度化および完成した三次元マッピングの精緻化を行いました。(内閣府)
76		○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因を考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経済産業省)	○施策番号73に記載しました。
77		○SIP「革新的深海資源調査技術」において、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証に向けた取組を進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	○異機種AUV4機による隊列制御試験に成功、加えてシミュレーションでAUV10機隊列制御技術検証を実施しました。また、6,000m級AUVの開発が完了、深海ターミナルは岸壁・水槽試験等によりシステムの健全性を確認しました。(内閣府) ○生産技術の実証については、新たに完成した解泥機等と揚泥管機器を組み合わせた生産システムの1,000m海域での実証試験を実施し、作動を確認しました。また、水深約3,000m海域での解泥・採泥・揚泥試験を実施し、当初計画65t/日を上回る約70t/日の解泥・揚泥を達成し、シミュレーションにより水深6,000mからの揚泥性能を確認しました。(内閣府)
エ 海洋由来の再生可能エネルギー			
① 洋上風力発電			
78		○陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大が不可欠である。一般海域において洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進を図るため、関係者との調整の枠組を定めつつ、事業者の予見可能性の向上により事業リスクを低減させる等の観点から、海域の長期にわたる占用等を可能とする制度整備を行い、円滑な制度の運用に努める。そのため、まず、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き適切に取組を進めていく。また、洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服、事業支援体制の確保等必要に応じた環境整備を行う。(内閣府、経済産業省、国土交通省)	○洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進に関し、「洋上風力産業ビジョン(第1次)」において掲げた、2030年までに10GW、2040年までに30～45GWの案件形成目標達成に向けて、以下の取組を進めました。(内閣府、経済産業省、国土交通省) ・平成31年4月に施行された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(再エネ海域利用法)に基づき、令和4年9月に「長崎県西海市江島沖」「新潟県村上市及び胎内市沖」「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」を新たに促進区域に指定しました。また、同年12月末には、これら3海域と、既に促進区域に指定済みであった「秋田県八峰町及び能代市沖」を合わせた4海域について、事業者公募を開始しました。引き続き継続的に年平均1GWの案件形成を行います。 ・令和4年9月に「千葉県九十九里沖」を新たに有望な区域として追加・整理しました。 ・「港湾法の一部を改正する法律」に基づき基地港湾に指定済みの能代港、鹿島港、北九州港については地耐力強化などの必要な整備を実施しています。 ・港湾区域内においては、令和5年1月、秋田港内及び能代港内において、我が国初となる商業ベースでの大型洋上風力発電が全面的に運転開始されました。
79		○洋上風力発電の最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するため、発電コストを一層低減させつつ、長期エネルギー需給見通しの水準の実現を目指して、更なる導入拡大を図る。(経済産業省、国土交通省、環境省)	○系統制約の克服に向けて、経済産業省資源エネルギー庁の「脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会 中間整理」及び「持続可能な電力システム構築小委員会」において、従来の電源からの要請に都度対応する「プル型」ではなく、再エネをはじめとする電源のポテンシャルを考慮し、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関等が主体的かつ計画的に系統形成を行っていく「プッシュ型」への転換に向けた検討・整理を行いました。(経済産業省) ○上記のほか、施策番号80に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
80		○我が国の洋上風力発電の導入拡大、発電コストの低減を図るため、一般海域や大規模な港湾区域で洋上ウィンドファームの開発を行う事業者に対し、風況調査や設計等の支援を行い、発電コストに係るデータを取りまとめる。また、専用船等を用いた施工手法を確立する。さらに、軽量の浮体・風車等による浮体式洋上風力発電システムの実証研究や、我が国の海底地形・地盤に適した施工技術等の実証研究を行うとともに、低コスト化につながる構造設計及び維持管理等の確立に向けた取組を行う。(経済産業省、国土交通省、環境省)	○洋上ウィンドファーム開発支援事業及び低コスト施工技術開発の検討を開始するとともに、浮体式特有の安全性・信頼性・経済性を検証する福島県沖における複数基による実証事業や、浮体式洋上風力発電システム技術の確立を目指した北九州市沖での新技術を活用した実証事業等を実施しました。また、グリーンイノベーション基金による浮体式洋上風力の低コスト化に向けた技術開発を進めました。(経済産業省) ○浮体式洋上風力発電施設については、平成30年度より構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法を検討してきたところ、浮体式洋上風力発電施設のコスト低減に向けて、浮体式洋上風力発電施設の浮体構造や係留索の遠隔検査及びモニタリング手法等の検討を実施しています。(国土交通省) ○浮体式洋上風力発電事業を促進するため、これまでの成果を踏まえて事業性検証や理解醸成等を進めており、ポテンシャルを有する地域等を対象として浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスが促進されるよう、各種調査や当該地域における事業性・二酸化炭素削減効果の見通しなどの検討を行いました。(環境省)
81		○環境影響評価の円滑な実施に向けて、必要な環境情報等を収集・整理し、既に公表・運用している環境基礎情報データベースの更なる拡充を図る。また、洋上風力発電の導入の円滑化のため、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する情報の整備に引き続き取り組んでいく。(環境省)	○環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース“EADAS(イーダス)”」において、情報の拡充や更新を行いました。また、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電事業の環境影響評価に必要な海洋の環境情報の収集に取り組みました。(環境省) ○洋上風力のポテンシャルを推計し、再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)に掲載しています。(環境省)
82		○港湾における洋上風力発電設備の審査手続の合理化による事業者の負担軽減のため、洋上風力発電設備に関する技術基準、工事実施及び維持管理の方法に関する基準類を充実・深化させるとともに、民間機関と連携して円滑な審査を促進する。(経済産業省、国土交通省)	○令和4年6月に電気事業法を改正(令和5年3月20日施行)し、申請により一定の要件を満たす民間機関等を「登録適合性確認機関」と位置付け、当該機関が風力発電設備に特有の設備(ナセル、支持物、基礎等)に係る技術基準への適合性を、事業者が経済産業省に対し工事計画を届け出る前に確認する制度を創設しました。(経済産業省、国土交通省)
83		○洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う。(農林水産省)	○関係漁業者団体等に対して、洋上風力発電事業等に関する情報提供を行いました。(農林水産省)
② 波力・潮流・海流等の海洋エネルギー			
84		○これまでの研究開発の成果を踏まえて、実用化の見通しが高い技術を見極めながら、引き続き、経済性の改善、信頼性の向上等の技術開発、実証試験及び環境整備に取り組む。(経済産業省、環境省)	○海洋エネルギー発電技術の早期実用化に向けた研究開発事業において、水中浮遊式海流発電システムの不具合について再発防止策の検討を行いました。(経済産業省) ○再生可能エネルギーの導入拡大を目指し、我が国の海域に適し、かつ環境影響も小さい潮流発電の実用化技術の確立や商用展開に向けた実証を行っています。(環境省)
85		○電力供給コストが高い離島において、長期連続運転に係る性能や信頼性、コストデータ等の検証等を行うための実証研究に取り組みつつ、離島振興策との連携を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)	
2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化			
ア 海洋産業の国際競争力の強化			
① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等			
86		○造船の輸出拡大・海運の効率化を図る「i-Shipping」と、海洋開発市場の獲得を目指し、資源の確保にも貢献する「j-Ocean」からなる「海事生産性革命」を強力に推進する。(国土交通省)	○施策番号87～89に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
87		○「i-Shipping」については、IoT活用船、LNG燃料船等の先進船舶の開発と普及を促進するとともに、船舶の設計や建造にもIoT、自動化技術等を取り入れ、造船業の生産性の向上を図る。また、自動運航船の実現に向けた取組を強力に推進する。(国土交通省)	○造船業・船用工業における生産性向上を図るため、サプライチェーン全体の最適化を図るための調査及び造船業のデジタルトランスフォーメーションに繋がる事業への支援を実施しました。(国土交通省) ○自動運航船の国際規則策定に向けた議論を我が国が主導していくための調査等を実施し、国際海事機関での議論への提案につなげています。(国土交通省) ○造船・船用等の集約・連携による自動運航船等の技術開発支援を実施しました。(国土交通省)
88		○「j-Ocean」については、ユーザーニーズに応じた高付加価値製品の開発支援やAUVのような我が国が先進性を有する技術の普及に向けた環境整備を行うとともに、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)等の政策金融ツールを活用して海洋開発分野への進出をファイナンス面から支援する。(国土交通省)	○「j-Ocean」では、石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援として9件の事業を実施し、洋上風力発電分野を含む海洋開発分野の技術開発支援を進めるとともに、海事産業における海洋開発分野への市場進出を推進しました。(国土交通省)
89		○我が国造船業が世界市場におけるトップシェアを獲得するため、更なる生産性の向上と国内における業界再編など、事業基盤の強化を進める。また、新たな市場・ビジネスに対応できる技術・人材を確保するため異業種との連携により産業構造の変革を加速する。そのため、国内における造船業の合併・統合等に向けた動きや異業種との連携に対し、各社の経営戦略に応じて「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づく税制上の措置等を活用して支援する。また、我が国造船事業者の海外進出や海外造船事業者との連携等の国境を越えた事業展開については、これまで我が国造船業が輸出拡大や地方創生に果たしてきた役割等を勘案しつつ、今後のあり方を検討する。(国土交通省)	○海事産業強化法に基づく計画認定制度について、造船事業者・船用工業による生産性向上や事業再編等を盛り込んだ事業基盤強化計画を令和4年度は9件(11社)、これまで合計で23件(39社)(令和4年度末時点)認定し、造船業・船用工業の事業基盤強化や合併・統合等を支援しています。(国土交通省)
90		○我が国造船・船用工業の受注力を強化するため、新たな船舶の排ガス規制に対応して、船舶からの二酸化炭素、排出ガス(NO _x 及びSO _x)等の環境負荷低減等に取り組み、船舶の高付加価値化を図る。(国土交通省)	○グリーンイノベーション基金「次世代船舶の開発」プロジェクトにおいて、水素燃料船、アンモニア燃料船等に係るエンジンの基本設計等の開発が計画通り進められており、ステージゲート審査を通過するなど適切な進捗管理の下、開発を進めています。(国土交通省等) ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)では、船舶からの二酸化炭素低減につながる水素やアンモニアなどの代替燃料利用について、燃焼技術や安全性確保の研究を進めました。(国土交通省) ○船舶における環境負荷の低減として、次の取組を行いました。 ・国土交通省と経済産業省が連携した「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業)」による、革新的省エネ技術のハード対策と、運航計画や配船計画の最適化等によるソフト対策を組み合わせた省エネ船舶の省エネ効果の実証として11件の事業を実施(国土交通省、経済産業省) ・国土交通省と環境省が連携した「社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(LNG燃料システム等導入促進事業)」を活用し、LNG燃料システム及び最新の省CO ₂ 排出機器を組み合わせた先進的な航行システムの普及を図る技術実証として5件の事業を実施(国土交通省、環境省)
91		○健全な造船市場の構築、公正な競争条件の確保等のため、OECD造船部会において規律の制定に努める。(国土交通省)	○OECD造船部会において、造船に関する公的支援の適正化や透明性確保等に関する議論のほか、各国の造船政策のレビュー、造船需給予測及び船価モニタリングを実施することで、造船市場に関する政策協調や共通認識の醸成のための取組を推進しています。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
92	○我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備を行うとともに、川上(計画策定段階)から川中(整備段階)、川下(管理・運営段階)に至るまで、我が国の経験、技術、ノウハウを活かし、官民連携による質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進する。特に、港湾の運営については、シーレーンの安全確保の観点からも重要であるため、我が国の港湾運営企業によるノウハウを活かした運営参画が進むよう、案件発掘体制の強化等の取組を行う。(国土交通省)	○連結性向上を通じて展開地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備に取り組んでいます。(国土交通省) ○我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開のため、「海外港湾物流プロジェクト協議会」等を通じた我が国事業者との情報共有及び意見交換を行いました。(国土交通省)
93	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、測量から施工、検査、維持管理に至る建設プロセス全体に3次元データを活用するほか、水中施工機械の遠隔操作化などICT等の新技術の活用を促進し、「i-Construction」の取組を推進する。(国土交通省)	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、ICTを活用した浚渫工、基礎工、ブロック据付工、本体工、海上地盤改良工の実施、3次元データを活用するためのプラットフォームの構築、水中施工機械の遠隔操作技術の検討を行い、「i-Construction」の取組を推進しました。(国土交通省)
94	○我が国の熟練技術者が誇る世界一の本船荷役能力を最大限活かしつつ、AI、IoT、自働化技術を組み合わせることで、コンテナターミナル全体の生産性を飛躍的に向上させ、世界最高水準の生産性を有し、労働環境の良い「AIターミナル」の実現を推進する。(国土交通省)	○情報通信技術を活用したゲート処理の迅速化を図るために開発した新・港湾情報システム「CONPAS」について、阪神港における令和5年度中の本格運用に向けて、試験運用を実施しています。(国土交通省) ○令和元年4月に、遠隔操作RTGの導入に係る事業に対する補助制度を創設し、同年に、名古屋港における事業を、令和2年には清水港・横浜港・神戸港における事業を採択し、支援を行っています。(国土交通省) ※RTG: Rubber Tired Gantry Craneの略で、タイヤ式門型クレーンのこと。
95	○地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対しては、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、海象情報の観測技術の向上や耐震強化岸壁など港湾施設における技術開発が不可欠であり、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所等を通じた取組を推進する。(国土交通省)	○地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対して、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、港湾施設における技術開発について、国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所等を通じて実施しました。(国土交通省)
96	○日本企業の実績不足を補うため、「海洋資源開発技術プラットフォーム」や技術開発支援制度を活用して技術力の蓄積に努める。(国土交通省)	○石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました(※施策番号88に関連記載あり)。(国土交通省)
97	○我が国造船業・船用工業・海運業の新市場・新事業への展開を図るため、政府開発援助(ODA)、国際協力銀行、JOIN等を活用しつつ、新興国における船隊整備、海洋開発等の取組を支援する。(外務省、国土交通省)	○我が国造船船用企業の優れた技術の海外展開を図るため、外務省/独立行政法人 国際協力機構(JICA)のODAの「本邦技術活用条件(STEP)」の制度を活用して、良質な巡視船の供与等のプロジェクトや現地での船舶の保守・整備能力向上等に向けた専門家派遣を推進しています。(外務省、国土交通省) ○令和4年6月、JOINが船舶関連で初の案件として本邦海運企業とともに世界最大級の外航大型コンテナ保有船事業に参画し、支援を行いました。(国土交通省) ○ASEAN地域の内航船市場等を念頭に、低環境負荷船の普及を促進させるため、令和元年の第17回日ASEAN交通大臣会合において承認された「ASEAN低環境負荷船普及戦略」に基づき、ASEAN諸国における政策立案等に協力しています。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開	
98	○SIP「次世代海洋資源調査技術」で開発した統合海洋資源調査システムを、平成30年度までに未調査海域の実証運用等により実用レベルで確立させるとともに、民間への技術移転を完了し、SIP「次世代海洋資源調査技術」終了後に技術移転を受けた民間企業等が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)や新規事業参入者を含む国内資源探査案件及び海外資源探査案件を受注できるよう、民間企業等の体制を構築する取組を進める。(内閣府)	○民間企業を中心として環境影響評価及びAUV隊列制御試験の検証を、民間調査船により3航海実施しました。また、10航海、延べ151日間の調査航海を実施しました。(内閣府)
99	○海洋鉱物資源の調査に用いる基盤技術の開発や海底熱水鉱床の成因解明と調査手法の構築など、国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)が行う海洋鉱物資源関係の研究開発を着実に推進するとともに、その成果の産業界への移転を促進する。(文部科学省)	○JAMSTECは海底資源の有効利用に向け、従来行ってきた個々の調査手法を相互の関連性を踏まえた上で統合すると共に、化学・物理過程の相関を見い出すことで海底資源生成モデルを構築し、有望な海域を理論的に予測するための研究開発を実施しています。また、得られた成果を産業界へ移転するため、民間企業との共同研究や調査航海を実施しました。(文部科学省)
100	○海洋産業は理学や工学を含めた広範な総合的研究開発型産業であることに鑑み、世界とともに研究開発を効率的に進めるとともに総合的な技術力を強化するため、大学・国立研究開発法人等の研究機能を強化する。(文部科学省、国土交通省)	○海上技術安全研究所では、総合的な技術力を活かし4つの重点研究分野(①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的技術開発)を柱に、研究者・スタッフ、そして世界トップレベルの研究施設を活用して研究開発に取り組みました。(国土交通省) ○JAMSTECでは、海洋から地球全体に関わる多様かつ先進的な研究開発と、それを強力に支える研究船や探査機等の海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究基盤の運用を一体的に推進し、膨大な観測・予測データの集約・解析能力を向上させ、高水準の成果の創出とその普及・展開を促進しています。(文部科学省)
101	○民間企業等への技術移転につながる取組及び民間企業等との共同研究開発を推進し、国際標準化を見据え、調査の効率化・精緻化を図るためのセンサー開発やAUV・遠隔操作型無人探査機(ROV)等の機器開発に取り組む。(文部科学省)	○平成30年度から開始した海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます。(文部科学省) ○JAMSTECでは、標準化を見据えた深海センサーの開発や、気候変動研究に資する観測を、SITレーサブルな基準に基づいて行うことができる体系の確立に取り組んでいます。(文部科学省)
102	○深海・深海底等の極限環境下における未知の有用な機能、遺伝資源等について研究開発を推進するとともに、イノベーション創出を加速させるため、JAMSTEC等での調査で得られた深海泥等の試料については積極的に民間企業等への提供を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、産業界や大学、研究機関と連携したオープンイノベーション体制を構築し、深海バイオリソースの産業利用を進めています。深海堆積物と深海微生物株の2つのリソースを外部提供する事業を継続しました。(文部科学省)
103	○民間企業のニーズと研究開発現場におけるシーズをつなぐため、分野を超えたオープンイノベーションの取組が重要であり、コーディネータ機能、サービス提供機能、知的財産・契約業務体制等を強化し、分野横断的な研究開発を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、外部資金の獲得や民間企業等との共同研究を推進していきます。(文部科学省)
104	○SIP「次世代海洋資源調査技術」で取り組んできた海洋資源に関する研究開発の成果の活用の観点から、開発途上国との海洋資源に関する科学技術協力の促進につき検討する。(内閣府)	○海洋資源開発や海洋環境への理解増進と協力関係維持に向け、太平洋島嶼国技術者等を対象として、令和3年度に続き、令和4年11月に海洋環境評価手法のについてのオンラインセミナーを開催しました。(内閣府)
105	○我が国の海洋産業が世界の海洋資源開発市場へ参入できるよう、「海洋資源開発技術プラットフォーム」における海洋産業、資源産業及びその他関連産業の間での異業種連携を支援する。また、同プラットフォームにおける戦略的な取組を充実させるため、国立研究開発法人等の知見を活用して、同プラットフォームにおけるシンクタンク機能を強化する。(内閣府、経済産業省、国土交通省)	○令和4年4月に第6回、11月に第7回海洋資源開発技術プラットフォーム会合を開催しました。(内閣府)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	イ 海洋の産業利用の拡大	
106	○明日の日本を支える観光ビジョン構想会議(議長:内閣総理大臣)において平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標実現に向け、既存ストックを活用し、ハード・ソフト両面の取組により、クルーズ船の受入環境の整備を推進するとともに、官民連携により国際クルーズ拠点の形成を図る。また、みなとオアシスや港湾協力団体を通じて、地域住民の交流や観光の振興による地域の活性化、近年増加する訪日クルーズ旅客の受入れなど多様なニーズに対応し、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進する。(国土交通省)	○クルーズ船の安全・安心な運航を確保するため、業界団体が作成した国内クルーズ用のガイドラインを新しい知見や社会全体の感染症対策の進展等に応じて3度の改訂支援等を行い、ウェブサイト公開したほか、船内での感染症対策に関する取組等に対する支援を行いました。(国土交通省) ○国際クルーズに関し、国内外の感染状況や水際対策の動向を踏まえつつ、関係者間で再開に向けた安全対策について検討を進め、関係業界団体から令和4年11月に国際クルーズ用のガイドラインが公表され、このガイドラインを踏まえ、令和5年3月から国際クルーズの本格的な受入れが再開されました。(国土交通省) ○クルーズの再興に向け、旅客ターミナル等における感染防止対策や、クルーズ船受け入れに関して受入側と船社側の相互理解の促進等に資する事業について支援を行いました。(国土交通省) ○クルーズ旅客の利便性や安全性の向上等に資する事業及び、クルーズを安心して楽しめる環境づくりや新たな寄港地観光を促進するための事業について支援を行いました。(国土交通省)
107	○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定)に掲げる「訪日外国人旅行者を2020年に4000万人」の目標実現に向け、クルーズ船受入の更なる拡充による訪日外国人旅行者の増加を図るため、関係者と協力・連携した訪日プロモーションを促進する。(国土交通省)	○令和5年3月にクルーズ国際見本市へ出展し、クルーズ船社へのプロモーション等を行いました。(国土交通省)
108	○マリン産業に関する長期成長戦略として産業界が掲げている「おおむね10年後を目途にポート・ヨット参加人口を100万名、ポート免許取得者を10万名へと倍増させる」という目標の実現を支援するため、マリンレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等の連携・協力の下、実施する。(国土交通省)	○マリン関連団体と連携し、イベント等においてクルージング等のマリンレジャーに関する周知啓発やポートショーにおいて親子や子供を対象としたポート・ヨット乗船体験等を実施しました。(国土交通省)
109	○マリン産業の市場拡大と国民の接点を拡大していくため、「C to Seaプロジェクト」、ポートショー等を通じた海洋レジャーに関する情報発信、「海の駅」等を中心とした体験機会の拡大、気軽に楽しめる仕組みづくり等を支援する。(国土交通省)	○「C to Seaプロジェクト」、「海の駅」及びプレジャーボートによるクルージングのモデルルートである「マリンチック街道」について、イベント等を通じ、周知・広報を実施しました。(国土交通省)
110	○マリン産業事業者とその他関連事業者等との連携強化を支援するとともに、「海の駅」を拠点とした海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及促進に努める。(国土交通省)	○マリン関連団体と連携し、イベント等においてクルージング等のマリンレジャーに関する周知啓発を実施しました。また、同団体にて構成されるUMI協議会に参加し、「海の駅」等においてポート・ヨットの体験乗船会や講習会等を実施しました。(国土交通省)
111	○離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)	○海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに選定された海域において、再生可能エネルギーの実証実験が行われました。(内閣府、経済産業省)
112	○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した観光地の魅力の向上を図る地域の取組と、それらの観光地を結びつける広域の取組を合わせて支援する。(国土交通省)	○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した観光地の魅力の向上を図るため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となっていく、マリンレジャー等の資源を生かした滞在型コンテンツの造成等に対して支援を行いました。(国土交通省)
113	○二酸化炭素の回収・貯留(CCS)については海洋環境の保全・管理を前提としつつ、事業者が円滑に事業を実施できる制度の下、技術の確立及びコストの低減に向けた分離、輸送、貯留及びモニタリング等の技術開発及び実証を着実に進める。(経済産業省、環境省)	○光ファイバーを利用した地層安定性システムの開発及びCCSの社会受容性向上のための調査等を行いました。(経済産業省) ○二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及び海洋環境保全に資するモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施しました。(環境省)
114	○CCSの技術開発・実証と並行して、関係省庁は貯留適地の確保に努める。(経済産業省、環境省)	○貯留適地の確保のため、弾性波探査等の適地調査を実施しました。(経済産業省、環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
115		○CCSのコスト、環境保全、安全等様々な面での社会的受容性を獲得するため、関係省庁・事業者等は社会的認知向上に取り組む。(経済産業省、環境省)	○苫小牧CCS実証事業における見学会やCCSについての講演・ワークショップ等の情報発信活動を実施しました。(経済産業省) ○二酸化炭素の分離回収に伴う環境影響の評価の検討を行ったほか、令和4年8月に第3回CCUS・水素に関する国際シンポジウムを開催しました。(環境省)
116		○沿岸海底下におけるCCSは世界に先駆けた取組であることに鑑み、海外市場の獲得も視野に入れながら国際展開に取り組む。(経済産業省)	○インドネシア・サウジアラビア等において、CCUS(※)実現可能性調査を実施し、実現可能性を確認しました。インドネシアにおいてはCCUS実現可能性調査を実施し、実証に向けた調査を進めました。サウジアラビアにおいては、ブルーアンモニア製造・輸送の実験を通じてCCUS実現可能性調査を行いました。また、米国の研究機関との共同研究に向けた取組を開始しました。(経済産業省) ※CCUS:Carbon dioxide Capture, Utilization and Storageの略。二酸化炭素の回収、利用・貯留。
117		○海洋産業への参入促進を図るため、大学や国立研究開発法人発のベンチャー企業の創出促進に向けた支援を行う。(文部科学省)	○JAMSTECでは、JAMSTECベンチャー支援規程に基づき、JAMSTECベンチャー認定企業(2社、令和5年3月現在)に対し展示会出展や情報発信等支援を行いました。(文部科学省)
2. 海洋の産業利用の促進 (3)海上輸送の確保			
ア 外航海運			
118		○日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図るとともに、最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、これまで以上に国際的な競争条件の均衡化等の取組を進める。また、この前提となる自由で公平な競争環境を確保するため、二国間対話等の場を通じて、諸外国の競争を阻害する規制政策の是正等を推進する。(国土交通省)	○トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の規制緩和に向けた意見交換会の実施や武装ガードの対象拡大、証明書の電子化等により日本船舶・日本人船員の確保に取り組んでいます。令和5年度税制改正要望において、トン数標準税制については令和10年3月31日まで延長しました。 また、国際船舶制度のうち、固定資産税の更なる特例措置を受けることが出来る「特定船舶」について、令和4年度は5件(5隻)の計画を認定しました。 加えて、船舶に係る特別償却制度について、経済安全保障に係る要件を満たすものを対象に特別償却率を引き上げた上で、令和8年3月31日まで延長しました。(国土交通省) ○海運先進国当局間会議(9月)では、各国と意見交換を行い、諸外国の競争を阻害する措置に対し共同で取り組むことを確認しました。その他、日尼EPAの見直し協議(4月、8月、10月、11月)を通じてインドネシアに対し、石炭・パーム油輸送に関するインドネシア船社の利用義務及び国際海上輸送業者に対する現地代理店利用義務について、日尼EPAの約束違反である旨指摘し、是正・撤廃を求めました。(国土交通省)
119		○訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人とする政府目標の達成に向けて、外航旅客船を利用する外国人旅行者が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境整備等の推進に取り組む。(国土交通省)	○クルーズ船の安全・安心な運航を確保するため、業界団体が作成した国内クルーズ用のガイドラインを新しい知見や社会全体の感染症対策の進展等に応じて3度の改訂支援等を行い、ウェブサイト公開したほか、船内での感染症対策に関する取組等に対する支援を行いました。(国土交通省) ○クルーズを安心して楽しめる環境づくりや新たな寄港地観光を促進するための事業について支援を行いました。(国土交通省)
イ 内航海運			
120		○「内航未来創造プラン ーたくましく 日本を支え 進化するー」(平成29年6月国土交通省公表)に従い、目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2点を軸として位置づけ、これらの実現に向け「内航海運事業者の事業基盤の強化」、「先進的な船舶等の開発・普及」及び「船員の安定的・効果的な確保・育成」の3つの視点から整理された具体的施策を、今後、関係者が連携して推進し、本プラン全体の指標(内航貨物船の平均総トン数(2015年度715トンから2025年度858トン)等)の達成状況を常に意識し、各施策について不断の見直しを図りつつ、その達成に向けて取り組む。(国土交通省)	○「内航未来創造プラン」において、目指すべき将来像の実現のため、取り組むべき具体的施策として提示された各施策の1つとして、「海運モーダルシフト大賞」表彰(令和2年2月創設)を実施しました。(国土交通省) ○令和3年5月に成立した「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」の施行に伴い改正された、内航海運業法(昭和27年法律第151号)、船員法(昭和22年法律第100号)及び船員職業安定法(昭和23年法律第130号)において、船員の働き方改革や内航海運の取引環境改善、生産性向上といった施策が盛り込まれたところ。これらを実効性のあるものとするため、船員の労務管理の適正化や取引環境改善に係る各種ガイドラインの活用促進、内航海運業界と荷主業界との対話を通じた連携強化、生産性向上に係るモデル事業の実証及び横展開等を行いました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
121		○地域住民の移動手段や観光立国推進等の観点から、不可欠な交通インフラである国内旅客船・フェリーについても、離島航路の維持・確保はもとより、訪日外国人旅行者を始めとした観光需要の取り込みによる旅客船事業の活性化及び利用者の利便向上を図るために必要な取組(「船内Wi-Fiの整備」、「案内標識等の多言語化」等の導入)を推進する。(国土交通省)	○訪日外国人旅行者の利便性向上のための受入環境整備(無料Wi-Fiの整備やキャッシュレス決済システムの整備、多言語表示の充実等)に対する支援を行いました。(国土交通省) ○海事観光のポテンシャルを持つ海洋周辺地域において、訪日外国人向けの観光コンテンツの磨き上げを行う取組に対する支援(2件)を行いました。(国土交通省) ○平成31年4月に創設した、インバウンドを始めとする旅客需要が見込まれる観光航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」による支援を引き続き行いました。(国土交通省)
122		○安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。(国土交通省)	○経済安全保障の観点から、船舶法第3条ただし書に基づき、沿岸輸送特許を適切かつ厳格に運用し、カボタージュ制度の維持に努めています。(国土交通省)
	ウ	海上輸送拠点の整備	
123		○コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」(平成26年1月)に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。(国土交通省)	○平成31年3月に公表した「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」及び令和3年5月に公表した「国際コンテナ戦略港湾政策推進ワーキンググループ中間とりまとめ」を踏まえ、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策に取り組んでいます。(国土交通省)
124		○資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成のため、国際バルク戦略港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備を推進するとともに、企業間連携による大型船での共同輸送を促進する。(国土交通省)	○ばら積み貨物の安定的かつ効率的な輸入を確保するため、平成23年5月に国際バルク戦略港湾として全国10港を選定し、港湾管理者と連携して民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立や、港湾間や企業間の連携について取組を進め、小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しています。(国土交通省) ○令和4年度は、徳山下松港、水島港、志布志港において岸壁等の整備を進めました。(国土交通省)
125		○国際的な船舶の排出ガス規制の強化が進展し、排出ガスのクリーンなLNGを燃料とする船舶の増大が見込まれている。我が国は、世界最大のLNG輸入国であり、既存のLNG基地が多数立地していることから、シンガポールと連携しつつ、アジアにおけるLNGバンカリング拠点を我が国港湾に戦略的に形成する。これにより、我が国港湾へのコンテナ船、自動車専用船等の寄港を維持・拡大し、我が国経済の国際競争力の強化を図る。(国土交通省)	○LNGバンカリング拠点の戦略的な形成により、我が国港湾へのコンテナ船、自動車専用船等の寄港を維持・拡大することを目指し、平成30年度よりLNGバンカリングに必要な施設整備に対する補助制度を創設し、円滑な事業開始に向けて、引き続き、支援を行っています。(国土交通省) ○また、令和4年度は、令和3年度に当該補助制度に基づき採択した北九州を拠点とした九州・瀬戸内地域でのLNGバンカリング事業に対し、事業開始に向けてLNGバンカリング船の建造に係る支援を開始しています。(国土交通省)
126		○地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進する。(国土交通省)	○自動車専用船の大型化や完成自動車の輸出増加に対応するため、埠頭の再編・集約化と併せた港湾施設の整備を実施しています。また、高速道路ネットワークとの連携を考慮し、企業の新規立地や増産に直結する港湾施設の整備を実施しています。さらに、令和3年度から開始している、特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業により輸出促進に資する港湾施設の整備を推進しています。(国土交通省)
127		○循環型社会構築の推進のため、リサイクルポートを活用した循環資源利用のさらなる拡大のための取組を進める。(国土交通省)	○静脈物流拠点の形成に向け、リサイクルポートにおける循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設の確保や運用等の改善を行っています。(国土交通省)
128		○安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路について、国が一体的に開発、保全及び管理に取り組む。(国土交通省)	○我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路の開発、保全及び管理に取り組みました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	2. 海洋の産業利用の促進 (4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化	
	ア 水産資源の適切な管理	
129	○国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査を抜本的に拡充し、資源評価の精度向上を図る。その際、関係省庁・機関が収集している水産資源に関連する海洋データについて、情報共有を図りつつ、積極的な活用を図る。また、資源評価を受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、評価手法や結果の透明性の確保に努める。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)	○国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、以下の取組を実施しました。(文部科学省、農林水産省、国土交通省) ・調査船調査、漁船を活用したデータ収集体制の整備・拡充を図りました。 ・資源評価対象魚種の拡大に対応すべく、その基礎となる資源調査や、資源評価の精度向上のための手法の検討を進めています。また、資源評価対象魚種を令和5年度までに200種程度に拡大することとしており、都道府県からの要望も踏まえ資源評価対象魚種を拡大しています。 ・資源評価の高度化の一環として、資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋環境に関する各種情報の収集・活用手法の検討・開発や改正漁業法に基づく漁獲報告について、電子的な報告を可能とするとともに、収集・蓄積した漁獲データを資源評価等へも利用できる電子的情報収集・提供体制の整備に向けたシステムの構築や、資源評価に必要な各種データを効率的に収集するためのICT機器等を開発・実証を行いました。 ・調査で得られた海洋データについては、日本海洋データセンター(JODC)への提供、集約等を通じて、国内外の研究機関と連携して情報共有を図り、研究成果の公表など積極的な活用を推進しています。 ・資源調査・評価体制の強化の一環として、また、不漁対策のための資源変動メカニズム解明等のため、水産庁漁業調査船「開洋丸」を最新の水産資源・海洋調査が可能な調査船に代船建造しました。 ○資源評価を受託実施している国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)では、資源評価の観点から独立性を確保するための新しい評価体制の検討や、評価手法及び結果の透明性を確保するためのピアレビューを実施しました。また、資源評価に関する科学的議論を行う会議については、研究者のみの参加とするとともに、議事録を公表することにより、その評価手法や結果の透明性の確保に努めています。(農林水産省)
130	○漁獲量や漁獲金額等が多い主要な資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。(農林水産省)	○資源管理協定体制構築促進事業により資源管理を推進しました。(農林水産省) ○太平洋クロマグロについて、国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守するとともに、新漁業法に基づく総漁獲可能量(TAC)管理に取り組みました。こうした厳しい管理を踏まえ、資源の回復傾向が見られたことから、WCPFCにおいて、大型魚の漁獲枠15%増加等が合意されました。(農林水産省) ○トラフグやキンメダイ等の広域資源では、水産庁も含め関係漁業者、都道府県等が参加する協議会等において管理目標を設定し、資源管理指針・計画体制のもと目標達成に向けた自主的管理措置が実施されたほか、新漁業法に基づく新たな資源管理への移行を踏まえた議論を進めるなど、効率的・効果的な推進を図りました。(農林水産省)
131	○主要水産資源ごとに、維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。(農林水産省)	○新漁業法に基づく新たな資源管理システムの構築を推進し「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に従い、MSYベースのTAC管理を実施するとともに、サバ類、マイワシ、クロマグロに導入されたIQ管理を適切に運用しました。さらに、カタクチイワシやウルメイワシを新たなTAC魚種とすることとし、TAC管理のステップアップの考え方を示しました。(農林水産省)
132	○沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合った形で、可能な限りIQ(個別割当)方式を活用する。(農林水産省)	○「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に従い、令和5年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)にIQ管理を原則導入を目指し、サバ類、マイワシ、クロマグロ(大型魚)の大中型まき網漁業及びクロマグロ(大型魚)のかつお・まぐろ漁業に加えて、クロマグロ(小型魚及び大型魚)のかじき等流し網漁業にIQ管理を導入しました。このほか、サンマの北太平洋さんま漁業及びスルメイカの大員許可いか釣り漁業に令和5管理期間からIQ管理の導入を決定しました。(農林水産省)
133	○遠洋・沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化につながる制度に見直す。(農林水産省)	○漁船の大型化に当たっては、漁業構造改革総合対策等の枠組により、試験操業を実施し、漁獲能力が向上していないことを個別の案件ごとに確認するなど、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら進めています。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
134		○太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実に取り組むとともに、ニホンウナギ、ナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携等を図る。また、資源管理措置の遵守を担保するため、取締体制の強化や海上保安庁等との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。(農林水産省)	○太平洋クロマグロについて、国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守するとともに、新漁業法に基づく総漁獲可能量(TAC)管理に取り組みました。(農林水産省) ○悪質・巧妙化する密漁について、都道府県担当者が参加する改正漁業法に係る会議を開催し、各都道府県との意見交換を行うなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、海上保安庁や警察、関係都道府県と連携し、効果的な取締手法の検討や合同取締り等に取り組みました。また、密漁に関するポスターやパンフレットを作成、配付するなど、漁業関係法令について国民への周知を図りました。(農林水産省) ○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の取締装備の充実や外国漁船対策室の設置等の漁業取締能力の向上を進め、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船の違法操業への対応能力を高めました(※施策番号3に関連記載あり)。(農林水産省)
135		○商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会のあり方に関する議論を関係国と進めるとともに、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」(平成29年法律第76号)に基づき、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。(農林水産省)	○我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、令和元年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開し、令和元年12月には「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」が改正されたことに伴い、令和2年10月13日の閣議において、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」を決定し、鯨類の持続的な利用の確保のための施策の基本的な方向、鯨類科学調査の意義、目標及び実施体制等を定めました。(農林水産省) ○この方針に基づき、鯨類の持続的な利用の確保のため、鯨類科学調査を実施し、得られた科学的知見に基づき、捕獲枠を設定し、捕鯨業を適切かつ円滑に実施いたしました。(外務省、農林水産省) ○また、実施した鯨類科学調査で収集した科学的知見は、IWCなどの国際機関に調査結果や捕獲情報などを提供するなど、関連する国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献しました。(外務省、農林水産省)
	イ 水産業の成長産業化		
136		○多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給や持続可能な収益性の高い操業体制への転換等の課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置づけることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。(農林水産省)	○水産業の体質を強化し、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、環太平洋パートナーシップ(TPP)対策として水産業競争力強化緊急事業により広域浜プランに基づくリース漁船・機器導入等を支援するとともに、漁業構造改革総合対策事業により、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農林水産省)
137		○資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。(農林水産省)	○計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、その取組を支えるため、漁業共済の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合に補てんすることにより漁業経営の安定化を図りました。(農林水産省)
138		○各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確化し、それを克服し所得向上や競争力強化を示す具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」の実施により各浜の漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す。その実施に当たっては、所得の向上に向けて着実にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックする。(農林水産省)	○「浜の活力再生プラン」の策定を推進するとともに、令和3年度で終期を迎えるプランについて、今期の取組を評価した上で、第2期浜プランへの更新を進めています。また、優良事例の全国への横展開を図るため、各地の優良な事例について動画配信を行うとともに、特に優れた事例について農林水産大臣賞等の表彰を令和5年3月10日に行いました。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
139		○漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、企業と「浜」との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討する。(農林水産省)	○漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援するとともに、漁業への参入を希望する企業等に対する情報提供プラットフォームを新たに設置しました。(農林水産省)
140		○漁船の高船齢化による生産性の低下等が問題となっており、高性能化、安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。(農林水産省)	○高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体における長期代船建造計画の実施を支援しました。また、漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援しました。(農林水産省)
141		○漁船等における居住環境の改善のため、高速インターネットや大容量データ通信等が可能となる高速通信の整備について、関係省庁等が連携して、効率的な普及に向けた検討を行う。(総務省、農林水産省、国土交通省)	○海上ブロードバンド対応関係省庁連絡会議フォローアップ会合を開催し、海上ブロードバンドに関する海運事業者や漁業者へのアンケートの結果を共有するとともに、海上ブロードバンドの普及・改善に向け、総務省、水産庁及び国土交通省の3省庁による検討を行いました。(総務省、農林水産省、国土交通省)
ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進			
142		○現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、国として、水産物の取引や物流のあり方を総合的に検討する。(農林水産省)	○水産物の輸出拡大に向けたフードチェーン全体での輸出体制の強化のため、輸出向け施設の認定に必要な衛生管理に関する研修や現地指導等を行う取組に対して支援しました。また、水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する漁協等が実施する漁獲番号等を簡便・迅速に伝達することを可能とするための取組を支援しました。(農林水産省)
143		○海外市場の拡大のため、日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進に取り組むとともに、HACCP認定施設数の増加を図るため、水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行うなど、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組を行う。(農林水産省)	○令和12年までに水産物の輸出額を1.2兆円に到達させる目標を達成するため、輸出先国が求める規制等に対応するための水産加工施設の改修等に対する補助、輸出先国が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備に対する補助等を行いました。また、福島第一原発事故に伴う放射性物質関係の輸入規制について、撤廃の働き掛けを行うなど、輸出環境の整備に取り組みました。(農林水産省)
エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備			
144		○我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、重点的に取り組むべき4つの課題として、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進する。(農林水産省)	○水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上について、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための対策を行いました。(農林水産省) ○豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備について、漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げのための対策を行いました。(農林水産省) ○大規模自然災害に備えた対応力強化について、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農林水産省) ○漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出について、漁港ストックの適切な維持、更新や整備と併せ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出のための対策を行いました。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進			
145		○国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等の、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。(農林水産省)	○水産多面的機能発揮対策事業により、水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対して交付金を交付することを通じて、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練等を支援しました。(農林水産省)
146		○国境監視に関しては、「海洋の安全保障の強化の基盤となる施策」である「MDA体制の確立」の一環として、漁業者からの情報提供を受けるなど民間機関との連携を強化する。(農林水産省)	
カ 漁業・漁村の活性化を支える取組			
147		○生態系の構成要素であり、限りあるものである水産資源の持続的な利用を確保し、水産業の健全な発展を図るため、資源調査の高度化や漁業・養殖業の競争力強化等の課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進する。(農林水産省)	○クロマグロ養殖における人工種苗への転換促進に向けて、1歳に至るまでの冬季の生残率を高める種苗生産技術、人工種苗の生産コスト低減に資する自動給餌システム及びワクチン等の開発に取り組みました。(農林水産省) ○ブリ等の養殖業における赤潮被害の低減に向けて、赤潮抵抗性の高い個体の育種技術、抵抗性を最大限に発揮させる最適な飼育手法の開発に着手しました。(農林水産省) ○水産研究・教育機構においては、調査船などを用いた資源調査の高度化のための研究課題を推進し、漁業・養殖業の競争力強化等のため資源調査や飼育実験などを実施し、水産資源の生態的特性等科学的な情報の収集を行いました。(農林水産省)
148		○海洋への理解増進、海洋教育の推進に資する海との触れ合いや新鮮な水産物を食することができるという機会を観光資源として積極的に活用し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、ソフト・ハードの取組を一体的に支援する。(農林水産省)	○農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、自治体や漁協等を対象に取組状況の説明を実施するとともに、農山漁村振興交付金により、観光コンテンツの磨き上げや遊休施設を活用した宿泊施設の整備などソフト・ハードの取組を一体的に支援しました。(農林水産省)
3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋環境の保全等			
ア 生物多様性の確保等の推進			
149		○SDGs、生物多様性条約(CBD)等の国際約束、国連持続可能な開発会議(RIO+20)成果文書等を適切に実施するため、「生物多様性国家戦略2012-2020」等に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を実施する。(外務省、環境省)	○生物多様性国家戦略2012-2020等に従い、国際的な枠組の下、愛知目標等の達成に向けて、海洋保護区の適切な設定、気候変動・海洋酸性化への対応、海洋ごみへの対応等に取り組みました。(外務省、環境省)
① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進			
150		○「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省公表)を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」(平成23年3月環境省策定)も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する。(農林水産省、環境省)	○沖合海底自然環境保全地域の一部について、環境調査を実施し、順応的管理を行うための基礎データを取得しました。(環境省)
151		○これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。(農林水産省、環境省)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
152		○海洋保護区の設定を推進するとともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的な充実に重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。(農林水産省、環境省)	○これまでに実施した海洋保護区における生態系サービスの変化等に係る研究成果の情報発信を行いました。また、平成30年度からは、国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報収集等の取組を行っています。(農林水産省、環境省)
153		○海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るという基本認識の下、漁業者等への海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。(農林水産省)	○漁業関係団体等への説明会等を通じ、海洋保護区設定の必要性の理解促進を図りました。(農林水産省) ○現在の海洋保護区や海域の利用、管理の状況を把握した上で、海域におけるOECM(保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域)の考え方や仕組みの方向性等を、次期生物多様性国家戦略への記載を見据えて検討を進めています。(環境省、農林水産省)
	② 脆弱な生態系の保全への取組		
154		○サンゴ礁、藻場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、マングローブ林等に形成される生態系は、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化等の影響を受けて、脆弱性が高まっており、また、これらの生態系は、生物多様性の確保や水産資源を含む多様な生物の生息・生育の場として重要な機能を有していることから、そうした場の衰退要因を的確に把握しつつ、その保全や再生に向けて積極的に取り組む。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○横浜港において生物生息場や藻場の形成などを図る生物共生型護岸の整備を進めるとともに、博多港において覆砂による水質・底質環境及び生物生息環境の改善を行いました。このほか、各地の漁業者等が行う藻場・干潟の造成・保全と併せたウニ、アイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等の取組を支援しました。(国土交通省、農林水産省) ○西表石垣国立公園(沖縄県)において、白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。(環境省) ○サンゴ礁に関しては、過年度に実施したモニタリング調査及び群集修復事業の結果を踏まえて令和元年度に改定した石西礁湖自然再生事業の実施計画に基づき、サンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組みました。(環境省)
155		○サンゴ礁においては、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」(平成28年3月環境省策定)及び「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」(平成29年4月サンゴ大規模白化緊急対策会議取りまとめ)に基づき、サンゴ礁生態系の回復のための人為的圧力の低減を始めとした適応策の実施に取り組むとともに、その劣化の状況を把握するためのモニタリングを推進し、その成果も適応策に活かしていく。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○専門家や関係行政機関等の協力をえて策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」の取組状況に関するフォローアップを行ったほか、計画の達成状況を把握するための具体的指標の検討を行いました。(※施策番号272に関連記載あり)(環境省) ○サンゴ礁の現状把握として、モニタリングサイト1000のサンゴ礁調査(25か所)において、サンゴ被度、白化率、物理環境などのモニタリング調査を実施し、結果を公表しました。(環境省) ○沖縄県や鹿児島県における農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止するため、水質保全対策事業(耕土流出防止施設整備)により、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、グリーンベルト等の植生保護を実施しました。(農林水産省) ○陸上からの水質負荷低減に向け、農業集落排水施設の普及、更新整備及び高度処理の導入について、関係自治体と連携して推進しました。(農林水産省)
156		○希少動植物の保全のための基礎的な資料であるレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)について、関係省庁が連携し、レッドリストの統合や対象種の拡充を検討しつつ、改訂作業を進める。(農林水産省、環境省)	○環境省では、令和元年度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト(陸域のレッドリスト)の評価体制を統合し、同年度に水産庁と連携して作成・公表したレッドリスト作成の手引に基づいて、第5次レッドリストの公表に向け、海洋生物に関する評価等を進めました。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	③ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進	
157	○国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用の重要性に鑑み、新協定の作成に係る政府間会議等の議論に積極的に参加していく。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)	○BBNJの保全及び持続可能な利用に関する新協定の最終合意に向け、政府間会議において積極的に議論に参加しました。その結果、BBNJ新協定の内容が合意に達しました。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)
	イ 気候変動・海洋酸性化への対応	
158	○海水温上昇、海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響を的確に把握するため、海洋における観測・監視を継続的に実施する。また、気候変動及びその影響の予測・評価に関する取組を進めるとともに、海洋における適応策に関する各種取組を実施する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)	○海洋環境や海洋生態系に対する影響把握のため、次の観測・監視を行うとともに、日本海洋データセンター(JODC)に集積して情報共有を図っています。 ・国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)及び都道府県水産試験研究機関等の調査船による我が国周辺水域や外洋域における水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査(農林水産省) ・水産研究・教育機構の調査船による我が国周辺海域の定線調査(農林水産省) ・地球温暖化等の気候変動の実情把握、メカニズム解明、将来予測に資する海洋炭素循環、熱輸送過程、海水温上昇、生態系の変動の理解を進めるための北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測(文部科学省、国土交通省) ○気候変動及びその影響の予測・評価、海洋における適応策に関して、次の取組を行いました。 ・地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用した、気候変動の予測技術等の高度化や、気候変動に起因した多様なリスク管理に必要な基盤的情報の創出、物質循環や生態系プロセスモデルの高度化(※施策番号215及び237に関連記載あり)(文部科学省) ・国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いた、全球の海洋に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び海洋酸性化に関する情報の公開(文部科学省、国土交通省) ・ブルーカーボンに関し、CO2吸収モデルの作成ならびに藻場形成・拡大技術の開発を行いました。また、ワカメの種苗生産・養殖試験ならびに重要形質の候補抽出を行うとともに、特性を評価するための項目を検討しました。(農林水産省) ・北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測データを基にした、代表的定線における、大気及び表面海水中の二酸化炭素の長期変化、海洋内部への二酸化炭素蓄積量の変化、さらに海洋酸性化の進行等の解析結果の公開(国土交通省)
159	○海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指すとともに、効率的な海洋観測の実現のため、観測の自動化技術の開発向上に取り組むとともに、その国際標準化に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
160		○「気候変動の影響への適応計画」において、おおむね5年程度を目途に気候変動の影響の評価を実施するとされていること等を踏まえ、気候変動及びその影響に関する新たな知見の蓄積に努め、気候変動影響評価にその知見を反映する。(環境省)	○平成30年12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表)を踏まえ、令和3年10月に改定した気候変動適応計画について、令和3年度の実施状況のフォローアップを行いました。また、次期気候変動影響評価報告書の作成に向けて、知見の収集・整理方法や、影響評価手法の検討を実施しました。(環境省)
161		○海洋における気候変動及びその影響についての情報を含め、様々な気候リスク情報を集約し、各主体の適応の取組を支える情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」を充実させる。(環境省)	○気候変動適応情報プラットフォームにおいて、将来の気候変動及びその影響に関する情報や先進的な取組紹介等の情報を充実させました。(環境省)
162		○脆弱な生態系が海水温上昇、海洋酸性化等により深刻な状況にあることを踏まえ、パリ協定の目標達成に向けた気候変動の緩和の取組を実施する。(環境省)	○2050年カーボンニュートラルと整合的な2030年度目標達成に向けた「地球温暖化対策計画」に基づき、個々の対策施策について進捗点検を行い、対策施策の充実強化等の検討を進めました。(環境省)
163		○温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルール策定の策定、船舶の省エネ技術の実証やIoTの活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフリーポート」の実現、LNG燃料船の普及やLNGバンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。(国土交通省)	○国際海事機関(IMO)において令和5年7月の改訂に向けて検討が進められている「GHG削減戦略」に対し、わが国から米英等と共同で「2050年カーボンニュートラル」を共通の目標として掲げることを提案したことを受け、目標達成に向けた具体的なGHG削減対策として、化石燃料船に対して課金(fee)し、ゼロエミッション船に対して還付(rebate)を行う「feebate制度」を令和4年5月と12月にIMOにおいて提案しました。(国土交通省) ○我が国の産業や港湾の競争力強化や脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進しています。令和4年12月に施行された「港湾法の一部を改正する法律」により、港湾管理者が、多岐にわたる関係者が参加する港湾脱炭素化推進協議会での検討を踏まえて、港湾脱炭素化推進計画を作成するなど、CNPの形成をより一層推進する体制が構築されました。(国土交通省) ○港湾における環境負荷の低減として、国土交通省と環境省が連携し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、次の取組を実施しました。(国土交通省、環境省) ・静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化の推進による、低炭素化社会と循環型社会の統合的実現に向けた取組 ・IoT機器等を活用した、港湾内及びその背後圏を走行するシャシーの位置等の情報の共有化を図るシステムの新たな導入並びにマルチコンテナシャシー等の導入促進に向けた取組 ○平成30年度よりLNGバンカリングに必要な施設整備に対する補助制度を創設し、円滑な事業開始に向けて、引き続き、支援を行っています(※施策番号125と同様)。(国土交通省) ○また、令和4年度には、当該補助制度として、北九州を拠点とした九州・瀬戸内地域でのLNGバンカリング事業を採択しました(※施策番号125と同様)。(国土交通省) ○その他、施策番号90に記載しました。
164		○海洋生態系により蓄積される炭素であるブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に係る取組を推進する。(国土交通省)	○ブルーカーボンの拡大を進めるため、藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物を「ブルーインフラ」と位置付け、全国の海へ拡大することを目指し、市民団体や企業の参加を促進するためのマッチング支援及び普及啓発等を進める「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」を令和4年度より開始しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
165		○温室効果ガスの排出増大により、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化といった海洋環境問題を引き起こしていくということについて、広く国民の理解を得ていく努力を行う。(文部科学省、国土交通省、環境省)	○気候変動適応センター及び気候変動適応情報プラットフォームを通じて、将来の気候変動や影響等に関する情報を提供しています(※施策番号237に関連記載あり)。(環境省) ○気候変動への影響とその適応に関する理解の増進のための一般向けシンポジウムの実施や海洋酸性化に関するテレビ番組制作への協力等を通じ、国民に広く認識・理解を得るよう努めました。(文部科学省) ○気候変動の監視状況を取りまとめたレポートの刊行や、気候変動の科学的知見を一般向けに解説する講演会等を実施し、広く国民の理解を得るよう努めました。(国土交通省)
166		○地球全体の海洋変動を把握するための国際的プロジェクトである「アルゴ計画」を含め、国際枠組の下で実施される観測データ等の共有に参画・貢献するとともに、UNESCO/IOC等を通じた科学研究の支援を積極的に推進し、科学的根拠に基づいた国際的な合意形成に貢献していく。(文部科学省、国土交通省)	○海洋環境に関する科学的知見の向上に関して、次の国際貢献に取り組みました。(文部科学省、国土交通省) ・気候変動、海洋酸性化を監視していくため、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)の下で実施されている「国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)」と、「世界気候研究計画(WCRP)」の下で実施されている「気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)」の下に設立された「全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)」及びアルゴ計画への参画(※施策番号226、228及び325に関連記載あり) ・GO-SHIPにおいて定められている測線での海面から海底直上までの観測データを用いた解析 ・人工衛星や地上、海洋観測等の複数の観測システムが連携した国際的な「全球地球観測システム(GEOSS)」と、「データ統合・解析システム(DIAS)」の接続により地球観測データ等を共有 ・令和3年(2021年)1月に開始した「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」推進のため、令和3年2月に発足した「国連海洋科学の10年」日本国内委員会(事務局:笹川平和財団海洋政策研究所)に参加し、海洋科学を取り巻く国際情勢を国内関係省庁や関係者で理解を深めるとともに、「国連海洋科学の10年」の日本の貢献に向けて活発な議論、オンラインウェビナー等での検討の実施(※施策番号327に関連記載あり) ・UNESCO/IOC傘下の国際的な海洋生物多様性情報システム(OBIS)の運営に参画するとともに、国内の海洋生物データを集積しOBISにデータを提供(※施策番号325に関連記載あり)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
ウ 海洋ごみへの対応		
167	○海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)について、良好な景観や環境の保全等を図るため、実態等が未解明で実質的な回収が困難なマイクロプラスチックへの対応も含め、その削減に向け、多様な主体の参画や連携の下、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)	○「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」を踏まえ、海洋ごみの実態把握、回収処理や発生抑制対策及び国際連携に関し、連携・協力して取組を進めています。(内閣府、消費者庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) ○「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策に関する国内の取組を進めています。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等) ○2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画(UNEP)等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行っています。(外務省、環境省等) ○令和4年3月、国連環境総会(UNEA)において、「プラスチック汚染を終わらせる ― 法的拘束力のある国際約束に向けて」と題した決議案の採択に大きく貢献し、同年11月に開催された、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する条約を策定するための政府間交渉委員会においても、日本として、また選抜されたアジア太平洋地域の理事(ビューロー)として交渉を主導した。(国地環境) ○農林水産省では、以下の取組を行いました。(農林水産省) ・「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」の中で漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの発生抑制対策に関し、漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等を行っています。 ・流木災害の防止に向け、緊急的・集中的な措置が必要な地区における対策を着実に実施するとともに、上下流を一体とした総合的な流木対策を推進しました。 ○令和4年3月、国連環境総会(UNEA)において、「プラスチック汚染を終わらせる ― 法的拘束力のある国際約束に向けて」と題した決議案の採択に大きく貢献し、同年11月に開催された、海洋を含む環境における海洋プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)を策定するための政府間交渉委員会においても、日本として、また選抜されたアジア太平洋地域の理事(ビューロー)として交渉を主導しました。(外務省、環境省等)
168	○マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、海洋中の分布状況や有害物質の吸着状況、海洋生物や生態系への影響等の調査研究を継続的に実施する。(文部科学省、環境省)	○海岸や沿岸、沖合海域において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの組成や分布密度を定量的に把握するための調査・結果の公開をするとともに、環境研究総合推進課題として、海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明、計測手法の高度化に取り組んでいます。また、「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」において、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報を把握するため、室内飼育実験による海産魚類のマイクロプラスチック体内滞留時間の調査等を実施しています。(農林水産省、環境省) ○日本周辺や北極域におけるマイクロプラスチックの分布実態や海洋生物に対するマイクロプラスチックの影響について研究を進めています。なお、JAMSTECでは、潜水調査船や無人探査機等による潜航調査で撮影された映像や画像に映っている海底ごみの情報を抽出し、「深海デブリデータベース」として公開しています(※施策番号185に関連記載あり)。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
169		○マイクロプラスチックを含む海洋ごみのモニタリング方法の高度化等の研究開発を推進する。(文部科学省、環境省)	○平成30年度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、ハイパースペクトルカメラを活用して、海水中のマイクロプラスチックの材質、サイズ、形状、個数を迅速かつ自動で分析するシステムの研究開発に取り組んでいます。また、ラマン分光を活用し水中でマイクロプラスチックなどの粒子を計測する手法の開発に取り組んでいます。(文部科学省)
170		○地方公共団体や事業者等による地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理や、海洋ごみの処理に必要な廃棄物処理施設の整備等を支援する。(農林水産省、環境省)	○海岸漂着物等地域対策推進事業や水産多面的機能発揮対策事業により、海洋ごみの回収処理、発生抑制対策又は環境生態系の維持回復等に取り組む地方公共団体や漁業者等が行う漂流・漂着物等の回収・処理への財政支援を実施しました(※施策番号171及び275に関連記載あり)。(農林水産省、環境省) ○市町村の廃棄物処理施設の整備を財政支援しました(※施策番号275に関連記載あり)。(環境省)
171		○災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○災害関連緊急大規模漂流流木等処理対策事業により、漂流流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。災害関連事業で処理しきれない流木等の処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○水産多面的機能発揮対策事業により漁業者等が取り組む漂流・漂着物等の回収・処理について支援しました(※施策番号170に関連記載あり)。(農林水産省)
172		○海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施する。(国土交通省)	○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する漂流ごみ等の回収や海底火山の噴火に伴う軽石の除去を実施しました。また、大型浚渫兼油回収船を配備し漂流油の回収や航走及び放水拡散を実施しました。(国土交通省)
173		○国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物について、実態把握を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れ等の対応を行う。(外務省、環境省)	○廃ポリタンク等の国外起因と思われる海岸漂着物について、実態把握調査を実施しました。(環境省)
174		○陸域から河川等を通じて海域に流入するごみを含めた海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制(リデュース)や再資源化(リサイクル)、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止、河川美化等について、教育やライフスタイルの観点も念頭に置きつつ、関係機関が連携して、普及啓発を含めて総合的に対策を講ずる。(国土交通省、環境省)	○不法投棄の防止については、国・自治体・市民等が連携して、不法投棄の監視や清掃活動等を実施しました。(環境省) ○河川における市民と連携した清掃活動、ごみマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国土交通省、環境省) ○平成30年10月から「プラスチック・スマート」を立ち上げ、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発利用、分別回収の徹底などの”プラスチックとの賢い付き合い方”の募集、特設サイトなどを通じて取組事例の情報発信を行っています。(環境省) ○プラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)を令和4年4月に施行しました。(環境省)
175		○G7での取組等を踏まえ、マイクロプラスチックに関するモニタリング手法の国際的な調和の推進等を通じて、地球規模での分布状況の解明に貢献する。(環境省)	○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する国際的な調和及びデータベース化を進めるための国際会議を令和5年3月に開催し、議論を行いました。(環境省)
176		○国際枠組等における海洋ごみに関する調査研究、人材育成等に関する協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献する。(環境省)	○アジア域の国々の行政官、研究者及び技術者を対象に、海洋ごみ調査技術習得のための人材育成プログラムを実施しました。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	エ 海洋汚染の防止	
177	○「ロンドン条約1996年議定書」を国内担保する「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号)に基づき、廃棄物の海洋投入処分及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄等に係る許可制度を適切に運用するとともに、法令の遵守に係る適切な監視・モニタリング等を実施する。(環境省)	○廃棄物の海洋投入処分について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号。以降、海洋汚染等防止法)に基づき、環境大臣の許可に基づく、適切な処分を行いました。平成29年度以降、陸域起源の廃棄物の海洋投入処分は発生していません。(環境省)
178	○「船舶汚染防止国際条約(MARPOL条約)」(改正議定書を含む。)及び「船舶バラスト水規制管理条約」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、廃油処理施設の確保、バラスト水処理装置の確認など、適切な対応を図る。(国土交通省、環境省)	○海洋汚染等防止法に基づき、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、バラスト水処理装置の確認及び未査定液体物質の査定等を行いました。(国土交通省、環境省)
179	○油、有害液体物質等による海洋汚染に関しては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月閣議決定)等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施など、流出油等の防除体制を充実する。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の防止等を図るため、関係機関と連携し、大型浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施する。さらに、国際油濁補償基金に対する世界有数の拠出国の一つとして、その健全な運営等のために引き続き積極的に参画するほか、「船舶油濁損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)に基づく保障契約締結の確認及び保障契約を証する書面の発給、放置船からの油流出への適切な対応等を通じ、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。危険物質及び有害物質の海上輸送に伴って生じる損害への対応のあり方についての検討を進める。(国土交通省)	○関係機関と綿密な連携を強化するため、防除資機材取扱いを目的とした訓練、情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練等を各機関と合同で計画的に実施しています。(国土交通省) ○国際油濁補償基金の健全な運営等に関しては、令和4年10月の第27回総会で、タンカー事故に係る補償の適正化について、日本の意見を総会等の決定に反映させることに努めました。また、油汚染等事故損害への適確な対応を図るため、「船舶油濁等損害賠償保障法」に基づき、地方運輸局等において、保障契約締結の確認及び保障契約証明書の交付、入港予定の外航船舶から通報される保障契約情報の確認等を実施しています。(国土交通省)
	オ 放射線モニタリング等	
180	○海洋における放射線モニタリングについて、関係省庁・機関の連携の下、海水、海底土、海洋生物のモニタリングを引き続き実施する。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、長期的な視点を踏まえ、総合モニタリング計画に沿って、関係機関連携の下、同発電所近傍海域や沿岸海域、沖合海域、外洋海域における、海水、海底土及び海洋生物に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。また、陸地から河川を通じて海へ流出した放射性物質の経路や、広がりの状況等も考慮し、モニタリングの充実・強化を図る。さらに、これらモニタリングの結果、必要となる対策を実施する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、「総合モニタリング計画」(平成23年8月モニタリング調整会議決定、令和4年3月改定)に基づき、関係機関が連携し、モニタリングを実施しており、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土・海洋生物・水産物の放射線モニタリングを実施しています。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○「海洋生態系の放射性物質挙動調査事業」により、水生生物中とそれを取り巻く生態系における放射性物質の挙動と決定要因の解明に関する調査研究のほか、総合モニタリング計画に基づき、河川や湖沼における水質及び底質等の放射性物質モニタリングを実施しました。(農林水産省、環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
	カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和		
181		○海洋の開発・利用に当たっては、環境影響の程度に応じた適切な環境への影響評価を行うことが重要であり、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)に基づく環境アセスメントを適切に実施する。(環境省)	○今後、開発・利用の拡大が見込まれる洋上風力発電事業について、次の取組を行いました。(環境省) ・規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業に関する適切な環境への影響評価の ・環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集
182		○今後の沖合や深海における海洋の開発・利用に関して、国内外での取組状況や国際的な議論も考慮しつつ、環境への影響を評価する上で必要となるデータを収集するとともに、事業開始後の事後調査を含めて、環境への影響の評価のあり方に関する検討を行う。(経済産業省、環境省)	
183		○洋上風力発電について、導入と環境の保全との両立の観点から、ゾーニング(保全するエリア、再生可能エネルギーの導入を推進するエリア等の設定を行う取組)手法検討モデル事業を進めているところであり、その取りまとめ結果を踏まえた今後の導入促進のあり方を関係省庁と連携しつつ検討する。(環境省)	
184		○CCSについて、事業者が実施する環境影響評価や監視の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系並びに海水及び底質の科学的特性の調査を実施するとともに、適切な事業実施に向けた監視技術の適用方策について検討する。(環境省)	○沿岸域における海洋環境の把握のため、海洋中の水質・底質・底生生物等の環境モニタリング調査、技術検討を実施しました。(環境省) ○CO ₂ の海底下貯留状態を把握するモニタリング手法の最適化、低コスト化と海洋生態系への影響回避に向けた技術開発を実施するため、電磁探査システムに係る海底観測方法において検討や実用化に向けた実海域試験を行い、評価方法の確立を図るとともに、結果を国民に公表しました。(環境省)
185		○環境影響評価に資する生物化学的データの観測を強化するため、観測機器の整備やセンサーの開発に取り組むとともに、環境影響の評価のあり方に関する検討及びその成果を踏まえ、関係機関との協力の下で国際ルール形成に貢献する。(文部科学省)	○「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一環として、環境影響評価にも資する海洋生物遺伝子情報の自動取得基盤技術の研究開発及びハイパースペクトルカメラによるマイクロプラスチック自動分析手法の開発に取り組んでいます。また、ラマン分光を活用し水中でマイクロプラスチックなどの粒子を計測する手法の開発に取り組んでいます(※施策番号169に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECは、海洋の生物多様性、生息環境の観測手法及び収集データ解析による影響評価手法の開発を実施しました。(文部科学省)
186		○港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(国土交通省)	○海域環境に配慮しつつ、全国15港において、廃棄物埋立護岸の整備を実施しました。(国土交通省)
	3. 海洋環境の維持・保全 (2)沿岸域の総合的管理		
	ア 沿岸域の総合的管理の推進		
187		○沿岸域の総合的管理に当たっては、森・里・川・海のつながり、流域全体の水循環や生態系管理を意識し、問題解決に必要な一定の広がりにおいて、人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るという「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全や海洋ごみ対策等を含めて総合的に取り組む。こうした取組の推進において中心的な役割を果たすことが期待される協議会活動の普及拡大等に向けて、関係府省が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、具体化を図る。(内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省)	○「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策等を実施しました(※施策番号167に関連記載あり)。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) ○令和4年度より、藻場・干潟の保全・再生と地域資源の利活用の好循環を創出し、藻場・干潟がもつ多面的機能を最大限発揮することを目指す「令和の里海づくりモデル事業」を実施しました。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進		
① 総合的な土砂管理の取組の推進		
188	○陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少や自然環境への影響を軽減するため、関係機関が連携して、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元、侵食海岸におけるサンドバイパスや養浜の実施など、総合的な土砂管理に取り組むとともに、土砂移動の実態把握や予測手法の向上に係る研究開発に取り組む。(国土交通省)	○土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、令和5年3月時点では、一級水系においては7水系で総合土砂管理計画が策定されています。(国土交通省) ○個別事案に対応し、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。(国土交通省)
② 自然に優しく利用しやすい海岸づくり		
189	○海岸域において、「海岸法」(昭和31年法律第101号)に基づく「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」(平成12年5月農林水産大臣、運輸大臣(当時)、建設大臣(当時)策定)を踏まえ、全国を71の沿岸域に分割し、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定している。この計画に基づき、災害からの防護に加え、海岸協力団体制度の活用等を通じ、地域住民による利用の促進や環境の維持に係る取組等が調和するよう海岸空間の保全を行う。(農林水産省、国土交通省)	○地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、25の海岸協力団体が指定されています。(農林水産省、国土交通省) ○国土交通省では、毎年7月を「海岸愛護月間」としています。期間中の活動実績は、以下の通りです(※施策番号274及び367に関連記載あり)。(国土交通省) 海岸清掃活動 223行事 環境保全・啓発活動 11行事 安全・避難訓練 18行事 海開きやビーチバレー大会などの各種イベント 203行事
190	○新技術を活用した海岸保全施設等の点検・モニタリング手法等の開発やその普及に取り組み、適時・的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進することで良好な海岸環境の保全・創出に努める。(農林水産省、国土交通省)	○衛星画像等からの海岸線の抽出など海岸保全施設等の点検・モニタリングに必要な手法等の開発やその普及に取り組みました。(農林水産省、国土交通省)
191	○優れた自然の風景地について、自然公園として適切に保全を図る。(環境省)	○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、国立公園内の海岸において海岸清掃等の事業を実施し、自然公園としての適切な保全を図りました。(環境省)
192	○海岸防災林を含む海岸林、湿地、砂浜、サンゴ礁等が有する非常時における防災・減災の機能及び平時における生態系保全等の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系や地形等を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、海岸防災林の復旧・整備を推進しました。また、生態系が有する多様な機能の指標化と予測評価手法を確立することを目的に、環境研究総合推進費による調査研究を検討しました。(※施策番号274に関連記載あり)。(農林水産省、環境省)
③ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進		
193	○陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。(国土交通省、環境省)	○河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備及び下水道整備等の対策を推進しました。特に、污水处理施設の普及促進のため、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法を導入し、污水处理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国土交通省) ○污水处理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。(環境省) ○下水道法施行令により、令和5年度までに、各自治体において合流式下水道の改善対策を完了することが義務づけられており、合流式下水道改善率は、令和3年度末現在で、90.4%となっています。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
194		○栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩濃度が環境基準を達成している海域においては、環境への影響等を考慮しつつ、環境基準値の範囲内で栄養塩類を管理する順応的な取組の事例を積み重ねつつ、きめ細やかな水質管理の方策を検討する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○閉鎖性水域など栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水処理施設の高度処理の整備を推進しました。(国土交通省) ○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進するとともに、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩供給手法の開発を支援しました。(農林水産省) ○令和4年4月に施行された瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律では、関係府県において栄養塩類管理計画を定めることができるようになったところです。これを踏まえ、栄養塩類管理計画を策定する関係府県に対し、計画策定・改訂に関する補助金を創設し、関係府県の取組を支援しました。(環境省)
	ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進		
195		○閉鎖性海域では、環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、「全国海の再生プロジェクト」や海洋環境整備事業等の諸施策を展開する。また、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、水質、海水温上昇、生物生息場の変化等と生物多様性や生物生産性の関係性についての調査及び研究に努めるとともに、科学的な知見を踏まえて方策について検討し、地域における多様な主体が海の将来像を議論し、連携・協働した計画的かつ総合的な取組を推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、国及び地方公共団体は、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。(環境省) ○東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に推進しています。(国土交通省、環境省) ○漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動も支援しています。(農林水産省)
196		○栄養塩類の削減が必要な海域においては下水道の高度処理を推進するとともに、港湾における污泥場への覆砂等を実施する。(国土交通省)	○閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。また、大阪港及び東京港において堆積污泥等の浚渫・覆砂等を実施しました。(国土交通省)
197		○海水交換の悪い閉鎖性海域における陸域からの栄養塩類の負荷を抑制するため、窒素及びりんについて排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等の調査を実施する。(環境省)	○全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施しました。(環境省)
198		○海域環境の保全・再生に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、污泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○横浜港において生物生息場や藻場の形成などを図る生物共生型護岸の整備を進めるとともに、博多港において覆砂による水質・底質環境及び生物生息環境の改善を行いました。このほか、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農林水産省、国土交通省)
199		○広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、第8次水質総量削減の削減目標量(目標年度:2019年度)の達成に向けた取組を実施する。(環境省)	○施策番号195～197に記載しました。
200		○瀬戸内海の更なる環境保全・再生のため、平成27年の「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)の改正及び「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更(平成27年2月閣議決定)に基づき、生物多様性及び生物生産性が確保された「きれいで豊かな海」の観点から、従来からの水質総量削減に加え、藻場及び干潟の保全・再生、底質改善等を組み合わせ、地域の多様な主体が連携した総合的な取組となるよう必要な検討・施策の推進を図る。また、上記改正法の附則に規定されている、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響に関する調査・研究等を加速化し、「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策について検討を進める。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○令和3年6月、①栄養塩類管理制度の創設、②自然海浜保全地区の指定対象の拡充、③海洋プラスチックを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定、④気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正を内容とする瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月より施行されました。(環境省) ○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進しました。(農林水産省) ○海洋環境整備船による海面の漂流ごみ等の回収を実施しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
201		○有明海及び八代海等の再生の観点から、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づく「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」(平成15年2月総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省策定)を踏まえ、再生のための施策を進める。また、有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討を踏まえつつ、再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集等を進める。(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○「有明海・八代海等総合調査評価委員会」や同委員会に設置された「水産資源再生方策検討作業小委員会」及び「海域環境再生方策検討作業小委員会」において、中間取りまとめ(令和4年3月)を踏まえた令和8年度の取りまとめに向けて、関係省庁・関係県が実施した調査の結果について情報収集等を実施しました。(農林水産省、環境省) ○海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施や海域環境の保全と改善を図るための汚泥等の浚渫を実施しました。(国土交通省)
エ 沿岸域における利用調整			
202		○沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。また、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスを改善するとともに、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対する周知・啓発を進める。(農林水産省)	○海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。また、都道府県での遊漁で利用できる漁具・漁法をとりまとめ、水産庁ウェブサイトに掲載する等、沿岸域利用者に対しルールの周知・啓発を行いました。(農林水産省)
203		○小型船舶の安全・環境対策として、小型船舶の海難等による死亡・行方不明者の減少及び環境問題の解消・低減並びに健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。また、小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進する。さらに、プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。(国土交通省)	○小型船舶からの海中転落による死者・行方不明者を減少させるため、小型船舶安全キャンペーン等の機会を通じて、「ライフジャケットが命を守ります!」と題するリーフレットの配布を行う等により、関係省庁、団体と連携してライフジャケットの着用について周知・啓発を図っています。(国土交通省) ○陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリンレジャーの振興を図りました。(国土交通省) ○平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として、各種の放置艇対策に取り組んでいます。(国土交通省)
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (1)情報収集体制			
204		○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、JAXAのALOS-3、ALOS-4、SLATS等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国、友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じて、MDA能力を強化する。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省)	○令和5年1月、情報収集衛星(レーダ7号機)の打上げを行いました。(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣官房) ○「国家防衛戦略」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「防衛力整備計画」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています(※施策番号1と同じ)。(防衛省) ○宇宙基本計画工程表を改訂(令和4年12月23日宇宙開発戦略本部決定)し、海洋状況把握への宇宙技術の活用について、関係省庁における令和4年度末までの取組状況・実績及び令和5年度以降の主な取組を更新しました。(内閣府) ○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行いました。また、洋上監視のため、国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)が保有する衛星や民間の商用衛星を利用して洋上監視を行いました(※施策番号16及び17に関連記載あり)。(防衛省) ○先進光学衛星(ALOS-3)及び先進レーダ衛星(ALOS-4)について、維持設計、プロトフライトモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
205		○準天頂衛星の機数増等の取組、ALOS-3・4等のセンサーに関する技術開発及びSLATSの実証実験等の進展、船舶自動識別装置(AIS)受信機を搭載した衛星の普及、小型衛星等各種衛星に関する諸外国の取組等を踏まえ、衛星AISによる船舶航行状況をより正確に把握するための実証実験の実施など、MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。(内閣府、文部科学省)	○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省) ○準天頂衛星システムの4機体制によるサービスを提供するとともに、令和6年度をめどに確立する7機体制の構築に向け、5号機、6号機及び7号機の開発・整備を着実に進めています。(内閣府) ○先進光学衛星(ALOS-3)及び先進レーダ衛星(ALOS-4)について、維持設計、プロトフライトモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。(文部科学省) ○上記のほか、施策番号9に関連記載があります。
206		○海水温、海流、海水等の海況監視、漁業者に対する漁場情報の提供、海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測や気候変動予測等の分野において、衛星情報の利用を引き続き推進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)	○海面水温、植物プランクトン分布情報など人工衛星情報を活用し、漁場形成・漁海況情報の提供を行いました。(農林水産省) ○漁海況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に衛星情報を活用しています。また、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU(※)漁業を含む外国漁船の動向把握を衛星情報を用いて行いました。さらに、JAXAとの共同研究を継続し、引き続き衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用について検討を進めています。(農林水産省) ※IUU:「違法・無報告・無規制」 ○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、GOSAT-2については令和2年より令和4年度までCO2・CH4・CO等のプロダクトの一般提供を継続して行っています。さらに、継続的な観測体制の構築のため、3号機にあたるGOSAT-GWの開発を行っています。(環境省) ○大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立極地研究所 北極域データアーカイブシステム(ADS)により、観測衛星(GCOM-W)からのデータによる南・北両極の海水氷情報を準リアルタイムで公開しました。また、ADSから海上保安庁が運用する海洋状況表示システム(海しる)に、観測衛星からのデータによる海水氷情報を提供しました。(文部科学省) ○沿岸域における詳細な海流・海水温の予測において、予測精度向上のため、欧州等の衛星データの利用を新たに開始しました。(国土交通省)
207		○海洋調査の効率化・精緻化を図るためのセンサーやAUV等を活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。また、AIS等による船舶動静情報の収集や、ICT技術を活用した新しい船舶動静の把握手法及びこれらの情報を更に利活用しやすい形で共有することについて検討を進める。(文部科学省、国土交通省)	○平成30年度から開始した海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます(※施策番号101の記載と同じ)。(文部科学省) ○JAMSTECでは、調査目的に応じて観測機器の搭載が選べることを目的とした、多目的観測フロートの量産プロトタイプの実現に継続して取り組みました。また、自動観測を実現するために、既存の自律型無人探査機(AUV)を用いて、母船を用いず、AUVを沿岸から直接、観測海域に潜航させ、また沿岸に帰らせる、長距離観測試験に向けた要素技術試験を継続しています。さらに、「うらしま」を従来よりも深い深度で運用するための改造に着手しました。(文部科学省) ○レーダーやAISでは把握困難な小型船舶等について、情報通信技術(ICT)を活用し、船舶動静を把握するシステムの開発に取り組んでいます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
208		○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)、地震・津波観測監視システム(DONET)等の既設の海底地震・津波観測網を着実に運用するとともに、利活用手法をさらに充実していく。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。(文部科学省)	○S-netやDONET等の運用と利活用の状況は以下の通りです。 ・東北太平洋沖に設置した、S-netを着実に運用するとともに、JR東日本とJR東海において観測データの利活用を継続しました。(文部科学省) ・南海トラフ地震の震源想定域のうち熊野灘から室戸岬沖に設置した、DONETを着実に運用するとともに、JR東海・JR西日本において観測データの利活用を継続しました。(文部科学省) ・S-netとDONETの観測データについて気象庁の緊急地震速報への利活用が継続されました。これにより海域で発生する地震に対する緊急地震速報の発表の迅速化を図りました。(文部科学省、国土交通省) ・S-netの一部とDONETの観測データについて、千葉県、和歌山県、三重県、中部電力において、即時津波予測システムとして利活用を継続しました。(文部科学省) ○南海トラフ地震想定震源域の西側にある高知県沖から日向灘にかけて、新たに南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)の構築を進めました。(文部科学省)
209		○海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国土交通省)	○気象庁は以下の観測等を実施しています。(国土交通省) ・気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測 ・海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測 ・地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測 ・局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上のため、新型気象レーダー(二重偏波気象レーダー)の更新整備
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (2)情報の集約・共有体制			
210		○海洋監視情報の集約・共有に当たっては、海洋監視情報の機密性に応じ、関係府省間で機動的かつ迅速な情報共有が可能となる有機的な情報共有体制を構築していくとともに、漁業者からの情報提供を始め、民間機関との連携も強化する。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)	○「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」に基づき、MDAの能力強化に向けた情報の集約・共有体制の強化に取り組みました(※施策番号291と同じ)。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省) ○水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練を支援しました(※施策番号145及び146と同じ)。(農林水産省) ○防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています(※施策番号19と同じ)。(国土交通省、防衛省)
211		○防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、二者間の情報共有体制を充実させる。また、公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築に努める。「海洋状況表示システム」の整備・運用に当たっては、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスとの連携を強化する。(内閣府、国土交通省、防衛省)	○情報共有システムにおける機密性に応じた情報の適切な取扱いを確保するべく、機密性の高い情報については、防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を図っています(※施策番号19に関連記載あり)。(内閣府、国土交通省、防衛省) ○政府機関で共有する情報及び一般に公表する情報については、海上保安庁が「海洋台帳」を発展させて、新たに「海洋状況表示システム(海しる)」を構築し、政府部内用のシステムについては平成31年3月から運用しています。一般に公表するシステムについては、平成31年4月から運用しています。これにより、関係機関等が運用保有するリアルタイム情報も含めた海洋情報を一元的に集約し、海洋状況表示システム(海しる)に表示可能となりました。令和4年1月～12月のアクセス数は約466万件でした。(内閣府、国土交通省、防衛省) ○情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行い、海洋状況表示システム(海しる)(政府部内用)へ提供しました。(内閣官房)
212		○海洋調査成果等の関係機関が保有する海洋情報について、利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化に取り組む。(内閣府)	○海洋状況表示システム(海しる)を通じたデータ連携におけるユーザーニーズの調査を行うとともに、同システムでデータを表示する際のデザインやフォーマット等の技術的事項について検討を行いました。(内閣府) ○施策番号211に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
213		○国及び地方公共団体による海洋調査で得られた情報を始め、国等が海洋政策を進める上で収集・整備した海洋情報について、情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、一元的に管理・公開を行うとともに、関係者間での情報共有を一層推進することによって、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図る。(内閣府、国土交通省)	○施策番号211に記載しました。
214		○観測データの価値を向上するため、係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合(数値予報モデルへのデータ同化等)を推進する。(文部科学省、国土交通省)	○自動海洋観測ブイのアルゴ(Argo)フロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用しました。(文部科学省、国土交通省)
215		○数値モデルを高精度化する等により、気候変動、海洋酸性化、海況等の実態把握とスーパーコンピュータを用いた予測の精度向上を図るとともに、情報の可視化等その内容の充実に取り組む。さらに、これらの成果の幅広い利用を促進するため、「海洋の健康診断表」等での情報公開に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、地球規模の環境変動が我が国に及ぼす影響を把握するための研究開発を行ったほか、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要となる基盤的情報を創出するとともに「気候予測データセット2022」として公表しました(※施策番号158及び237に関連記載あり)。(文部科学省) ○気候変動、海洋酸性化、海況等の実態把握や予測精度向上のため、数値予報モデルの高度化に取り組みました。(国土交通省) ○気象庁ウェブサイトの「海洋の健康診断表」で海況、海洋酸性化、波浪、潮汐等の幅広い海洋情報を公開しました。(国土交通省)
216		○関係機関の協力の下、日本海洋データセンター(JODC)において各種海洋情報の収集・管理・提供を実施するとともに、海洋情報クリアリングハウス及び海洋台帳を引き続き運用し、その充実を図る。また、これらの取組と「海洋状況表示システム」との連携を進める。(内閣府、国土交通省)	○海上保安庁では、政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」を運用しています。令和4年1月～12月のアクセス数は約7万件でした。(内閣府、国土交通省) ○海上保安庁では、関係機関等が保有するリアルタイム情報も含めた海洋情報を一元的に集約し、地図上に重ね合わせて表示できる「海洋状況表示システム(海しる)」を運用しています。(国土交通省)
217		○海洋情報の収集と解析処理のための共通基盤技術の整備・運用を進め、都道府県等の地域レベルでの利用を含め、海洋情報の利用促進を図る。また、広く一般への情報提供の観点から、海洋科学技術に関する資料を広く収集・整理するとともに利便性を高める。(内閣府、文部科学省)	○地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報基盤である「データ統合・解析システム(DIAS)」を運用するとともに、気象・気候、防災等の社会課題解決に資する共通基盤技術の開発を推進しました。(文部科学省) ○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号226と同じ、施策番号249に関連記載あり)。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (3) 国際連携・国際協力	
218	○「海洋状況表示システム」については、国際社会との連携に活用するため、多言語化に向けた対応を図る。(内閣府、国土交通省)	○令和元年からメニュー及びコンテンツ名を英語化した英語版「海洋状況表示システム(海しる)」を継続運用しています。(内閣府、国土交通省)
219	○二国間及び多国間での取組を効果的に組み合わせ、MDAに関する国際連携・国際協力を強化し、これらの取組を通じて得た海洋情報を多様な海洋政策の実施に適切に活用する。(内閣府、外務省、国土交通省)	○友好国との間で、海洋状況把握(MDA)に資する情報の共有に係る適切な体制の構築に向け、各種取組を推進しています。(国土交通省) ○海洋データの国際交換促進による海洋の調査研究や利用開発等の発展に向け、将来の海洋データの利用促進及びその管理について、意見交換を行いました。我が国が進めるMDAの能力強化のための国際連携に大きく貢献することが期待されるとともに、平成31年4月から運用している「海洋状況表示システム(海しる)」の掲載情報の充実にも寄与します。(内閣府、国土交通省) ○令和5年3月、豪内務省国境警備隊(ABF)との間で、にMDAに関する協力覚書を締結し、MDA分野における連携を強化しました。(国土交通省)
220	○諸外国、国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じて情報収集を図る。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	○国・地域・地球規模で政策立案者に活用されることを目的として、国連の下で地球規模の海洋環境の状況を明らかにする「世界海洋評価(WOA)」が作成されています。本アセスメントには海洋環境、生態系、食料安全保障、食品安全の分野横断的問題、人間活動と影響、生物多様性等幅広い内容に及ぶ。平成27年に第1版、令和2年に第2版が作成され、引き続き第3版の作成に向け、海洋科学の専門家として日本から執筆者を派遣し、検討プロセスに貢献していきます。(文部科学省) ○防衛省の取組については、施策番号221に記載しました。(防衛省) ○第5回日・フィリピン海洋協議(令和4年3月)においてシーレーンを共有する戦略的パートナーとして、東シナ海・南シナ海等の両国の周辺海域における最近の情勢やスルー・セレベス海やルソン海峡等における協力強化等について意見交換を行いました。本年2月のマルコス大統領による訪日の成果も踏まえて、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認し、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」と「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現に向け、海洋分野等で協力を強化していくことで一致しました。(外務省)
221	○我が国自身の努力に加え、MDAに関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA体制を強化していく。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	○同盟国である米国や同志国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省) ○我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」(日ASEAN防衛協力の指針)に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力などの協力を推進しています(※施策番号50～54に関連記載あり)。(防衛省) ○シーレーン沿岸国への海洋状況把握に係る能力向上支援については、施策番号41に記載しました。(外務省) ○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に基づき海上法執行にかかる現地での能力向上支援を実施し

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1) 海洋調査の推進			
			【指標】 海洋調査実施件数(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) 令和4年度 534件 令和3年度 565件 令和2年度 562件 令和元年度 600件 平成30年度 568件
ア 海洋調査の戦略的取組			
222		○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。(内閣府、外務省、国土交通省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海や排他的経済水域(EEZ)の外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しました(※施策番号18と同じ)。(国土交通省)
223		○海洋のモニタリングについては、リアルタイム性のみならず、長期的な観測を積み重ねるとともに、衛星、観測ブイ等を用いた高度な観測技術を最大限活用し海洋を総合的に観測することが重要であり、海洋観測を行う海洋調査船等の適切な運航、効率的な観測に資する自動化技術の向上等に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました。(国土交通省) ○海面水温・海上風速・海水密接度・海色を水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)や気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)を用いて観測し、海上保安庁へデータ提供しました。また、国内の海洋関連機関に対し、「しずく」による海面水温・海上風速、「しきさい」による海面水温・海色、衛星全球降水マップ(GSMaP)による降水量、静止気象衛星「ひまわり」による海面水温・海色のデータを提供しました。(文部科学省) ○文部科学省の取組については施策番号207に記載しました。(文部科学省) ○平成30年度から開始した、海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性、マイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます(※施策番号101と同じ)。(文部科学省) ○海洋情報クリアリングハウス、JODC(日本海洋データセンター)オンラインデータ提供システム(J-DOSS)、海洋生物地理情報システム(OBIS)、全球地球観測システム(GEOSS)ポータル、DIAS(データ統合・解析システム)データ俯瞰・検索システム等のデータサイトにデータ提供又はシステム連携を行い、定期的にデータを更新しています。(文部科学省) ○文部科学省の取組については、施策番号207に記載しました。
224		○時空間的に疎(まば)らである生物分野を含め、海洋に関する科学データをより深海域まで精度よく観測するため、漂流フロート、係留系、船舶及び海中・海底探査システムによる観測を組み合わせた統合的観測網の構築を目指す。(文部科学省)	○自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています(※施策番号214と同じ)。(文部科学省) ○令和3年度から新たに開始した「海洋生物ビッグデータ活用技術高度化」事業の一環として、機械の目とも呼ばれるインテリジェントセンサEVSを用いた海洋粒子動態観測手法およびフロートへの実装に向けた開発に取り組んでいます。(文部科学省)
225		○海洋調査の基盤となる海洋調査船等、有人・無人調査システム等を着実に整備するとともに、新たな調査機器の開発、新技術の導入を推進する。(文部科学省、国土交通省)	○無人探査機「かいこう」のランチャーレス運用の実用化に向けて整備を実施するとともに、「新青丸」による試験潜航を実施し、運用に問題がないことを確認しました。また、並行して開発していた4Kカメラについても同試験潜航時に搭載し、問題がないことを確認しました。さらに、「じんべい」については、機能向上のためのソフトウェア改修を完了し、検証の上、研究航海に供用しました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
226		○国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組に参画し、長期的・継続的に海洋の観測、調査研究等を実施するとともに、観測データの交換及び共有に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号217と同じ、施策番号249に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECでは、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、大型係留ブイの運用を省力化するための表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます(※施策番号159と同じ)。(文部科学省) ○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)、全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に参画し、長期的・継続的な海洋の観測を実施し、海洋データの交換を行いました(※施策番号166、228及び325に関連記載あり)。(国土交通省) ○IOC西太平洋小委員会(WESTPAC)の下での北東アジア地域全球海洋観測システム(NEAR-GOOS)に参画し、海洋観測データ及び海洋解析の交換・共有に取り組みました。(国土交通省) ○海上保安庁では、UNESCO/IOCが推進する国際海洋データ・情報交換システム(IODE)における我が国の代表機関である日本海洋データセンター(JODC)を運営しています。同センターでは、国内各海洋調査機関によって得られた海洋データを一元的に収集・管理・提供するJ-DOSSを運用するとともに、収集したデータは世界データセンターに送付され、世界中に共有されています。(国土交通省)
227		○海洋資源の開発、海洋権益の確保及び海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施する。(国土交通省)	○施策番号222に記載しました。
	イ 気候変動・海洋環境の把握のための調査等		
228		○気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、世界気象機関(WMO)、UNESCO/IOC等が進める国際的な海洋観測計画に参加し、海洋調査船等による高精度かつ高密度な観測を実施するとともに、中層フロート等の自動観測システムの活用や水中グライダー等の最新技術の導入を進め、海水温、塩分、温室効果ガス濃度等の観測を着実に実施する。(文部科学省、国土交通省、環境省)	○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCCPとGO-SHIPに参画し、北西太平洋において海洋気象観測船による高精度かつ高密度な観測を実施しました(※施策番号166、226及び325に関連記載あり)。(国土交通省) ○アルゴ計画に参画し、日本近海において海水温、塩分の観測を実施しました(※施策番号158及び226等に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省) ○JAMSTECの取組については、施策番号226に記載しました。(文部科学省) ○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、GOSAT-2については令和2年より令和4年度までCO₂・CH₄・CO等のプロダクトの一般提供を継続して行っています。さらに、継続的な観測体制の構築のため、3号機にあたるGOSAT-GWの開発を行っています(※施策番号206と同じ)。(環境省)
229		○我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属、内分泌かく乱物質等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境への影響を把握するとともに、バックグラウンド数値の経年変化を把握する。また、海域における放射性物質のモニタリングを実施する。(国土交通省、環境省)	○日本周辺の海洋環境の経年的変化を捉え、総合的な評価を行うため、水質、底質等の海洋環境モニタリング調査を実施しました。また、化学物質の存在状況の把握のため、主に内湾の水質、底質等に含まれる残留性有機汚染物質(POPs)等の化学物質の調査を実施しました。(環境省) ○我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場の放射能水準を把握するため、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施しました。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
230		○東日本大震災に伴い発生した津波による廃棄物の海上流出や油汚染、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等による海洋環境への影響を把握するため、引き続き有害物質及び放射性物質に関するモニタリングを実施する。(国土交通省、環境省)	○東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射性物質のモニタリングを実施しています(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省) ○福島県等の沿岸海域における海水、海底土等に含まれる放射性物質モニタリングを実施し、結果を随時、環境省のウェブサイトにおいて公表しました(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省)
231		○閉鎖性海域の海洋環境モニタリングとして、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査、底質・底生生物調査等を実施する。また、海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施した環境調査データを収集・共有する海域環境情報データベースの充実を図る。(国土交通省、環境省)	○東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査等を実施し、閉鎖性水域における調査結果について、環境省のウェブサイトで公表しました(※施策番号195～197に関連記載あり)。(環境省) ○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダによる海面の流況観測結果や海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行いました。(国土交通省)
	ウ 自然災害による被害軽減のための調査等		
232		○プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波の発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測、GPS を利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、地殻構造探査、津波堆積物調査、地震断層の掘削調査、掘削孔内観測等の充実・強化を図る。(文部科学省、国土交通省)	○防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、スロー地震活動や非プレート境界の地震活動の時空間把握に向けて、南海トラフプレート境界浅部における機動的な地震観測を実施しました。また、日向灘から東海沖に隣接する地域において、南海トラフ巨大地震の痕跡情報再評価を実施し、南海トラフ巨大地震の地震像の解明に取り組みました。さらに、JAMSTECの新しい地下構造研究成果を取り入れることで南海トラフの三次元地下構造モデルを改良しました(※施策番号29～31及び245に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECでは、地震発生帯の地下構造、現在の地震活動、さらには巨大地震の発生履歴を明らかにするために、南海トラフと北海道沖地震域、東北沖太平洋等における地殻構造調査、自然地震・火山・地殻変動等の観測及び地震・津波履歴調査を実施しています。(文部科学省) ○測量船により日本海溝付近及び南海トラフ付近において全球測位衛星システム(GNSS)と海中での音響測距技術を組み合わせた海底地殻変動観測を実施しました。(国土交通省)
233		○港湾内の船舶の避難等の津波対策及び地方公共団体による津波ハザードマップ作成に活用するため、海底地形データを収集・整備するとともに、津波防災情報図の整備を推進する。(国土交通省)	○津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し、提供しました。(国土交通省)
234		○火山噴火予測に資する基礎情報を収集・整備するため、南方諸島及び南西諸島の海域火山を中心に航空機や衛星画像の活用等による定期的な監視、海洋調査船による海底地形、地質構造、海上重力及び地磁気の調査を実施する。(国土交通省)	○南方諸島及び南西諸島の火山において、航空機を使用して定期的に調査・観測を実施するとともに、測量船による海底地形調査を実施しました。昨年の噴火から活発な活動が続く福岡ノ場や約36年ぶりに変色水が確認された海徳海山、再噴火が確認された西之島等において重点的に火山活動状況の監視・観測を実施しました。(国土交通省)
235		○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国土交通省)	○気象庁は以下の観測等を実施しています(※施策番号209と同じ)。(国土交通省) ・気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測 ・海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測 ・地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測 ・局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上のため、新型気象レーダー(二重偏波気象レーダー)の更新整備

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2)海洋科学技術に関する研究開発の推進等			
			【指標】海洋科学技術に係る査読付き論文数 JAMSTECの論文数(文部科学省) 令和4年 577本、令和3年 622本、令和2年 593本、令和元年 578本、平成30年 618本 気象庁の論文数(主著のみ)(国土交通省) 令和4年度 17本、令和3年度 5本、令和2年度 19本、令和元年度 23本、平成30年度 16本
ア 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進			
① 気候変動の予測及び適応に関する研究開発			
236		○海洋と大気の相互作用、さらに、陸域も含めた地球表層における物質循環やそれに伴う熱輸送・炭素循環、海洋が吸収する二酸化炭素の増加に伴う海洋の酸性化や、それによる海洋生態系への影響等を解明するための観測、調査研究等を強化する。(文部科学省、国土交通省)	○平成30年度から新たに開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、海洋酸性化・地球温暖化の解明に必要な海洋炭酸系の循環を自動かつ高精度に把握するための基盤技術の研究開発を開始するとともに、地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋域において海洋観測を実施しています。特に定点K2・KEOや沿岸域において、生態系への影響評価等のために、pH・pCO₂などの化学環境や沈降粒子などのモニタリングを継続して実施しました。また陸域からも輸送されるブラックカーボンや窒素・鉄などの栄養塩に着目した調査や、衛星データに基づく沿岸赤潮識別アルゴリズムの開発等を行いました。(文部科学省) ○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました(※施策番号223と同じ)。(国土交通省) ○大気中の温室効果ガス濃度の変動を監視するために、南鳥島等において、温室効果ガス等の観測を継続して実施しました。(国土交通省) ○これらの観測データ等を用いて、日本近海や西太平洋熱帯域における海洋の二酸化炭素吸収や、それに伴う海洋酸性化の解析を実施しました。(国土交通省)
237		○気候変動及びその影響に関する観測・監視等を行い、長期的な気候変動の低減のため、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するとともに、予測情報の高精度化のための研究開発を推進する。また、長期的な気候変動及びその影響への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、気候モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、調査研究等を充実させる。(文部科学省、国土交通省、環境省)	○地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要な基盤的情報を創出するとともに「気候予測データセット2022」として公表しました。(※施策番号158及び215に関連記載あり)。(文部科学省) ○アメダス等で観測された気象データにより、気温や降水量、猛暑日・大雨日数などの長期変化に関する情報を作成・公表しました。(国土交通省) ○気候変動適応センターにおいて、気候変動の影響及び適応に関する情報を広く提供しました(※施策番号165に関連記載あり)。(環境省) ○世界で開発されている海洋生物地球化学モデルを用いた過去再現実験結果及び観測に基づく海面二酸化炭素フラックスデータセットを収集して、太平洋における人為起源二酸化炭素吸収量の時間・空間変化の評価を進めています。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
238		○地球温暖化の影響が顕著である北極域における環境変化は、地球温暖化の加速、地球全体の海面水位上昇、極端な気象の頻度増加等、全球的な気候への影響を与えることが懸念されており、全球の気候システムの形成に大きな役割を果たす南極域の重要性も踏まえ、両極域における観測・研究を引き続き実施する。(文部科学省)	○南極地域観測第Ⅹ期6か年計画を開始し、南極氷床融解メカニズムと物質循環変動の調査など、南極における調査・観測等を実施しました。令和4年度も各分野の基礎的観測データを継続的に取得し、取得したデータを国内外の研究機関等へ提供しました。さらに、大型大気レーダー(PANSY)を軸とした、全球の大気変動に関する総合的な精密観測や、AUV(自律型水中ロボット)を活用した海水下の海底地形観測および海水下面観測、氷河の融解・流出メカニズムを解明するための氷河底面等の観測を実施しました。(文部科学省) ○地球規模課題の対処に向け、北極域研究加速プロジェクト(ArCSⅡ)を推進し、北極域の課題解決や、研究基盤の活用に向けた取組を実施しました。観測船では「みらい」航海を実施したほか、国際連携拠点では1,563人日の利用がありました。(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)
	② 海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関する研究開発		
239		○広域科学調査により、エネルギー・鉱物資源の鉱床候補地推定の基礎となるデータ等を収集するため、海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船や無人探査機(AUV、ROV等)等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムの開発・整備を行うとともに、鉱床形成モデルの構築による新しい探査手法の研究開発を推進するなど、海洋資源の調査研究能力を強化する。また、鉱物資源開発に係る環境影響評価技術の国際標準化に向けた取組を進める。(内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○SIP第2期「革新的深海資源調査技術」に関して、以下の取組を行いました。(内閣府) ・レアアース泥の分布域での深海曳航体を用いた高解像度音響探査データの取得、地層コアサンプル追加取得によるレアアース濃集層の分析・評価を行い、概略資源量評価の高精度化および完成した三次元マッピングの精緻化を実施 ・SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」にて開発した画像解析手法と海洋環境影響評価の国際標準化機構(ISO)認証取得のためのプロセスを引き継ぎ、令和3年8月に3件、令和4年4月に1件が承認され、提案してきたすべてが発行 ・無人探査機「江戸っ子1号」より小型軽量化した海洋観測機器による長期環境ベースライン調査のデータを分析、デモ調査を実施
240		○平成26年度から取り組んできたSIP「次世代海洋資源調査技術」における研究開発成果について、未調査海域での実証運用等により統合海洋資源調査システムを実用レベルで確立させる。(内閣府、文部科学省、国土交通省)	・令和元年度に続き、民間機関から深海環境を利用した研究提案を受け、生分解プラスチックの材料やセメント等のサンプルを深海環境に長期間暴露する試験を実施し、深海から回収したサンプル等の評価・分析を実施 ・民間企業を中心として環境影響評価及びAUV隊列制御試験の検証を、民間調査船により3航海実施 ・実海域では、10航海、延べ151日間の調査航海を実施
241		○SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を踏まえ、我が国の海洋資源探査技術を更に強化・発展させ、本分野における生産性を抜本的に向上し、我が国の排他的経済水域等にある豊富な海洋鉱物資源を活用するため、平成30年度から新たにSIP「革新的深海資源調査技術」を立ち上げ、これまで培った海洋資源調査技術、生産技術等を更に強化・発展させるとともに、基礎・基盤研究から事業化・実用化までを見据え、水深2000m以深の同技術の開発・実証に向けた取組を世界に先駆けて進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」での水深2,000m以浅の海底熱水鉱床を主な対象とした成果を活用し、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」では水深2,000m以深での深海資源調査技術・生産技術の開発を推進しました。(内閣府) ○生産技術の実証については新たに完成した解泥機等と揚泥管機器を組み合わせた生産システムの1,000m海域での海域循環・作動試験を実施しました。また、水深約3,000m海域での解泥・採泥・揚泥試験に成功、シミュレーションにより水深6,000mからの揚泥性能を確認しました。(内閣府) ○深海資源調査技術については、AUV複数機運用技術の更なる効率化として異機種AUV4機による隊列制御試験に成功、加えてシミュレーションでAUV10機隊列制御技術検証を実施しました。探査システムの大深度化として、6,000m級AUVの開発が完了、深海ターミナルは岸壁・水槽試験等によりシステムの健全性を確認しました。(内閣府)
242		○海洋資源の環境影響評価に資するための科学研究として、高解像度の調査と長期の環境モニタリングから得られる大規模データとの統合解析を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、8Kビデオなどの高解像度カメラシステムでの生物調査及び長期海底観測システムから得られたデータを用いた解析を進めています。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取組んだ具体的内容
	③ 海洋生態系の保全に関する研究開発	
243	○海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めるとともに、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進する。また、サンゴ礁を始めとした海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。(内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省)	○沖縄科学技術大学院大学(OIST)において、サンゴ礁生態系の中心のサンゴと、サンゴ礁の破壊を引き起こしつつあるオニヒトデのゲノム解読を行うとともに、ゲノム解読技術の開発を進めました。(内閣府) ○平成30年度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、生物多様性に関わる情報を効率的かつ高精度に取得するために海洋生物遺伝子情報を自動で取得する基盤技術の研究開発を進めています。(文部科学省) ○海洋生物の複雑で多様な海洋生態系を理解し、保全・利用へ展開していくことなどを目的に、令和3年度より10年間の予定で、ビッグデータから新たな知見を見出していく研究開発を行っています。(文部科学省) ○都道府県水産試験研究機関等と連携し、資源評価の高度化を図るため、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けた実証を実施するとともに、漁業協同組合から水揚げ情報を電子的に収集するためのシステム構築に向けた実証をしました。(農林水産省) ○国立研究開発法人 水産研究・教育機構においては海洋生物資源の持続的な利用の観点から、調査船による定線観測調査や衛星画像、無人の観測機器などを駆使して海洋環境調査を精力的に実施し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握研究を行いました。また、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するため、被食-捕食などの種間関係の調査など研究を推進しました。さらに、サンゴ礁等亜熱帯生態系から北海道沖の亜寒帯生態系まで日本周辺の様々な海洋生態系について海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報収集を引き続き進めました。(農林水産省)
243	○海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めるとともに、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進する。また、サンゴ礁を始めとした海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。(内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省)	○亜寒帯循環域のAライン、亜熱帯循環域のOライン調査など日本周辺において長年実施している海洋調査を継続し、気候変動、海洋環境変動がもたらす水産資源生物を含む海洋生態系変動への影響解析を実施しています。また、食性調査などを実施し、様々な生態系構造解析研究を実施しています。(農林水産省) ○モニタリングサイト1000では、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生及び物理環境などのモニタリング調査を実施しました(※施策番号329に関連記載あり)。(環境省) ○国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています(※施策番号329と同じ)。(環境省)
244	○東日本大震災により激変した海洋生態系の回復状況を把握するため、大学や研究機関等によるネットワークを形成し、東北太平洋沖等における海洋生態系の調査研究を行う。(文部科学省、環境省)	○東北マリンサイエンス拠点形成事業では、東日本大震災の地震・津波により激変した沿岸域の漁場等の海洋生態系を調査して得られた科学的知見を地域で共有することなどを通じて、令和2年度の事業完了後も、大学と地元との連携により水産業の復興に貢献していくこととしています(※施策番号243に関連記載あり)。(文部科学省) ○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)」を基に環境省が策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」の具体的取組の一つとして、地震・津波による自然環境への影響の調査や、変化し続ける自然環境のモニタリングを実施しており、令和4年度は、復興・創生期間後5年間(令和3年度～令和7年度)に向けた自然環境調査の実施方針に基づきアマモ場(4地点)の生態系監視調査を実施しました。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
④ 海洋由来の自然災害に関する研究開発			
245		○海域の地震・津波を、稠密な観測点により、精度高く早期に観測し、警報の高度化や発生メカニズムの解明を行うため、日本海溝沿い及び南海トラフ沿いにおいて、地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網(S-net、DONET等)を運用する。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。さらに、日本海側も含め、日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測に関する調査研究を行い、それらに基づく防災・減災対策の研究を行う。(文部科学省)	○JAMSTECでは、地震・津波観測監視システム(DONET)データを用いた即時津波予測システムの開発のために、南海トラフ域で起こり得る津波シナリオの検討とそれによって励起される津波を評価し、当該システムによる津波予測の精度検証を行いました。さらに、HFレーダーを活用した津波予測の可能性について検討を行っています。これらの地域レベルでの社会実装のために、当該システムの機能強化と水平展開に取り組んでいます。(文部科学省) ○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム(DONET)を着実に運用するとともに、関係研究機関等と連携し、地震及び津波災害における被害低減に資する解析研究を行いました(※施策番号29～31に関連記載あり)。(文部科学省) ○南海トラフ地震想定震源域の西側にある高知県沖から日向灘にかけて、新たに南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)の構築を進めました(※施策番号208と同じ)。(文部科学省)
246		○地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動に関する基礎的な研究を行うことにより、海洋プレートの運動によって引き起こされる地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境の変遷や海底下の構造等に関する知見を蓄積するとともに、地震・津波・火山活動等のモデル化と予測・検証を行う。(文部科学省)	○施策番号232に記載しました。
247		○海洋由来の災害防止・軽減に資するため、高波、高潮等の予測情報、津波警報、海洋環境情報の高度化等に関する研究等を行う。(国土交通省)	○海上由来の自然災害である高波・高潮・津波等の解析手法の改善に取り組むとともに、数値予測モデルの高度化に取り組みました。(国土交通省)
イ 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進			
① 基礎研究の推進			
248		○独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的フロンティアの開拓、知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。(文部科学省)	○JAMSTECでは、海洋科学技術を推進する上で重要となる海洋調査技術、掘削科学技術及びシミュレーション技術等の先端的基盤技術を開発しています。さらに、それらの先進的技術を最大限活用し、未踏のフロンティアに挑戦するとともに、掘削科学や情報科学などの新分野における研究開発を推進しています。(文部科学省)
249		○オープンサイエンスの急速な拡大を踏まえ、観測・研究活動を通じて得られたデータやサンプル等については、原則として、研究者を始め一般国民が利用しやすい形で整理・保管・提供するとともに、他分野の研究者・技術者の利用促進を図る。(文部科学省)	○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、データ・サンプル取扱基本方針等に基づき体系的な収集、整理、分析、加工、保管及び公開を行うとともに、共同利用研究航海で得られた観測データの公開を行っています。また、データへのアクセス向上や利用促進を目指して、機構の各航海及びデータベース等にデジタルデータ識別子(DOI)の付与にも取り組んでいます。(※施策番号217及び226に関連記載あり)。(文部科学省) ○大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所では、北極域データアーカイブシステム(ADS)を整備・運用し、北極域の観測データ等を収集・整理し公開しています。ADSでは、平成27年度～令和元年度に実施された北極域研究推進プロジェクト(ArCS)、また、令和2年度に開始された北極域研究加速プロジェクト(ArCSⅡ)において取得された観測されたデータをそれぞれのプロジェクトで制定されたデータマネージメントプランに基づき収集、整理、公開を行っています。また国立極地研究所刊行のデータジャーナルPolar Data Journalと連携しつつ、データの品質確認が完了したものや論文のエビデンスとして用いられたデータについてのDOIの付与を進めており、これらのプロジェクトで得られた研究成果やデータへのアクセスの利便性向上を図っています。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
250		○地球深部探査船「ちきゅう」の活用等により、国際深海科学掘削計画(IODP)を推進する。IODPにおいては、地球を構成する物質の直接採取、分析及び現場観測を実施し、数値解析手法、モデリング手法等を用いつつ、海洋・地球・生命を関連させた全地球内部ダイナミクスモデルの構築とその理解の推進を図る。(文部科学省)	○地球深部探査船「ちきゅう」を含めたIODP研究航海で採取された地質試料の保管・分析を行う国際拠点としての高知コアセンターの運用、研究航海に乗船しデータや試料の分析を行う日本研究者の推薦・派遣、掘削提案書の科学審査等を行う各種国際委員会への人材の派遣など、ハード面、ソフト面で多くの貢献をしています。また、掘削で得られたデータの数値解析やマントルダイナミクスモデリング等の手法を用いて、海洋・地球・生命を関連させた全地球モデルの構築とその理解を推進しています。(文部科学省)
251		○巨大地震発生メカニズムの解明、海底下地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマントル掘削の実施に向け、大水深・大深度掘削のための基盤技術開発を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、巨大地震発生メカニズムや海底下生命圏の解明をはじめとする海底下フロンティアの直接的な理解を追求するため、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて南海トラフ等での科学掘削調査に主導的に取り組んでいます。熊野灘沖の海底下深くに設置した三点及び南海トラフ西側への展開を目指して整備を進める長期孔内観測装置により、スロースリップ現象等のリアルタイム観測を実施するとともに、大水深・大深度掘削を可能とする基盤技術として、掘削システム、小径ライザーパイプ及びコアリングシステム等の検討・評価等を進めています。(文部科学省) ○JAMSTECでは、先進技術による掘削効率向上や科学成果創出を目指し、過去の科学掘削で取得したデータを活用し、そして、人工知能技術(AI)を適用することで、船上の掘削機器の作動データのみからリアルタイムでのトラブル検知・予知、掘削地層識別、およびコア回収率予測などを行うAI掘削に関する研究開発を進めており、人工知能の中核である機械学習アルゴリズムの開発、および実証試験に向けたシステム開発を進めています。また、大深度掘削を実現する新たな大深度ドリルパイプシステムの基本強度評価を実施し、大深度掘削編成の検討を行いました。(文部科学省)
② 海洋科学技術に関する人材育成			
252		○将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術による経済・社会的課題の解決等を図るため、専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上させる。(文部科学省)	○JAMSTECは、JAMSTEC Young Research Fellow制度により、テーマ・分野を特定せずに公募し、外国籍研究者を積極的に採用しています。ポストドクトラル研究員制度については国際的な共同研究拠点にふさわしい人材を広く海外より集めることを念頭に、海外からの研究員を受け入れています。(文部科学省)
253		○大学及び大学院において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界等とも連携しながらインターシップ実習の推進や、社会人再教育等の実践的な取組を推進することにより、海洋科学技術に関する先進的な人材を育成する。(文部科学省)	○人材育成に関して、以下の取組を行っています。(文部科学省) ・東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。 ・東京海洋大学では、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」を行いました。 ・東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました。
ウ 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化			
① 世界をリードする基盤的技術の開発			
254		○高精度で効率的な観測・探査システムの構築を推進するため、音響通信・複合通信システム、計測・センシング、測位、検知・探知、モニタリング、試料採取、分析等に係る先進的要素技術、探査・観測システム等の長期運用に必要となるエネルギーシステムに係る技術、深海底での調査や観測のためのセンサーや観測プラットフォーム設置に係る技術等について、先進的な研究開発を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECは、深海域におけるプラットフォーム間の通信測位について、令和3年度までの試験データを基に、音響通信と測位の統合化処理をより効率的に行う手法の検討を行うとともに、SIP第2期の通信測位装置に適用し、駿河湾において、4機のAUVを制御する実証試験に成功しました。(令和4年9月1日～14日) また、可視光域における電磁波に対する海底反射について、伝搬時間および反射率を計測する実験機を試作し、機能・性能を確認するとともに、海中プラットフォームへの適用手法を検証しました。(文部科学省)
255		○深海等の未知の領域を効率的に探査するための海中・海底探査システム及びそれらに関連するサブシステム並びに長期にわたり広範囲な海洋空間を高精度で観測するための3次元観測システムの運用を行う。(文部科学省)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
256		○オープンイノベーションの推進の観点から、基盤的技術のオープン・アンド・クローズ戦略や知的財産戦略、標準化戦略の検討、国内外の大学、企業、公的研究機関等の連携・協力を推進し、知見・技術・成果の社会還元を引き続き推進する。特に、知的財産の国際標準化に向けた取組を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECは、産学連携機能と広報機能を統合した海洋科学技術戦略部を有し、国内外の各セクターとの連携協力の推進、知的財産の管理、成果の社会展開等の取組を一体として推進しています。(文部科学省)
② プラットフォームの整備・運用			
257		○海洋調査船、無人探査機(AUV、ROV等)、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の研究プラットフォームの整備・運用を図る。(文部科学省、国土交通省)	○JAMSTECは、「かいめい」、「よこすか」、「みらい」、「白鳳丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」といった船舶、有人潜水調査船「しんかい6500」、無人探査機「うらしま」、「じんべい」、「ハイパードルフィン」、「かいこう」のほか、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」等の整備・運用をしています。(文部科学省) ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所は、試験水槽を運用し海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全等のための研究に取り組みました。(国土交通省)
258		○研究機関・大学等有する船舶、探査機、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備、老朽化対策等を進めるとともに、限られた研究基盤の有効活用を図るため、共同利用を推進する。(文部科学省)	○新型コロナウイルス感染症への対策として、昨年度に引き続き、機構として独自の乗船・訪船基準等を策定し、研究航海を実施しました。(文部科学省) ○「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています。(※施策番号296と同じ)。(文部科学省)
259		○大容量の海洋データの送信を行うための衛星を活用した高速通信技術に係る研究開発を進める。(内閣府、総務省)	○大容量の海洋データの送信に資する、安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とする衛星通信技術の確立に向けた研究開発を推進しています。(総務省)
③ 海洋ビッグデータの整備・活用			
260		○海洋の調査・観測で得られる多様で膨大なデータ(海洋ビッグデータ)の収集、解析等を通じ、ビッグデータ、AI等の超スマート社会を支える基盤技術の強化を図るため、スーパーコンピュータ等を最大限に活用し、海洋地球科学の推進のために必要な先端的な融合情報科学を推進する。(文部科学省)	○地球科学分野での世界トップレベルの計算インフラである「地球シミュレータ」を最大限に活用し、これまで培ってきた知見を領域横断的に捉え、海洋地球科学における先端的な融合情報科学を推進しています。(文部科学省)
261		○海洋ビッグデータを用いて多様な経済・社会的課題の解決や新しい価値の創出に貢献するため、地球環境情報プラットフォームであるデータ統合・解析システム(DIAS)等を活用し、他分野との連携・融合を図りつつ、情報の活用を推進する。(文部科学省)	○地球環境ビッグデータ(観測データ・予測データ等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報基盤として開発されたDIASを活用しました。(文部科学省)
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (1)離島の保全等			
ア 国境離島の保全・管理			
① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進			
262		○排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線の保全のため、低潮線保全法及び「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(平成22年7月閣議決定)に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行う。また、船舶、ヘリコプター等を活用した継続的な巡視や空中写真の周期的な撮影、衛星画像等による低潮線保全区域の状況を把握するための調査を実施する。(国土交通省)	○低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施しました。令和5年3月末時点で、低潮線保全区域内における制限行為及び保全対策が必要な地形の変状は確認されていません。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
263	○内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握することにより、国境離島の適切な保全・管理を図る。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	○関係省庁で連携し、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像や巡視等により、国境離島の状況把握を実施しました。(内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省) ○また、これまでの国境離島の状況把握に関する取組を踏まえて、我が国の管轄海域の状況に関する調査・確認の結果と、我が国が現に保全・管理を行っている国境離島の現況を取りまとめました(管轄海域:約447万km ² に変更なし、国境離島の数:484島から473島に変更)。(内閣府、国土交通省)
264	○国土保全上極めて重要であり直轄管理している沖ノ鳥島については、海岸法に基づき必要な人為的損壊等を防止するための行為の規制を行うとともに、島の基盤をなすサンゴ礁を保全し、2019年度を目途に観測・監視施設を更新するなど管理を強化する。また、海岸保全施設の維持・整備による侵食防止の措置等を推進する。その他離島の海岸保全区域についても国土保全の観点から、低潮線と一体的に侵食対策や保全等を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○「厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証委託事業」において、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、沖ノ鳥島等において、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証に取り組みました。(農林水産省) ○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等、観測・監視施設の保守点検等を行いました。(国土交通省)
265	○低潮線の保全を確実に実施していくため、低潮線に係る位置、行政区分、図面、写真、利用状況等の情報及び低潮線の所在する離島に係る名称、位置、施設等の情報について関係機関での共有を可能とする「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的に管理する。(国土交通省)	○各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、海上保安庁が維持管理する「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図りました。(国土交通省)
266	○海洋資源の開発及び利用や海洋調査等の諸活動が、本土から遠く離れた離島や海域においても安全かつ安定的に行うことができるよう、人員、物資等の輸送や補給に必要な拠点施設として、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、特定離島港湾施設の整備を推進するとともに、国による港湾の管理を実施し、その利活用を図る。(内閣府、国土交通省)	○排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用に関する活動の拠点となる特定離島港湾施設において、国による港湾の管理を実施し、利活用を図るとともに、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾施設の整備(南鳥島では平成22年)に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)を推進しました。(国土交通省)
267	○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」(平成29年4月内閣総理大臣決定)に則し、有人国境離島地域が有する領海保全等に関する活動拠点としての機能を維持するとともに、特定有人国境離島地域では2027年に向けて定常的に転入者数が転出者数を上回る状態を実現すべく、保全及び地域社会維持の施策を推進する。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、警察部隊を輸送するための機材の整備及び携帯電話等エリア整備事業の活用等を通じ、特定有人国境離島地域の地域社会維持及び有人国境離島地域の保全に必要な施策を実施しました。令和4年には、特定有人国境離島地域の関係4市町村において、転入者数が転出者数を上回り、特定有人国境離島地域における転出入の状況が法施行前の水準と比べ改善しました。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
268	○国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その利用のあり方が国家安全保障に関わる重要な問題であるという認識の下、その所有状況の把握を行い、領海等の保全及び海洋権益の確保の観点から、所有者が不明である土地に伴う課題や外国人等による土地の取得に関する意見も考慮しながら、土地利用等のあり方及び必要な措置について検討する。(内閣府)	○令和3年6月に成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(令和3年法律第84号)が令和4年9月に全面施行されました。(内閣府) ○「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」を令和4年9月に閣議決定しました。(内閣府) ○本法に基づく初回の区域指定(58か所)を令和4年12月に告示し、令和5年2月に施行されました。(内閣府)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
② 離島における安全確保や観測活動の実施			
269		○海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている灯台等の航路標識の整備・管理を行う。(国土交通省)	○海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている航路標識の維持管理及び82か所の整備を実施しました。(国土交通省)
270		○台風、地震、津波等の自然災害による被害防止・軽減の観点から、離島の気象・海象観測施設等の整備等及び適切な維持管理を進めるとともに、地上・高層の気象観測、温室効果ガス、日射放射等の観測を継続して実施する。(国土交通省)	○台風等の監視に重要な南鳥島において、気象や温室効果ガス等の観測施設の維持・管理を実施しました。(国土交通省)
271		○海洋プレートの観測にも寄与する離島の位置情報基盤を整備する。(国土交通省)	○離島の保全・管理に資するため、サンドン岩(鹿児島県奄美市)において三角点の整備を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定、地殻変動監視のための観測及び施設の維持管理を実施しました。これらの成果は、基準点成果等閲覧サービス、電子基準点データ提供サービスで確認することができます。(国土交通省)
③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全			
272		○海洋によって他の地域から隔離され、独特の生態系が形成され、また、サンゴ礁やマングローブ林等における豊かな生態系を有する離島は、赤土流入など人間の諸活動や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、これらの離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む。(農林水産省、環境省)	○西表石垣国立公園における石西礁湖自然再生事業として、サンゴの白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました(※施策番号154に関連記載あり)。(環境省) ○専門家や関係行政機関等の協力をえて策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」の取組状況に関するフォローアップを行ったほか、計画の達成状況を把握するための具体的指標の検討を行いました。(※施策番号155に関連記載あり)。(農林水産省、環境省)
273		○藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であるため、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進するとともに、漁業者や地域住民により行われる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の取組を促進し、水産動植物の生息・生育環境の改善や水産資源の回復を図る。(農林水産省)	○五島列島周辺等において、水産環境整備事業により、地方公共団体等が実施する藻場の造成・保全の取組を支援しました。(農林水産省) ○対馬市等において、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農林水産省)
274		○離島の優れた自然の風景地や海域景観、自然海岸等を保全するため、海岸の適正利用、自然公園制度の適切な活用を図る。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○海岸防災林では、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ事業を推進するとともに、毎年7月の「海岸愛護月間」には、海岸清掃活動、環境保全・啓発活動、安全・避難訓練及び海開きやビーチバレー大会などの各種イベントが開催されるなど、海岸の適正利用を図りました(※施策番号189、192及び367に関連記載あり)。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討及びサンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。(環境省)
275		○漂流・漂着ごみや流木の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進する。(環境省)	○海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました(※施策番号170に関連記載あり)。(環境省) ○市町村が実施する海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援しました(※施策番号170に関連記載あり)。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	イ 離島の振興	
	① 離島における産業の振興等	
276	○定住を促進するための海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。(国土交通省)	○定住の促進を図るため、平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえて創設した「離島活性化交付金」により、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進や離島留学生の為の寄宿舍整備の拡充などによる交流の拡大及び非常用電源設備の整備を拡充し安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援しました。また、ICTやドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、昨年引き続き知見・取組の現地実装に向けた実証を行いました。(国土交通省)
277	○離島の漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落を対象に、共同で漁業の再生等に取り組む活動に対して支援する。(農林水産省)	○離島漁業再生支援交付金により、離島の漁業集落が取り組んだ種苗放流、産卵場・育成場の整備、販路拡大及び高付加価値化等の漁業再生のため、18都道府県の209(未確定)漁業集落の活動に対して支援を行いました。(農林水産省)
278	○離島の産業の振興を図るための計画を策定している市町村における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する機械等の新增設を促進する。(国土交通省)	○経済の活性化及び就業機会の確保を図るため、平成25年度に創設した「離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度」及び「奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度」を実施することにより、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展の実現を図りました。(国土交通省)
279	○エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)	○PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業により、離島における再生可能エネルギーの導入等の支援を実施しました。(環境省)
280	○地域の創意工夫を活かした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討する。(国土交通省)	○離島特区制度については、関係地方公共団体に対して、各離島が必要としている規制緩和措置等に関する要望を随時受け付けている旨の周知を行いました。(国土交通省)
	② 交通通信の確保	
281	○離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援する。(国土交通省)	○離島住民の日常生活に必要不可欠な航路を維持する観点から、約70億5千万円の予算を確保し、補助対象127航路の事業者に対し、運航費補助(欠損に対する補助)を始め、構造改革補助(代替建造に対する補助)、運賃割引補助等を行いました。航路が確保されている有人離島の割合は引き続き100%(令和3年度)で推移しています。(国土交通省) ○補助対象15航空路の事業者に対し、運航費補助を行いました。(国土交通省)
282	○本土に比べて割高となっている離島の石油製品について、安定的かつ低廉な供給を図るため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等を行う。(経済産業省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業により、本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助を行いました。(経済産業省)
283	○情報の流通の円滑化を図り、高度情報通信ネットワーク等の通信体系を整備するため、超高速ブロードバンド、携帯電話等のサービスの利用を可能とするための施設や伝送路の整備を支援する。(総務省)	○離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体等が海底光ファイバや超高速ブロードバンドの整備を行う場合の支援、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理経費の支援、携帯電話の圏外解消を図るための基地局施設及び5G基地局施設整備を行う場合の支援を実施しました。(総務省) ○新潟県佐渡市他2カ所における光ファイバ整備、伊豆諸島他7カ所の光ファイバ等の維持管理経費支援を実施しました。また、5G基地局施設整備に係る補助金について、新潟県佐渡市や島根県隠岐の島町など27件の交付決定を行いました。(総務省)
	③ 医療の確保及び教育文化の振興	
284	○離島に住む妊婦が、その島を離れて妊婦健診・分娩する際の経済的負担の軽減を図る。(厚生労働省)	○妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費について、特別交付税措置を講じました。(厚生労働省)
285	○高校未設置の離島に住む高校生が、島外に通学又は居住する際の経済的負担の軽減を図る。(文部科学省)	○離島高校生修学支援事業を実施し、通学費や居住費を対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部の補助を実施しました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
	④ 基盤の整備		
286		○離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等や定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○漁業活動の重要な拠点である漁港等水産基盤の整備の推進を図りました。(農林水産省) ○離島振興計画、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、各事業関係予算の一括計上等により、離島の産業基盤や生活基盤の整備の推進を図りました。(国土交通省)
	6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (2)排他的経済水域等の開発等の推進		
	ア 排他的経済水域等の確保等		
287		○大陸棚の延長に関し、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に沿って取組を進める。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	○「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に基づき、小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。(内閣府、外務省、国土交通省等) ○大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」への財政的支援を実施しており、令和4年度には12万米ドルを拠出しました。(外務省)
288		○我が国と他国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題については、国際法に基づいた解決を目指す。(外務省)	○日中高級事務レベル海洋協議等様々な場面で、中国に対し海洋における「法の支配」の重要性を訴えています。(外務省) ○日本は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議やそこでの活動に積極的に参加しました(右に記載しました)。また、財政面での貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構へ分担金を拠出しています。(外務省)
289		○上記の取組を進めるためにも、排他的経済水域等についても、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが適切に実施され、「法の支配」に基づく海洋秩序が維持・強化されるよう取り組む。(内閣府、外務省)	○第4回日・フィリピン海洋協議(令和3年10月)において、両国は、シーレーンを共有する海洋国家として、東シナ海及び南シナ海等、両国の周辺海域における最近の情勢及びスルー・セレベス海等周辺地域における協力強化について意見交換を行い、その上で、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認しました。(外務省)
	イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備		
290		○排他的経済水域等の有効な利用等を図るため、水産資源の持続的利用、保護及び増大に資する漁場の整備を推進するとともに、エネルギー・鉱物資源の開発に向けた技術開発を着実に進める。(農林水産省、経済産業省)	○EEZにおいて、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及び「つくり育てる漁業」と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しています。(農林水産省)
291		○排他的経済水域等の有効な利用等に係る基盤情報を整備するため、海洋調査の推進と海洋情報の一元化を進め、情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	○平成30年5月の「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」に基づき、海洋情報の更なる利活用のため、関係省庁の密接な情報交換・共有、関係省庁等が運用する各種海洋データサービスやシステムとの連携及び情報の充実を図りました(※施策番号210に関連記載あり)。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) ○EEZ等の有効な活用のため、海洋情報を共有するための基盤となる海洋状況表示システム(海しる)を構築し、平成31年4月から運用しています。(内閣府、国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
292		○第2期海洋基本計画では「排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」と記述している。これを受け、これまで同計画策定以降における検討として、総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」での取りまとめ(平成26年6月)や、参与会議の下に設置された「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム」報告書(平成27年3月、平成28年2月及び平成29年2月)が出されており、これらも踏まえ、包括的な法体系の整備を進める。 この場合において、既存個別法による措置、特定の海域での実務的な調整等、その進め方についても時機を逸することなく、適切に対応する必要がある。 また、諸外国においても導入事例のある「海洋空間計画」については、その実態の把握に努め、我が国の海域の利用実態や既存の国内法令との関係等を踏まえつつ、その必要性と課題及び活用可能性につき検討を進める。(内閣府)	○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関して関係者との調整の枠組を定めつつ海域の長期にわたる占用を可能とする制度に基づき、促進区域の指定、事業者の公募等を進めました。(内閣府、経済産業省、国土交通省)
7. 北極政策の推進 (1) 研究開発			
ア 北極域研究に関する取組の強化			
293		○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極における環境変動と地球全体へ及ぼす影響を包括的に把握するとともに、社会・経済的影響を明らかにし、適切な判断や課題解決のための情報を関係者に伝えることを目指して、自然科学分野と人文・社会科学分野の連携による国際共同研究を引き続き推進する。また、行政と研究の両分野が連携し、我が国の強みである北極域研究を活かして、我が国の北極政策に取り組む。(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○地球規模課題の対処に向け、R2年度に開始した北極域研究加速プロジェクト(ArCSⅡ)を推進し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施しました。(文部科学省) ○ArCSⅡ各研究課題の取組を推進し、以下の研究成果を得ました。(文部科学省) ・20世紀中頃の北極寒冷化は人間活動による大気中の微粒子の増大と気候の自然変動が複合的に影響～北極温暖化の将来予測の信頼性向上に貢献～ ・画像分類AIを用いた潜在植生を予測する新手法を開発 ・植物の多様性はいかにして維持されているのか～植物の多様性を制御する要因が緯度と共に変化することを発見～ ・1970年代の硫酸エアロゾルの粒径復元にはじめて成功～硫酸エアロゾルが雲をつくる作用の解明による、地球温暖化メカニズム研究の進展に期待～ ・北極海の植物プランクトンの新たな大增殖現象を発見～温暖化によって北極全体で起こる現象に～ ・太平洋側北極海(チュクチ海)のマイクロプラスチック存在量を初めて推定 ・氷河ポンプが駆動するグリーンランドの海洋環境～氷河の融解加速により海のプランクトンの群集構造が変わる～ ・温暖化する北極海から大陸に向かう水蒸気量の増加を発見～北極の温暖化に伴う中・高緯度の気候変動や水循環過程の理解向上に寄与～

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
	イ 北極域に関する観測・研究体制の強化		
294		○北極環境の変動メカニズムに関する更なる解明に向けた北極域の科学的データを取得し、解析するため、我が国が強みを有する、最先端の衛星の開発や、観測基地、観測船等を用いた継続的な観測の強化に取り組む。このため、極域観測用のAUV等の先進的な技術開発を推進する。また、温暖化監視にも資する極域の海水観測に不可欠なマイクロ波放射計の高度化を行う。(文部科学省)	○ArCSⅡでは、国際連携拠点において、気象観測、温室効果ガスモニタリング観測、大気エアロゾル・ブラックカーボン(BC)連続観測等を実施し、観測データを取得するとともに、過去の観測も含めてデータを蓄積しました(※施策番号296、297及び305に関連記載あり)。(文部科学省) ○マイクロ波放射計について、極域の降水・海水等の観測精度向上を目的とし、温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)に搭載する高性能マイクロ波放射計3(AMSR3)への高周波チャンネル追加検討や、空間分解能の向上検討を行いました。(文部科学省) ○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、令和2年度から始まったArCSⅡプロジェクトのもと、近年急速に進行している北極域の環境・気候変化をとらえること、さらに将来の環境・気候を予測するための基礎データを作成することを目的として、海洋地球研究船「みらい」による北極海観測航海を行いました。(※施策番号296、304及び308に関連記載あり)。また、海水下を観測するための無人探査機に係る要素技術の開発に取り組み、探査機試作のための機体デザイン検討や、氷海域における位置測位と通信に係るフィールド試験などを実施しました。(文部科学省)
295		○AUV等を用いた国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有する、新たな北極域国際研究プラットフォームとしての砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める。(文部科学省)	○令和8年度就航に向けて、令和3年度から北極域研究船の建造を着実に進めています。(文部科学省)
296		○国内の複数の大学及び研究機関のネットワーク型の研究拠点による分野横断的な取組や、研究船、水槽施設、スーパーコンピュータ等の研究基盤の共同利用を促進し、北極の課題解決に向けた取組を進める。(文部科学省、国土交通省)	○JAMSTECの研究開発業務の遂行に支障がない範囲で、「地球シミュレータ」等のスーパーコンピュータを、海洋科学技術を始めとする科学技術の推進のため、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供しています。(文部科学省) ○ArCSⅡにおいて、国内の約50の機関が参画し、研究観測を行いました。また、国際連携拠点において、1,563人日の研究者が現地に赴き、大気エアロゾル観測等を実施しました(※施策番号294、297及び305に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECは「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています。(文部科学省)
	ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進		
297		○北極圏国を含む関係国との間で、二国間の科学技術協力協定等に基づき極地研究等の関連分野における科学技術協力を推進する。また、北極圏国における研究・観測拠点の確保と研究者の派遣により、北極に関する国際共同研究を強化する。(外務省、文部科学省、環境省)	○ArCSⅡでは、国際連携拠点において、1,563人日の研究者が現地に赴き、大気エアロゾル観測等を実施しました(※施策番号294、296及び305に関連記載あり)。(文部科学省) ○国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、ブラックカーボン(BC)や衛星を用いた研究などの気候変動分野について、担当研究者間の研究会合やデータ交換などの調査研究を実施するとともに、フィンランドの観測サイトにおける観測研究を開始しました。(環境省)
298		○科学的データが不足している北極域での研究を効率的に進めるため、各研究機関、各研究者が有するデータを共有する枠組を形成し、国際的なデータ共有の枠組への参画を進める。(文部科学省、国土交通省)	○ArCSに引き続きArCSⅡにおいて、北極域データアーカイブシステム(ADS)を運用し、北極域での観測で得られた各分野のデータの収集・公開を行うとともに、北極域船舶航行支援システム(VENUS)の構築等を行いました。また、ADSから全球地球観測システム(GEOSS)ポータルを通して、北極域での観測で得られたデータの国際的な流通を行いました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成			
299		○我が国の北極研究が継続的に発展するために、若手研究者の教育に取り組むとともに、ArCSの取組等を通じて国外の大学や研究機関へ若手人材を派遣し、北極域の諸課題解決に向けた国際的な議論を牽引できる人材の育成に取り組む。(文部科学省)	○ArCSⅡにおいて、気候変動メカニズムや生物多様性への影響に関する研究や国際会議への若手研究者の出席について支援しました。(文部科学省)
300		○北極域の諸問題解決に貢献するため、ArCSの取組等を通じて自然科学、人文・社会科学を問わず専門的人材を育成・確保する教育・研究支援策を推進する。(文部科学省)	○ArCSⅡにおいて、海外との人的交流を促進する「海外交流・研究力強化プログラム」を立ち上げ、令和2年度に採択を決定した4件の交流計画の継続実施のほか、新たに1件採択して研究を開始しました。また、新たに国際若手研究者交流プログラムを立ち上げ、国際シンポジウム若手参加支援等を行いました。(文部科学省)(文部科学省)
7. 北極政策の推進 (2) 国際協力			
ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画			
301		○北極をめぐる経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、北極評議会(AC)を含む多国間のフォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用し、我が国から積極的に働きかける。(外務省)	○北極海航路に係る産官学連携協議会や二国間協議等において、北極海航路等に関する各国の動きに係る情報収集に取り組みました。(外務省、国土交通省)
302		○北極域における環境変化がもたらす、気候変動等を含む地球環境全体への影響が懸念される諸課題について、我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信する。北極をめぐる議論の主要なプレイヤーとして、広範な国際協力に基づく地球規模課題の解決に貢献すべく、経済活動を始め北極域における我が国の活動拡大を視野に、現実に対応した新たなアジェンダ設定を含む更なる取組の可能性につき検討する。(外務省、文部科学省、環境省)	○北極科学サミット週間(ASSW)等に研究者等が参加しました。(文部科学省) ○令和5年3月にArctic Circle Japan Forumが東京で開催され、我が国からは多数の要人及び研究者が参加し、日本における北極政策の取組(ArCSⅡ)についてのセッションや北極における科学技術協力と連携等についてのパネルディスカッションなどを行い、世界に向けた情報発信を行いました。(文部科学省) ○そのほか、施策番号301に記載しました。
303		○北極海公海における科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な利用に向け、沿岸国を含めた関係国との水産資源の保存管理のルール形成に引き続き積極的に参加する。(外務省、農林水産省)	○我が国が令和元年に締結し令和3年6月に発効した「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」の第1回締約国会議が開催され、中央北極海における科学的な調査やモニタリング計画の策定などに向けた議論を行いました。(外務省・農林水産省)
イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大			
304		○二国間と多国間の最適な組合せを常に念頭に置き、北極圏国を始め北極に携わる諸国との意見交換を更に促進するとともに、北極科学大臣会合、北極サークル、北極フロンティア、北極に関する日中韓ハイレベル対話等の北極に関する国際枠組を最大限活用し、我が国の考え方や観測・研究実績の発信を更に強化し、プレゼンスの向上を図る。そのために、これら会合へのハイレベルの参加や、その主催について検討する等の取組を進める。(外務省、文部科学省)	○北極評議会関連会合が中断されているため、北極サークル、北極サークルグリーンランドフォーラム等に参加し、北極域での活動について研究紹介や情報交換を行いました。(文部科学省) ○北極評議会議長国のロシアからノルウェーへの移行プロセスについて、在外公館・本省と緊密に連携し情報収集にあたりました。(外務省)
305		○国際協力の一環として、北極圏に位置する研究・観測拠点の確保や研究者の交流、国際共同研究を推進する。その際、ICTを積極的に活用する。(総務省、文部科学省)	○ArCSⅡにおいて、研究者が現地に赴き、各国研究者と共に大気エアロゾル観測等を実施するとともに、衛星リモートセンシングを用いて、大気等の実態解明等を推進しました。(※施策番号294、296及び297に関連記載あり)。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献			
306		○2013年5月にACのオブザーバー資格が承認されたことを踏まえ、ACの関連会合(作業部会、タスクフォース等)に対する我が国専門家や政府関係者の派遣機会の増加等、ACの活動に対する貢献を一層強化する。また、AC議長国及びメンバー国等との政策的な対話を進め、北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化する。(外務省、文部科学省、環境省)	○ArCSIIでは北極圏監視評価プログラム作業部会(AMAP)が出した報告書とビデオを日本語に翻訳して紹介を行いました。(文部科学省) ○北極評議会の活動は一時的に中断したものの、北極サークル日本フォーラムの機会に、北極関係国の高級北極実務者SAOとの意見交換等を実施し今後の北極評議会の動向把握につとめました。(外務省)
307		○我が国のACへの一層の貢献を可能とする観点から、ACの議論の対象や、オブザーバーの役割についてのAC内での検討の動向を注視するとともに、オブザーバーの役割拡大を含め、ACのあり方に関する議論に積極的に参加していく。(外務省)	○AC関連会合の機会を活用し、AC議長国、ACメンバー及びオブザーバーと共に、オブザーバーの役割について意見交換を進めています。(外務省)
7. 北極政策の推進 (3)持続的な利用			
ア 北極海航路の利活用			
308		○北極海航路の自然的・技術的・制度的・経済的課題について明らかにするとともに、海水分布予測システムや気象予測システム等の航行支援システム構築や必要なインフラ整備の検討等、我が国海運企業等の北極海航路の利活用に向けた環境整備を進める。(文部科学省、国土交通省)	○ArCSⅡにより、海洋地球研究船「みらい」北極海観測において、国際共同観測プロジェクトSAS(Synoptic Arctic Survey)における同時観測、氷縁域における大気海洋波浪海水相互作用観測、北極海中規模渦・内部重力波・海洋乱流観測、北極海大気中温室効果ガス及び関連成分観測、水蒸気同位体観測等を実施しました。また、この航海では、北極海水情報室から「みらい」に海水予測、波浪予測データを毎日配信し、航行および観測活動の支援をしました。データ配信には、格子状データ用のVENUSに加えて等高線データ及び氷況図配信システムを新たに開発し、乗船研究者および船員の利便性を高めました。これにより、予測精度の向上だけでなく、航行支援システムとしての利便性も高め、将来の北極域研究船や民間船での利活用に向けての指針を得ました。(文部科学省) ○海洋地球研究船「みらい」の北極海観測に向けて、海水中期予報、海水年齢分布図を作成・公表するとともに、ポーフォート海・チュクチ海における短期海水予測、波浪予測を行いました。(文部科学省) ○北極海航路の利活用に係る情報収集等を行いました。(国土交通省)
309		○水循環変動観測衛星(GCOM-W)、陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)等の衛星による海水観測データを活用し、北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証を引き続き行う。(文部科学省)	○ArCSIIでは、水循環変動観測衛星(GCOM-W)、陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)等の観測データを活用した海水予測モデルによる予報結果を「みらい」に提供を行った。みらいでは船の現場観測情報と比較・検証を実施した。(文部科学省)
イ 北極海の海洋環境保全の確保			
310		○北極域における気候変動対策に貢献すべく、関係省庁が緊密に連携をし、パリ協定やSDGsの適切な国内実施に取り組む。(環境省)	○2050年カーボンニュートラルと整合的な2030年度目標達成に向けた「地球温暖化対策計画」に基づき、個々の対策施策について進捗点検を行い、対策施策の充実強化等の検討を進めました。(環境省)(※施策番号162と同じ)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取り組んだ具体的内容
311		○北極評議会の作業部会、その他の関連会合等のフォーラムにおける北極海の海洋環境問題の議論に積極的に参加し、我が国官民の経験や科学的知見、最先端の科学技術の活用を通じ、予防・対応策の検討に一層の貢献をする。(文部科学省)	○ArCSⅡにより、北極評議会の作業部会である「北極圏海洋環境保護作業部会(PAME)」等に専門家を派遣し、各国の取組について情報収集を行いました。(文部科学省) ○国際海事機関(IMO)における海水速報図の国際的な取り決めを踏まえて、海水速報図作成のために必要なデータの調査を行い、内閣府総合海洋政策推進事務局主催の「海洋状況表示システム(海しる)の活用推進に関する検討会」に情報を提供し、国際的な貢献を実現しました。(文部科学省)
ウ 北極域の持続的な海洋経済振興			
312		○北極域における経済活動拡大のため、我が国経済界に対して、北極経済評議会や北極サークル等の国際フォーラムへの積極的な参加を働きかける。(内閣府、外務省、経済産業省)	○北極に関する産官学の会合等において、経済界の関係者を含め、意見交換を行いました。(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)
313		○政府、民間企業、研究機関が協力して、環境保全と両立する形での北極海航路の利活用や北極域の天然資源開発等に関する情報収集及び活用方策を検討する。(文部科学省、経済産業省、国土交通省)	○ArCSⅡに関する取組については、施策番号308に記載しました。(文部科学省、国土交通省)
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1) 海洋の秩序形成・発展			
314		○国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画する。(外務省、国土交通省)	○国際海事機関(IMO)の海上安全委員会(MSC)及び海洋環境保護委員会(MEPC)の委員会等に参画し、船舶からの温室効果ガス(GHG)の排出削減対策、自動運航船に係る国際ルールの検討等に積極的に貢献しました。(外務省、国土交通省)
315		○海洋の秩序形成・発展に貢献するため、国際ルールに則し、海洋に関する紛争の解決を図る。また、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視すべきという考え方を、我が国のみならず、各国も共有することを促進するとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。さらに、国際法的観点から説得的な主張の展開、国際裁判等に備えた国内の体制を早急に強化するとともに、シーレーン沿岸国が国際法に基づいて適切に対応ができるように、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じて、これら諸国の法律家との連携を強化し、また、人材育成に貢献していく。(外務省)	○第5回日・フィリピン海洋協議(令和5年3月)においてシーレーンを共有する戦略的パートナーとして、東シナ海・南シナ海等の両国の周辺海域における最近の情勢やスルー・セレベス海やルソン海峡等における協力強化等について意見交換を行いました。本年2月のマルコス大統領による訪日の成果も踏まえて、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認し、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」と「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現に向け、海洋分野等で協力を強化していくことで一致しました。(外務省)
316		○政府のみならずNGOや企業等民間団体を含む幅広い主体が出席するアワオーシャン会合等の場を積極的に活用し、海洋国家としての我が国官民の取組を幅広く発信することで、「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」という二つの原則を国際社会全体に浸透させるとともに、国際社会におけるプレゼンスを強化する。(内閣府、外務省)	○第2回日仏包括的海洋対話(令和4年2月)を開催し、「インド太平洋国家」であり「海洋国家」である日仏両国は、海洋問題に関する二国間協力を深化するという決意を再確認し、日仏間の特別なパートナーシップにおける主要な要素としての包括的海洋対話の重要性を強調しました。 ○海洋問題に関する政府、民間、科学者相互の交流促進を目的とした国際会議であるアワオーシャン会合において、パラオ主催の第7回会合及びパナマ主催の第8回会合に参加し、我が国の海洋問題に資する具体的施策を「コミットメント」として発表しました。(内閣府)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (2) 海洋に関する国際的連携		
317	○海洋に関する国際枠組に積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。特に、経済的側面を含む我が国の安全の確保の基盤である長大な海上航路における航行の自由及び安全を確保するため、EAS・ARF等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化するとともに、ASEAN地域訓練センターにおけるVTS要員の育成支援等の協力の具体化を進める。(外務省、国土交通省、防衛省)	○我が国は、マラッカ海峡の狭あい部の船舶航行安全等を更に強化していくため、日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、船舶航行安全システム(VTS)センターの設置に関する支援を行うとともに、ASEAN諸国において国際資格を持つVTS管制官が少ないことから、当該管制官の育成を支援しています。(外務省) ○ASEAN地域訓練センター(マレーシア)において研修を実施しVTS管制官を育成しています。(国土交通省) ○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3Cしゅう戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています(※施策番号42に関連記載あり)。(防衛省) ○二国間の協力に加え、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合といった多国間の枠組での協力も推進しています。(防衛省) ○ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)やASEAN地域フォーラム(ARF)海上安全保障会期間会合(ISM)等の枠組において日本の取組を発信しています。(外務省) ○CGIMAへの参加について施策番号42、IMOとの連携について同43、ReCAAPへの参加について同45に記載しました。(外務省)
318	○北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合や、インド、韓国、ロシア等との二国間会合を通じ、関係国の機関との連携を深める。また、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)等への参画等を通じて、関係諸国と海洋環境に係る国際連携・国際協力体制を強化する。(外務省、国土交通省、環境省)	○統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組むPEMSEAの事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国土交通省) ○2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画(UNEP)等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行っています。(外務省、環境省) ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各国との往来が徐々に緩和される中、多国間会合として、第22回北太平洋海上保安フォーラムにオンライン形式で、第18回アジア海上保安機関長官級会合に対面で参加及び世界海上保安機関長官級会合の関連イベントとしてオンラインシンポジウムを実施しました。また、二国間会合として、アメリカ、インド、オーストラリア、フィリピン、ベトナム、インドネシアとの間で長官級会合を実施することで、各国海上保安機関との連携を深めました。(※施策番号41に関連記載あり)。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
319		○マグロ類を始めとする国際的な水産資源の適切な保存管理を推進するため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を主導する。(外務省、農林水産省)	○中西部太平洋海域のマグロ類について、令和4年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、カツオの管理方式の導入等、科学的根拠に基づく保存管理措置に関する議論を主導しました。(外務省、農林水産省) ○大西洋海域のマグロ類について、令和4年の大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)において、大西洋クロマグロの管理方式の導入等、科学的根拠に基づく保存管理措置に関する議論を主導しました。(農林水産省)
320		○公海域等における高度回遊性魚類等の資源管理の効果を損なう違法、無報告、無規制(IUU)漁業に対して、各国と協調して、地域漁業管理機関等における対策強化等を主導する。(農林水産省)	○その他RFMOIにおいても、科学的根拠に基づく保存管理措置が導入されるよう議論を主導しました。(農林水産省) ○IUU漁業対策の推進に関する国際連携に関し、FAO違法漁業防止寄港国措置協定等の多数国間枠組みや関連地域漁業管理機関、及び二国間の枠組みを通じ、我が国周辺海域で視認されたIUU漁船に関する情報を積極的に提供するとともに、IUU漁業廃絶に向けた対策強化の重要性を喚起し、その議論をリードしました。(外務省、農林水産省)
321		○海上における安全の確保のため、IMOにおける「海上人命安全条約(SOLAS)」及び関連方針等の国際ルールの見直しに積極的に参画する。(国土交通省)	○アンモニア燃料船の安全ガイドライン、液化水素運搬船の暫定勧告の見直し、RORO旅客船の火災安全対策のための新要件に関する検討等の海上安全に関連する重要課題について、我が国提案を踏まえて検討が進められました。(国土交通省)
322		○自動運航船の実現に向け、IMOにおいて、安全に関する国際ルールの適切な整備を進める。(国土交通省)	○IMOにおける自動運航船に係る国際ルールの検討に関し、令和4年4月の第105回海上安全委員会において今後の作業ロードマップが策定されるとともに、令和4年11月からは、具体的な条文を有志国が分担して起草しており、我が国は重要分野である「運航」の節の起草作業を主導国として進めています。(国土交通省)
323		○船舶の再資源化(シップ・リサイクル)における安全確保及び環境保全を図るため、「船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)」の締結に係る国会承認を求める件を平成30年2月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き同条約の早期締結を目指すとともに、早期発効に向けて環境整備等を推進する。また、同条約の国内実施のために「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き同条約の発効に備えた国内法令の整備を行っていく。(外務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)	○シップ・リサイクル条約の発効要件は、①15か国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上及び③締約国の解撤能力が船腹量の3%以上となっており、条約発効要件の充足のためには、主要解撤国におけるシップ・リサイクル施設の改善等を図り、早期締結を促すことが重要です。日本は平成29年9月から、ODAを通じて、主要解撤国であるインドのグジャラード州におけるシップ・リサイクル施設の環境改善の支援を行っています。(外務省、国土交通省) ○バングラデシュの早期条約締結を促すべく、バングラデシュにおけるシップ・リサイクル施設の改善のための基礎調査を実施しています。(国土交通省)
324		○海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散の防止に関し、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等を早期に締結する。(外務省)	○「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等の締結に関し検討を行いました。(外務省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
	8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (3) 海洋に関する国際協力		
	ア 海洋調査・海洋科学技術		
325		○気候変動、海洋酸性化、生物多様性等の地球規模課題に対応していくため、WMO、UNESCO/IOC等の関係機関や関係省庁の下で実施されている「アルゴ計画」を始めとした国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に引き続き参画・貢献する。(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○令和4年6月に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)政府間海洋学委員会(IOC)事務局主催で対面で開催された第55回IOC執行理事会および第31回IOC総会に出席し、海洋観測やデータ交換の国際的な枠組みに参画する立場から、IOCの次期中期計画や「国連海洋科学の10年」の推進について議論に参加しています。またG7海洋の未来ワーキンググループに参画し、海洋観測の連携強化等に向けて議論を進めています。(文部科学省) ○我が国はアルゴ計画に積極的に貢献しており、気象庁では即時データを、国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、研究目的で使えるよう高度な品質管理を施したデータを公開しています。また、IOCの国際海洋データ・情報交換システム(IODE)における連携データユニット(ADU)の日本拠点として、海洋生物の分布情報を集積・公開しています。JAMSTECでは海洋生物地理情報システム(OBIS)の日本ノードを担い、日本の海洋生物多様性に関する情報をOBISに提供し、海洋生物多様性の維持と持続的な利用推進に貢献しています。これらの取組を通じて国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に貢献しています。(文部科学省) ○国立研究開発法人 水産研究・教育機構職員がアルゴ計画に参画し、引き続きアルゴフロートの運用に協力しています。また、IOC、UNESCOとも協力機関となっている北太平洋海洋科学機関(PICES)の活動に参画し、多くの職員が気候変動、海洋酸性化、生物多様性等海洋関係の様々な課題を検討する専門家グループに委員として参画し、生態系レポートなどの公表に携わっています。(農林水産省) ○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCの下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)の下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)及びアルゴ計画に参画・貢献しました(※施策番号166に関連記載あり)。(国土交通省)
326		○海洋調査により得られた成果を基に、海底地形名小委員会(SCUFN)への海底地形名の提案を引き続き実施し、海底地形名の標準化に貢献していく。(国土交通省)	○海底地形名の標準化に貢献するため、昨年度提案し継続審議となっている14件の海底地形の名称について海底地形名小委員会(SCUFN)において説明を行ったほか、来年以降にSCUFNへ提案する海底地形名を国内委員会において検討しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
327		○近年、世界的に関心が高まっている北極海や、太平洋・インド洋系の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進するため、科学技術協力協定等に基づく二国間協力を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進する。(外務省、文部科学省、環境省)	○令和3年(2021年)1月に開始した「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」推進のため、令和3年2月に発足した「国連海洋科学の10年」日本国内委員会(事務局:笹川平和財団海洋政策研究所)に参加し、海洋科学を取り巻く国際情勢を国内関係省庁や関係者で理解を深めるとともに、「国連海洋科学の10年」の日本の貢献に向けて活発な議論、検討を行いました。(※施策番号166に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECは、国内において文部科学省のIOC分科会に委員として人的貢献を行うとともに当該委員会へ協力するため、外部有識者を含むIOC協力推進委員会及び専門委員会を運営しました。(文部科学省) ○国際協力としてはIOCの地域小委員会である西太平洋小委員会(WESTPAC)の議長として選出されているJAMSTEC職員を通じた人的貢献、北極評議会(AC)と国際北極科学委員会(IASC)とで共同運用されている持続的北極観測ネットワーク(SAON)、及びIOCが、国際気象機関(WMO)、国連環境計画(UNEP)、国際科学会議(ICSU)と連携して運営する全球海洋観測システム組織(GOOS)等に対して、資金的支援を通じて国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進しました。(文部科学省) ○国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、ブラックカーボン(BC)や衛星を用いた研究などの気候変動分野について、担当研究者間の研究会合やデータ交換などの調査研究を実施するとともに、フィンランドの観測サイトにおける観測研究を開始しました。(※施策番号297と同じ)。(環境省)
328		○我が国の地球深部探査船「ちきゅう」と欧米の掘削船を国際的に共同利用するIODPに、引き続き積極的に参画するとともに、日米欧だけでなくアジア大洋州諸国等を加えた協力体制を構築する。(文部科学省)	○国際深海科学掘削計画(IODP)に引き続き積極的に参画し、科学的進捗の確認や意見交換の会合であるIODPフォーラムに出席し、2050年までの科学計画(ODP Science Framework2050)を承認するほか、今後の協力体制について議論を行いました。また、現在のIODPが終了する令和6年以降に向けて、欧州と日本の共同海洋科学掘削プログラムを立ち上げるための議論を開始しました。(文部科学省)
	イ 海洋環境		
329		○生物多様性を保全する観点から、サンゴ礁、広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境や生物の調査・研究を行う。(環境省)	○モニタリングサイト1000において、干潟や小島嶼生態系の指標生物であるシギ・チドリ類及び海鳥などのモニタリング調査を実施しました。シギ・チドリ類調査で取得したデータは、アジア水鳥センサス(AWC)に提供しました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています(※施策番号243に関連記載あり)。(環境省)
330		○世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS)等の国際会議において、我が国の水質総量削減制度や「里海」づくり等の環境保全施策の情報発信を行う。(環境省)	○引き続き世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS会議)において情報発信を行っています。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
331		○太平洋島嶼(しよ)国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、漁業資源の管理、気候変動への対応など、我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。(外務省、農林水産省、環境省)	○我が国漁船の安定的な入漁を確保するため、ミクロネシア、ソロモン、パプアニューギニア、キリバス、ナウル、マーシャル、ツバル及びパラオとの協議で操業条件について合意しました。(農林水産省) ○太平洋島嶼国の数か国において、サイクロン由来の高潮・高波における気候変動影響評価手法を改善し、沿岸域の浸水ハザードマップの作成を行う等気候変動適応の取組を支援しています。(環境省) ○大洋州島嶼国等への島の保全・管理や漁業資源の管理等に関する能力構築について、以下の取組を実施しました。(外務省、農林水産省、環境省) ・フィジー、サモアにおいて、沿岸域の浸水ハザードマップの作成等、適応の取組支援を実施しています。 ・漁業資源管理について、大洋州における人材育成プラットフォームの構築のために広域の技術協力プロジェクト「太平洋島嶼国のSDG14「海の豊かさを守ろう」プロジェクト(変更前案件名:SDG14に基づく大洋州における海洋資源の持続可能な開発及び資源管理における能力強化プロジェクト)」を開始しました。 ・同プロジェクトでは、日本政府からの拠出金により他のプロジェクトを実施するFAOとの連携にも取り組んでいます。 ・バヌアツで実施中の技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」では、地域機関であるメラネシアン・スピアヘッドグループと覚書を締結し、プロジェクトの成果である沿岸の資源管理と代替生計手段の開発を組み合わせた資源管理の仕組みのメラネシア域内展開に取り組んでいます。 ・技術協力プロジェクト「地震・津波・高潮情報の発信能力向上プロジェクト」を実施し、バヌアツにおいて、地震・津波・高潮の観測及び解析能力の強化と、防災情報の伝達体制を整備しています。 ○太平洋島嶼国に対する海上法執行能力の向上支援に取り組んでいます(太平洋島嶼国に対する海上法執行能力の向上支援については、施策番号46を参照)。(外務省)
	ウ 海洋の治安対策・航行安全確保		
332		○「アジア人船員国際共同養成プログラム」等を通じて、諸外国における船員の資質向上に貢献する。また、世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献する。(国土交通省)	○アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進し、2022年度はフィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育者10名を日本に招き、教育訓練現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国土交通省)
333		○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日ASEAN統合基金(JAIF)を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する。(国土交通省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設(灯浮標等)の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための点検調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者を対象としたキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置されている各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省) ○マレーシア領海内南部海域の分離通航帯に存在する水深30m以下の浅い海域を対象とした共同水路測量調査に専門家を派遣し、技術協力を行っています。(国土交通省)
334		○港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。(国土交通省)	○日ASEANの港湾保安対策の向上を図るため、日ASEAN港湾保安専門家会合を開催しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
	エ 防災・海難救助支援		
335		○我が国の優れた防災技術を、アジアや太平洋島嶼(しょ)国を始めとする災害に脆弱な国に対して周知・普及活動を行う。特に、地球温暖化による海面水位上昇に伴い一層深刻化する高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進する。(国土交通省)	○熱帯低気圧地区特別気象センター(RSMC)東京台風センターの活動やWMO荒天予報実証計画(SWFP)の一環としてアジアや太平洋諸国に高潮や波浪の予測情報の提供するとともに、アジア・太平洋諸国へ提供する高潮予測情報改善のため、高度化したアジア域の高潮予報システムの導入等を行いました。また、これらの国の気象機関が自ら予測を行えるよう、技術的助言等の支援を実施しました。(国土交通省) ○JICA研修や技術交流等を通して、気象庁の観測技術や予報業務の解説・演習を実施し、これらの国の気象機関の予測技術向上の支援を実施しました。(国土交通省)
336		○北西太平洋沿岸国等における防災・減災のため、津波災害が懸念される諸外国への津波情報の迅速な提供、津波警報システム構築への技術支援等を継続する。(国土交通省)	○北西太平洋津波情報を迅速に提供するとともに、関係各国と調整を行い、津波警報システム構築への技術支援等を行いました。(国土交通省)
337		○アジア・太平洋地域の熱帯低気圧や火山噴火等による災害リスク軽減に資するため、気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関へ提供するとともに、リクエストされた領域に対して機動観測(Himawari Request)を実施する。(国土交通省)	○気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供するとともに、リクエストに基づき機動観測を実施しました。(国土交通省) ○国際会議等の機会を利用して外国気象機関に気象衛星ひまわりの紹介・説明を行うとともに、利用するための技術的な調整を行いました。(国土交通省)
338		○効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、各国との間で情報交換・合同訓練等により連携・協力を強化する。(国土交通省)	○海上保安庁では、効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、近隣諸国と、実際に巡視船艇・航空機を用いた「搜索救助訓練」、海難発生時における各国間の円滑な救助調整を目的とした「搜索救助通信訓練」及び搜索救助に関する知識・経験の共有を目的とした「ワークショップ」を実施しました。(国土交通省) ○IMOにおける会合において、各国の海難に対する取組み等の情報収集を実施しました。(国土交通省)
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (1)海洋立国を支える専門人材の育成と確保			
ア 海洋開発の基盤となる人材の育成			
339		○国際的に通用する技術者等の人材育成のため、「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」への関係者の参加及び取組強化を促進するとともに、実践現場を有する海外の大学・企業・研究機関等との連携体制を構築する。また、海洋開発特有の船舶での作業に係る育成プログラムを検討する。(国土交通省)	○「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」関係のイベントについて、必要に応じ、関係者が参加しました。(国土交通省)
340		○「j-Ocean」として、産業界のニーズを踏まえた海洋開発に必要な知識を体系的・包括的にカバーする専門教材の整備等を推進する。(国土交通省)	○大学生や企業に所属する社会人を対象とした海洋開発に必要な知識や技能を身につけるための専門教材をHPに掲示し、教育の機会を提供しました。(国土交通省)
341		○海洋に関する大学等において各機関が有する特色を踏まえ、実践力強化のために産学連携を推進し、産業界のニーズ等に留意したカリキュラムの検討など、海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組を促進する。(文部科学省)	○東京海洋大学では、海洋産業領域での新規事業の創造・推進、起業、NPO法人等の設立などに関心のある学生に向けた特別講義として「海洋アントレプレナーシップ養成セミナー」を開講し、セミナー受講学生によるビジネスプラン・コンテストを開催しました。また、令和4年度から、ベンチャー企業の創業者等の生の声に触れることでアントレプレナーシップの醸成を図るとともに、起業や事業化について自分ごととして考えてもらう機会を創出することを目的として「海の起業論Ⅱ」を開講しました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成	
342	○学生生徒の造船業・船用工業への就職率の向上のため、職業としての魅力を発信する取組を継続する。造船技能者に対しては、造船技能研修センターの活用等により、高度な専門人材の育成を図る取組を継続する。(国土交通省)	○総合海洋政策本部、国土交通省及び日本財団が主催する「海と日本PROJECT」の一環として、(一社)日本中小型造船工業会により、地元の小中学生を対象とした造船所・船用工業事業所の見学会が実施されました。また、全国6か所で運営されている技能研修センターでは、新規採用職員の研修や技能者向けの訓練等を行いました。(国土交通省)
343	○産業としての魅力を高めるため、「i-Shipping」などIoTの活用による生産性向上を図ることが重要であり、ICTを中心とした研究開発に取り組む。(国土交通省)	○施策番号87～89に記載しました。
344	○「新高等学校学習指導要領」(平成30年3月文部科学省告示第68号)において「船舶工学」が科目として新設されたことも踏まえ、造船業・船用工業を志す若者を継続的に確保・育成するため、授業の教材や教員養成プログラムの作成・普及等による高校における造船等に関する教育の質の向上を図り、我が国造船業・船用工業の担い手候補となる生徒を育成する。(国土交通省)	○造船教育を充実させるため、多くの方に無料で教材の提供を行うとともに、産官学の連携体制の強化を図りました。(国土交通省)
345	○その他、地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を通じ、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実、造船人材の確保・育成を図る。(国土交通省)	○地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を開催し、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実及び造船人材の確保・育成策について議論を行いました。(国土交通省)
	ウ 船員等の育成・確保	
346	○独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、①関係者間での連携を強化し、海運事業者が運航する船舶の活用を通じて、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡充等に取り組み、②船員に必要な知識要件への対応として、各種講習等を実施し、技能の習得に努めるなど、船員教育体制の見直しを含め、教育の高度化に取り組む。(国土交通省)	○実践的な乗船訓練を可能とするための更なる社船実習の拡充に向けて、関係者との意見交換を行いました。(国土交通省) ○唐津海上技術学校(高校相当)を短大化し、航海・機関の両用教育から航海のみの専科教育に令和6年度から移行することとしました。国際条約改正への対応や最近の技術革新等に適応した知識技能の習得を図るため、短大化に当たり、電子海図情報表示装置(ECDIS)の知識・操作技術を習得できる教育体制の整備を行うこととしています。(国土交通省)
347	○船員の安定的・効果的な確保・育成のため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進するとともに、事業者が新人船員を雇用して、育成する取組を促進する。また、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、労働時間・負荷の軽減等の働き方改革による生産性向上に取り組む。(国土交通省)	○関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志望する若年者を増加させる取組を実施しました。(国土交通省) ○海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新人船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給しています。(国土交通省) ○事業者の労働環境改善等の取組について、9月に船員安全・労働環境取組大賞及び特別賞の表彰を行いました。(国土交通省) ○船員の働き方改革の一環として、令和5年4月より船員向け産業医制度の創設等、船員の健康確保に関する新たな制度が施行されるところであり、当該制度の適切かつ円滑な制度の実施に向け、各種マニュアル等を作成し、公表しました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
348		○若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。(国土交通省、防衛省)	○女性船員については、平成29年6月に、委員全てが学識経験者、船員経験者及び海運業界の女性で構成される「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」を設置し、平成30年4月に提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍推進のための情報発信や魅力ある職場づくりなどによる船員の働き方改革に取り組んでいます。(国土交通省) ○若年定年退職等の自衛隊員を対象とした就職援護において、船員への再就職希望者に対し、職業訓練として海技士等の資格取得に係る支援を実施しました。(防衛省)
349		○優秀なアジア人外航船員の確保・育成のため、開発途上国の船員教育者の技能向上を図り、より優秀な船員を養成することを目的とした研修を実施する。(国土交通省)	○世界的な外航船員不足が問題視されている中、優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上につながる、実務内容に即した座学研修と乗船研修を実施しました。(国土交通省)
350		○船舶交通の要衝及び難所において船舶を導き、航行の安全を確保することで海運を支える重要な役割を担う水先人の安定的な確保・育成のため、国、水先人、海運事業者等の関係者の連携の下、複数免許取得の促進、募集活動の強化等の確保・育成策に取り組む。(国土交通省)	○令和2年(2020年)5月の「水先人の安定的な確保・育成等について(第三次とりまとめ)」を踏まえ、近隣の水先区における相互免許取得の奨励による複数免許取得の促進を図るとともに、新たな水先人供給源の開拓及びPR活動による募集活動の強化等の水先人の確保・育成等に向けた取組を実施しました。また、令和5年2月に開催した「第21回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」において、来年度以降の取組を記載した「水先人の安定的な確保・育成等について(第四次とりまとめ)」をとりまとめました。(国土交通省)
エ 海洋土木の担い手の育成・確保			
351		○海洋土木への理解を深めるため、官民が連携して、学生生徒を対象とした現場見学会や、国や建設事業者の土木技術者との意見交換会等を引き続き実施する。また、潜水土等に対する認知度の向上や海洋土木に関する教育の充実により担い手となり得る若年者層の拡大を図る。(国土交通省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における担い手育成等の取組を推進するため、「担い手育成活動を実施した工事(試行)」として小学生～大学生等を対象に見学会等実施し、工事成績評価による評価を行いました。(国土交通省)
352		○魅力的な職場とするため、官民が連携して、適切な休日確保等の就労環境改善に引き続き取り組む。(国土交通省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における休日確保の取組を推進するため、「休日を確保した工事(試行)」として工事期間内に休日を確保した工事については工事成績評価による評価を行いました。(国土交通省)
353		○次の世代へと技術を伝承するため、官民が連携して、若手技術者の現場体験の機会の拡大に引き続き取り組む。(国土交通省)	○港湾工事及び業務における若手技術者の現場経験の機会拡大を推進するため、「若手技術者登用促進型(試行)」として現場経験の豊富な技術者(技術指導者)を併せて配置することで技術の伝承を図る取組を行いました。(国土交通省)
354		○生産性の向上を図るため、測量から設計、施工、検査、維持管理に至るプロセス全体に3次元データを活用するなど、ICTの導入を拡大していくとともに、ICTに対応できる人材の育成を推進する。(国土交通省)	○ICT活用工事、BIM/CIM(3次元モデル)活用業務・工事を実施し、港湾整備におけるICTの導入を拡大するとともに、i-Constructionやインフラ分野のDXをテーマとした受発注者向け研修や業界との意見交換等を実施しました。(国土交通省)
355		○東南アジア諸国等へのインフラ海外展開を推進するため、プロジェクトの川上から川下まで、各段階を担える人材の育成を更に進める。(国土交通省)	○独立行政法人 国際協力機構(JICA)の課題別研修等において、講義対応等の支援を行いました。また、港湾局からJICA長期専門家の派遣を行っており、現地の港湾当局に対して指導を行っています。(国土交通省) ○JICA 港湾関連研修修了生や JICA 事業に携わった ASEAN・大洋州地域各国の港湾分野におけるキーパーソンにより構成されるJICA港湾アルムナイの活動に対し、令和5年2月に開催されたセミナー及び港湾視察等の支援を行いました。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取り組んだ具体的内容
	オ 水産業の担い手の育成・確保		
356		○新規漁業就業者の漁業への定着率の向上を図り、将来の漁業の担い手として育成していくため、漁業への就業情報の提供や現場での研修を支援する。また、漁船漁業の乗組員不足に対応するため、漁業団体等が行う計画的・安定的な人員採用に向けた取組の支援及び水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等における海技資格を取得できる新たな仕組みの実現により、海技士等の人材の育成・確保に努める。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○漁業への就業を希望する者が経験ゼロからでも就業できるよう、就業希望者の段階に応じ、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援しました。(農林水産省) ○水産高校や業界団体、関係府省等の関係者の連携を図り、水産高校生等に漁業の魅力を伝え就業を働きかける取組の推進のほか、海技試験の受験に必要となる乗船履歴を早期に取得できる仕組みの拡大・実践等の海技士の計画的な確保・育成の取組を支援しました。(農林水産省)
357		○水産業及びその関連分野の人材確保のため、水産業において指導的役割を果たす人材を育成する国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校や、水産に関する課程を備えた高校・大学において、好事例の普及や質の高い教員の育成・配置等による実践的な専門教育の充実を図るとともに、実習船・練習船の整備を始めとする教育環境の整備を引き続き推進する。(文部科学省、農林水産省)	○国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校(以降、水産大学校)では教育を質・量ともに維持するため、①大学卒業と同等の学士の資格が得られる、大学改革支援・学位授与機構による教育課程の認定、②技術士の資格取得にもつながる、日本技術者教育認定機構(JABEE)による教育課程の認定、③海技士養成のための船舶職員養成施設としての教育課程・施設・教員等の登録を、それぞれ維持しました。本学校では、5学科体制の下、共通教育科目を1、2年次に配当して基礎的な事項を理解させ、その後、実地体験型教育を含む高度な専門教育科目を実施するカリキュラムを継続的に実施しました。専攻科においては、航海士による講義などの動機付け教育や、実践形式のオンザジョブトレーニング等、上級海技士資格を有する水産系海技士として活躍できる人材を育成しました。また、教育と研究の共用船「天鷹丸」の実習航海において、学生が水産資源・海洋調査を体験しました。(農林水産省) ○海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、練習船8拠点、臨海・臨湖実験所14拠点及び水産実験所4拠点を認定(令和5年3月現在)し、地域の特色を生かした実習教育を実施しています。(文部科学省) ○産業界と一体となって地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材を育成する取組を行う専門高校を「マイスター・ハイスクール」として指定し、その成果の普及を図るとともに、水産高校の実習船整備に係る経費の補助を行いました(※施策番号361及び362に関連記載あり)。(文部科学省)
358		○水産業のICT化を始め、持続的な水産資源の利用や収益性の高い操業体制への転換を進めるとともに、水産業普及指導員による新たな技術・知識の導入についての指導・助言を実施する。(農林水産省)	○収益性の高い操業体制への転換を促進するため、漁業構造改革総合対策事業において、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農林水産省)
359		○水産業における女性の活躍の場を更に広げるため、漁獲物の加工や消費者ニーズに対応した商品開発等、女性の特性を活かしつつ能力を発揮できる多種多様な活動を促進する。(農林水産省)	○漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む漁村の女性の活動を促進するため、漁村女性の資質向上のための研修を実施するとともに、漁村女性グループが行う加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組について支援しました。(農林水産省)
	カ 横断的に講ずべき施策		
360		○海洋分野におけるIT人材の育成を促進するため、MDAの能力強化に資する研究開発を含めた研究開発プロジェクト等を実施する。(文部科学省)	○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、海洋開発技術者を増やすという政府の目標に基づき設立された「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」へ参画し、海洋産業市場の成長に向け実践的技術やノウハウを持った海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進しました。(文部科学省) ○若年層も含む一般を対象として、今中長期計画としては初めてのJAMSTEC研究プラットフォーム運用開発部門技術成果報告会～海を知る～をオンラインにて開催しました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
361	○海洋や水産に関する専門教育を行う高校、高専や海洋系・商船系・水産系の大学・大学校において、教育環境の整備を含め、産業界が求める人材ニーズ等を踏まえた教育の高度化を図る。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○産業界と一体となって地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材を育成する取組を行う専門高校を「マイスター・ハイスクール」として指定し、その成果の普及を図りました(※施策番号357に関連記載あり)。(文部科学省) ○人材育成に関して、以下の取組を行っています(※施策番号253、341と同じ)。(文部科学省) ・東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。 ・東京海洋大学では、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」を行いました。 ・東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました。 ・東京海洋大学では、海洋産業領域での新規事業の創造・推進、起業、NPO法人等の設立などに関心のある学生に向けた特別講義として「海洋アントレプレナーシップ養成セミナー」を開講し、セミナー受講学生によるビジネスプラン・コンテストを開催しました。また、令和4年度から、ベンチャー企業の創業者等の生の声に触れることでアントレプレナーシップの醸成を図るとともに、起業や事業化について自分ごととして考えてもらう機会を創出することを目的として「海の起業論Ⅱ」を開講しました。 ○水産大学校では、以下の取組を実施しました。(農林水産省) ・水産関連業界が求める人材を把握するため、「人材育成に係る業界との意見交換会」を行い、水産関連企業が求める人材ニーズの把握に努めました。 ・合同企業説明会は令和5年3月に計3日間ウェブで開催し、参加した企業に対し、アンケートを依頼しています。今後、回答を分析し、教育の改善に役立てます。 ・学生は水産政策の改革や最新の水産研究に関する動向に対応するため、「水産特論」の授業において、水産庁担当課長や水産研究・教育機構理事長他からの講義を受けました。
362	○外板疲労等による老朽化の進行が指摘されている練習船の代船建造を計画的かつ早期に進め、学生等の安心・安全な教育研究環境の整備や新たな設備等の搭載による教育研究の高度化を着実に図る。(文部科学省)	○国立大学・高等専門学校が保有する練習船について、水産・海洋科学などに関する教育研究を始めとした科学技術の進展に対応した高度な実習調査環境が求められている一方で、外板疲労等による老朽化、航海・実習・調査観測などの教育に必要な装備の劣化及び旧式化が進んでいることから、練習船の整備を進めています(※施策番号357に関連記載あり)。(文部科学省)
363	○海洋人材の育成と確保につながるよう、関係省庁の連携により、海洋分野における社会人の学び直しを推進する。(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)	○厚生労働大臣が指定する教育訓練として、年に2回(4月1日付と10月1日付)、指定基準を満たした講座を指定しています。(厚生労働省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部	当該年度に取り組んだ具体的内容
	9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (2)子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進	
364	○2025年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化する。(内閣府、文部科学省、国土交通省)	○ニッポン学びの海プラットフォーム会合を開催し、関係府省・関係機関間にて連携を深めていくことを確認し、それぞれの取組の共有を行いました。(内閣府、文部科学省、国土交通省)
365	○学校現場で活用できる副読本(インターネット上におけるものを含む。)の開発や、施設見学、キャリア教育の推進、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。特に、海洋に関する科学的な理解を深めるため、副読本において、大学・研究機関等における研究開発の最新の状況を児童生徒の発達段階に応じて解説・情報発信する。(文部科学省、国土交通省)	○平成29年3月改訂の小中学校の学習指導要領に基づき、令和2年4月から小学校教育において海事産業の重要性が盛り込まれた授業が開始されたことから、学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」及び同プログラムに応じたオンライン授業動画の全国小学校教員への周知徹底を図るとともに、海洋教育PR動画の作成を行いました。(国土交通省) ○国土交通省が作成した海洋教育プログラム等について、各都道府県・指定都市教育委員会等の社会科担当指導主事に対して周知しました。(文部科学省)
366	○海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)では、包括連携を締結している大学とインターンシップ生の受入や連携大学院への教員委嘱を受ける等、大学教育への協力に取り組みました。また、平成30年に包括連携協定を締結した公益財団法人東京動物園協会と水圏生物に関するサイエンスコミュニケーションを推進することとしています。(農林水産省) ○関係機関と連携し、小中学生対象に体験乗船や海事施設見学を行いました。(国土交通省) ○みなとの良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象に、自治体や教育機関、NPO等の地域の主体と協力して海辺の自然学校を開催しました。(国土交通省) ○我が国の港湾の役割や歴史について普及啓発を図るため、みなとの博物館ネットワークフォーラムが実施するみなとの博物館の展示内容の紹介などみなとの博物館の認知度向上を支援しました。 ○JAMSTECの取組については、施策番号373に記載しました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

第3期海洋基本計画第2部			当該年度に取組んだ具体的内容
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (3) 海洋に関する国民の理解の増進			
367		○海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義に鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、大学・研究機関等が所有する船舶や海上保安庁による灯台等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活動、マリンレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。(文部科学省、国土交通省)	○東京海洋大学では、一般の方々に海に親しみ・興味を持ってもらうとともに、教育研究活動をわかりやすく紹介するために、「海の日」記念行事を開催しました。その中で調査・研究船の体験航海や教育研究に関するイベントや体験教室等が行われました。(文部科学省) ○海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、3月に「第15回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)の受賞者を発表しました。(国土交通省) ○船舶の種類や地域の特性に応じた海難防止講習会、訪船指導、「海の事故ゼロキャンペーン」等を通じて、国の関係機関及び民間団体と連携し、海難防止思想の普及に努めました。(国土交通省) ○毎年、7月の「海の日」及び「海の月間」を契機として、国民の海洋や海事産業への理解・関心を高めるためのイベントを全国各地で実施していますが、令和4年度はコロナ禍を踏まえ、オンラインイベント「海の日プロジェクト2022」の開催による情報発信を中心に実施しました。(国土交通省) ○毎年6月の「海洋環境保全推進月間」において、海洋環境保全の指導・啓発、毎年7月の「海岸愛護月間」において、海岸愛護の普及と啓発を行っています。さらに、毎年11月の「灯台記念日」を中心に全国各地の灯台の一般公開等を行い、海上交通安全思想の普及等を進めています(※施策番号189及び274に関連記載あり)。(国土交通省)
368		○平成27年12月、第70回国連総会において、人々の津波に対する意識向上と津波対策の強化を目的に、日本を始め世界142か国が共同提案し、全会一致で採択された「世界津波の日(11月5日)」を一つの切り口として、世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動の推進や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等の実施を通じて、防災分野の様々な分野で国際協力を推進する。(外務省)	○新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とするオンラインイベントを国連防災機関(UNDRR)と共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援しました。(外務省)
369		○一般国民が海に親しむ機会を拡大し、子どもや若者を始めとする多くの人に対し、海・船への興味・関心をより一層高める「C to Seaプロジェクト」を強力に推進する。また、この一環として独立行政法人海技教育機構の練習船等を活用した小中学生等の各種行事への参加等を通じた普及啓発への取組も強化する。(国土交通省)	○「C to Sea プロジェクト」として、以下の取組を行いました。(国土交通省) ・ポータルサイト「海ココ」のほか、SNS(Twitter・Instagram・YouTube)を積極的に活用し、継続的に海や船に関する情報発信を行いました。 ・新型コロナ感染症収束後の観光需要の回復を見据え、海への旅行や船旅への関心を高めるべく、船旅、海の絶景、マリンアクティビティ、海鮮グルメなど全国の様々な海事観光資源を組み合わせて楽しむ海事観光のモデルプランを策定しました。 ・海事広報における官民の取組と関係者間の連携を強化すべく、現在の「C to Seaプロジェクト」を拡充する形で、地方運輸局等及び海事広報活性化協議会から参加者を集めた組織横断的な広報チーム「C to Sea特派員」を形成しました。 ・独立行政法人海技教育機構の練習船等を活用した普及啓発への取組については、寄港要請港等におけるイベント参加や、子供たちを練習船に招くシップスクール等の取組を実施しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和4年度)

	第3期海洋基本計画第2部		当該年度に取組んだ具体的内容
370		○海洋に関する様々な情報を有する大学・研究機関等において、ICTの利活用を進め、メディア、インターネット等を通じて分かりやすく発信する。特に、ネットメディア、SNS、バーチャルリアリティ(VR)等の利活用を促進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○神戸大学海事博物館では所蔵品のいくつかの資料がバーチャルミュージアムとして電子化され、博物館ウェブサイトで公開されています。(文部科学省) ○JAMSTECでは、保有する広報ツール及び拠点施設・設備・船舶等を活用し、機構の研究開発について国民がわかりやすく理解できるよう、ウェブサイトを通じて各種コンテンツや研究紹介記事を掲載した他、SNSも活用して活動内容等を発信しました。(文部科学省) ○水産研究・教育機構では、研究開発業務の成果等について、新聞、テレビ、雑誌、ウェブメディア等のマスメディアや機構のウェブサイト、広報誌、SNS(Facebook)等のICTメディアを活用し、積極的に公表しました。(農林水産省) ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)では、国民にわかりやすく情報発信を行うため、来訪者へのシミュレータ等の施設の公開、主催する研究発表会、講演会及び公開実験のウェブ配信、関係者との情報交換の場における動画・画像の積極的な利用、ウェブサイト上の「キッズページ」の充実を図るなど、わかりやすい発信に努めました。(国土交通省) ○海の日関連のイベントについては、施策番号367に記載しました。(国土交通省)
371		○海洋に関する科学技術の魅力や研究活動の実際を分かりやすく伝え、効果的な理解増進に資することを目的として、研究機関等における、広報活動に携わる専門的な人材の活用を推進する。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	○海上技術安全研究所では、引き続き、外部の専門家を活用し、広報の強化に取り組みました。(国土交通省) ○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。(文部科学省) ○水産研究・教育機構の取組については、施策番号370に記載しました。(農林水産省)
372		○海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める。(文部科学省)	○水中遺跡における調査・保存処理の手法を取りまとめた「水中遺跡の在り方について(報告)」(平成29年10月31日)をもとに、地方自治体等が水中遺跡の保存活用・整備を適切かつ円滑に進めていく上で必要な事項を検討するための有識者による議論を行い、「水中遺跡ハンドブック」を刊行しました。(文部科学省)
373		○地方公共団体による水族館・科学館のコンテンツの充実、調査船の一般公開、講演会・イベント等の開催、体験型学習等の取組や海洋振興策の検討に対し、大学・研究機関等の積極的な協力を図る。また、地域における産学官連携のネットワークを通じて、地域の特色を活かした海洋教育、普及啓発活動の取組を推進する。(内閣府、文部科学省)	○内閣府では、政府の海洋政策の普及啓発を図るため、海洋産業技術に関する専門展「SUBSEA TECH JAPAN 2022(第4回海洋産業技術展)」および海洋都市横浜うみ協議会が主催する、海洋産業に関するイベント「海と産業革新コンベンション(うみコン2023)」へ出展しました。いずれにおいても、政府で取り組んでいる様々な海洋政策に関する複数のポスターを展示するとともに、来場者にポスターの説明、質疑応答を行いました。また、「うみコン2023」においては、政府の海洋政策、特に第4期海洋基本計画の検討状況に関する講演を行いました。なお、「SUBSEA TECH JAPAN 2022」に展示したポスターについては、内閣府の海洋政策のウェブページ(https://www8.cao.go.jp/ocean/info/event/subsea/subsea.html)に掲載しました。(内閣府) ○JAMSTECでは、各種メディア・企業・科学館・博物館・水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携した取組を行いました。(文部科学省) ○文部科学省のその他の取組については、施策番号367及び370に記載しました。